

湘南西ブロック

第二期 平塚・大磯・二宮ブロック  
ごみ処理広域化実施計画

令和3年3月策定

令和8年3月見直し

1市2町ごみ処理広域化推進会議

平塚市・大磯町・二宮町



## 目 次

<b>第1章 実施計画策定の趣旨</b> .....	<b>1</b>
1.1 実施計画策定の背景.....	1
1.2 計画期間.....	3
<b>第2章 廃棄物処理の現状、課題及び方向性</b> .....	<b>4</b>
2.1 ブロックの地域特性.....	4
2.2 廃棄物処理の現状.....	7
2.3 廃棄物処理の課題と方向性.....	24
<b>第3章 将来予測</b> .....	<b>26</b>
3.1 ごみの排出量等の将来予測の流れ.....	26
3.2 人口の将来予測.....	28
3.3 ごみの将来予測（現状施策のまま推移した場合） .....	30
3.4 し尿及び浄化槽汚泥の収集量の将来予測.....	33
<b>第4章 広域化の基本方針と計画目標の設定</b> .....	<b>35</b>
4.1 広域化の基本方針.....	35
4.2 計画目標の設定.....	36
<b>第5章 施策体系</b> .....	<b>41</b>
5.1 平塚・大磯・二宮ブロックにおける施策体系.....	41
5.2 具体的な施策.....	45
<b>第6章 平塚・大磯・二宮ブロックにおける広域処理システム</b> .....	<b>56</b>
6.1 平塚・大磯・二宮ブロックにおける分別収集区分.....	56
6.2 平塚・大磯・二宮ブロックにおける広域処理システムのフロー.....	58
<b>第7章 施設整備計画</b> .....	<b>59</b>
7.1 廃棄物処理施設整備計画.....	59
7.2 災害時の対応.....	66
7.3 循環型社会形成推進交付金の活用.....	66
<b>第8章 組織体制及び運営方法の検討</b> .....	<b>67</b>
8.1 平塚・大磯・二宮ブロックにおける組織体制.....	67
8.2 平塚・大磯・二宮ブロックにおける運営方法.....	68
8.3 平塚・大磯・二宮ブロックにおける費用負担.....	70
<b>第9章 実施スケジュール</b> .....	<b>71</b>
9.1 今後の進め方.....	71
9.2 平塚・大磯・二宮ブロックにおける広域処理等のスケジュール.....	71
<b>第10章 ごみ処理広域化の効果</b> .....	<b>73</b>
10.1 ごみ処理広域化の効果.....	73
10.2 ごみの減量化*及び分別徹底効果の検討 .....	79



# 第 1 章 実施計画策定の趣旨

## 1.1 実施計画策定の背景

### (1) 背景

平成 9 年（1997 年）5 月に国の通知「ごみ処理の広域化計画について」（衛環 173 号各都道府県一般廃棄物担当部（局）長あて厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）を受けた神奈川県は、平成 10 年（1998 年）3 月に「神奈川県ごみ処理広域化計画」を策定し、平塚市・秦野市・伊勢原市・大磯町・二宮町の 3 市 2 町域を「湘南西ブロック」として位置付けました。

湘南西ブロックでは平成 15 年度（2003 年度）及び平成 16 年度（2004 年度）の 2 か年で「湘南西ブロックごみ処理広域化実現可能性調査」を実施し、その結果、平塚市・大磯町・二宮町ブロック（以下「平塚・大磯・二宮ブロック」という。）と秦野市・伊勢原市の 2 ブロック体制で進めることとし、平塚市、大磯町、二宮町では 1 市 2 町によるごみ処理広域化を実現すべく、平成 18 年（2006 年）2 月に基本協定を締結しました。しかしながら、具体的な検討を進める中で、二宮町は平成 18 年（2006 年）9 月に脱退を表明し、10 月に協定が解除されました。

これを受けて、平塚市、大磯町で平成 19 年（2007 年）12 月に基本協定を締結し、「平塚・大磯ブロックごみ処理広域化実施計画」を策定しました。その後二宮町より平成 21 年（2009 年）3 月に「ごみ処理広域化への復帰について」申し入れがされ、復帰について協議を重ねてきました。

そして、平成 22 年（2010 年）3 月 30 日に平塚市、大磯町、二宮町で覚書を締結しました。同年 4 月 1 日に「1 市 2 町ごみ処理広域化推進会議」を設置し、具体的な施策や方向性の検討を行い、パブリックコメント等により寄せられた住民意見を踏まえ、平成 24 年（2012 年）3 月に令和 2 年度（2020 年度）までを計画期間とする「平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画（以下「第一期実施計画」という。）」を策定しました。また、同時期に平塚市、大磯町、二宮町で「一般廃棄物処理に係る事務事業の広域化に関する基本協定書」を締結しました。

第一期実施計画を進める中で実施計画に基づく各種施策を展開してまいりましたが、厨芥類資源化施設の整備取止めやリサイクルセンターの整備主体の変更、剪定枝資源化施設の施設規模等、当ブロックにおける広域処理システム並びに施設整備計画に変更が生じたことから、実施計画の一部見直し、平成 27 年（2015 年）3 月に改定を行っています。その後平成 31 年（2019 年）3 月の国の通知「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（環循適発第 1903293 号）や今後の動向を踏まえ、令和 3 年度（2021 年度）から令和 12 年度（2030 年度）を計画期間とする「第二期平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画（以下「第二期実施計画」という。）」を策定しました。

これまで第二期実施計画に基づき施策を展開してきましたが、次期大磯町し尿処理施設の進捗を踏まえた施設整備スケジュールの見直しや、国より、ごみの減量化や一般廃棄物の最終処分量の削減に関する目標の考えが示されたことから、これらに関する目標値も見直すとともに「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環法」という。）の施行を踏まえた方向性を加えます。

## (2) 広域化の必要性

平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された SDGs\*【2030 年に向けて世界が合意した「持続可能な開発目標」】の達成に向けた取り組みや循環型社会形成推進基本法に基づき令和 6 年（2024 年）8 月に策定された第五次循環型社会形成推進基本計画において循環型社会の形成に向けて、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用し、脱炭素社会、産業競争力効果、経済安全保障、地方創生及び質の高い暮らしの実現のために『循環経済』への移行が重要とされ、移行のためには関係者が一丸となった取り組みが求められています。

また令和 7 年（2025 年）3 月の国の通知「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（環循適発第 24032923 号）では、将来にわたり持続可能な適正処理を確保していくためには、改めて現在及び将来の社会情勢等を踏まえ、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制のあり方を検討することが必要と位置付けています。

各市町に単独で廃棄物処理施設を整備する場合、用地確保の困難性や、施設規模が小さいことにより非効率な施設となり、環境負荷も大きくまた、建設費や維持管理費等のごみ処理における経費負担の高騰にもつながります。

そのため、引き続き、より広い地域でごみ処理に取り組み、集約した適切な規模の施設整備を行うことで、循環型社会の形成、脱炭素社会や循環経済への移行の実現が期待されます。



図 1 平塚・大磯・二宮ブロックの位置

### (3) 実施計画の目的

第一期実施計画に基づき推進してきた当ブロックにおける廃棄物処理の現状と課題を踏まえ、広域処理施設の整備計画や施設が完成するまでの対応、ごみの減量化\*や資源化\*に関する取り組みの推進等、廃棄物処理事業を共同で取り組むための計画を策定することを目的とします。

### (4) 実施計画の位置付け

第二期実施計画は、当ブロックにおける廃棄物処理の広域的な取り組みについて定めるものです。一般廃棄物処理に関係する各種の法律並びに計画との整合性を持たせています。それぞれの関係については以下のとおりです。

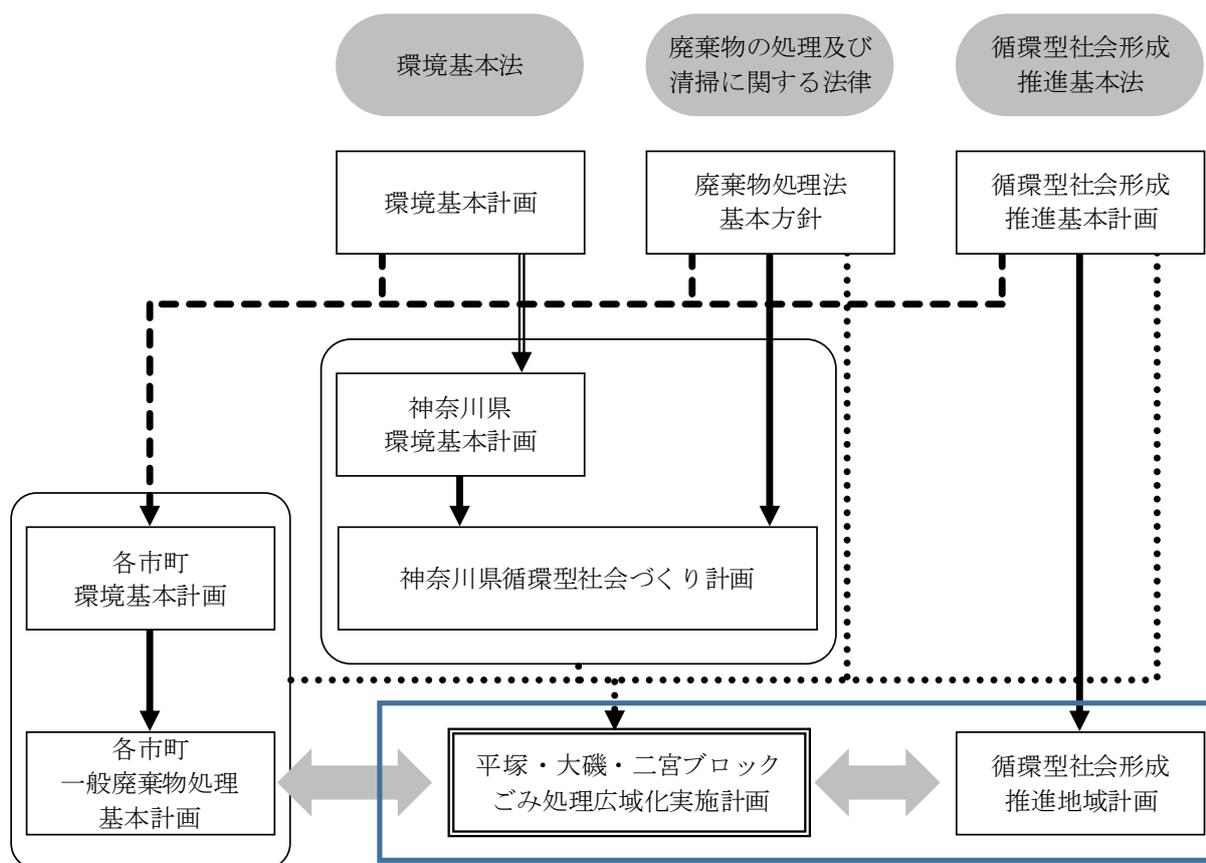


図 2 計画の位置付け

## 1.2 計画期間

第一期実施計画の計画期間は上位計画である県の循環型社会づくり計画（広域化計画）の計画期間（10 か年）を参考に設定しており、第二期実施計画においても、令和 3 年度（2021 年度）を初年度に、令和 12 年度（2030 年度）までの 10 年間としています。

なお、中間年度（令和 7 年度（2025 年度））においては、相互に連携している各市町の一般廃棄物処理基本計画に影響があるため、将来推計等を実施することとしていましたが計画期間中におけるこれまでの社会情勢の変化を踏まえ、これまでの実績を用いた将来予測が困難であることから計画策定時の予測を維持し、現状に基づいた見直しを図るものとします。

また、計画期間内において、必要に応じて見直しを行うこととします。

## 第2章 廃棄物処理の現状、課題及び方向性

### 2.1 ブロックの地域特性

#### (1) 地域の概要

平塚・大磯・二宮ブロックは、神奈川県のおおぼ中央に位置しており、北は秦野市、伊勢原市、厚木市、東は茅ヶ崎市、寒川町、西は小田原市、中井町に接しています。また、南には湘南の海が広がっています。

面積・人口・世帯数の状況は以下のとおりです。

表 1 面積・人口・世帯数（令和6年10月1日現在）

	面積		人口		世帯数	
	(km <sup>2</sup> )	(%)	(人)	(%)	(世帯)	(%)
平塚市	67.88	72.1	258,380	81.8	118,294	82.7
大磯町	17.18	18.3	30,833	9.8	13,007	9.1
二宮町	9.08	9.6	26,685	8.4	11,780	8.2
1市2町	94.14	100.0	315,898	100.0	143,081	100.0

出典：神奈川県人口統計調査結果「神奈川県の人口と世帯」

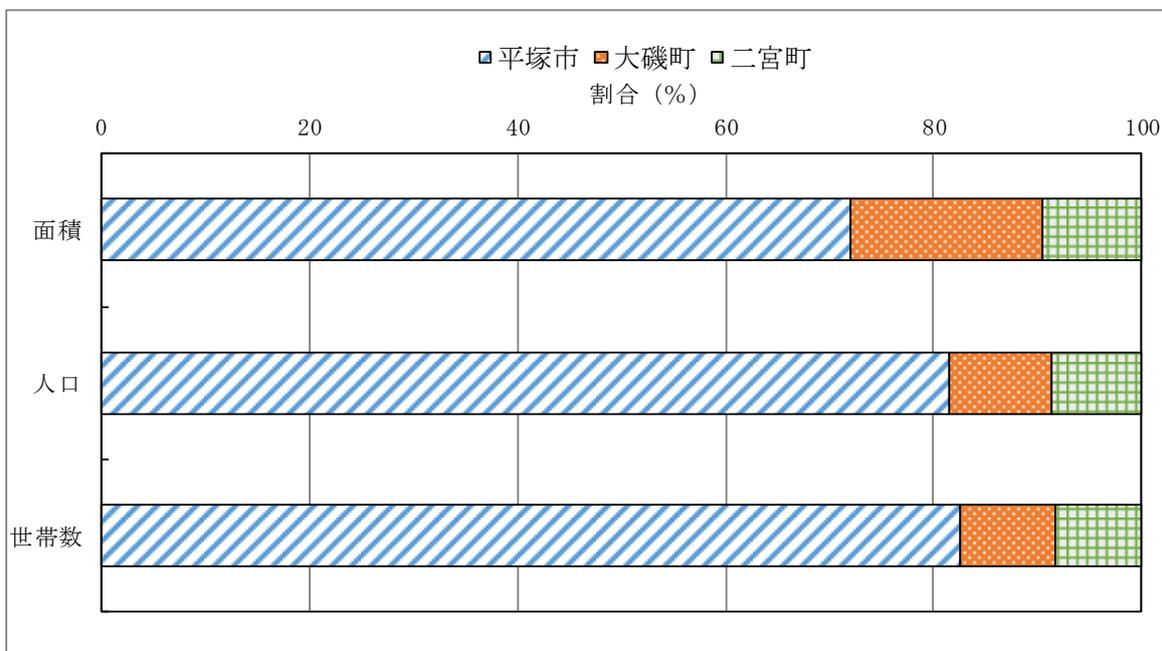


図 3 面積・人口・世帯数の構成割合

## (2) 人口の推移

人口は減少傾向にありましたが、令和6年度には1市2町合計で315,898人となっており、2町がともに減少傾向にあるものの、平塚市は令和5年度に増加しています。

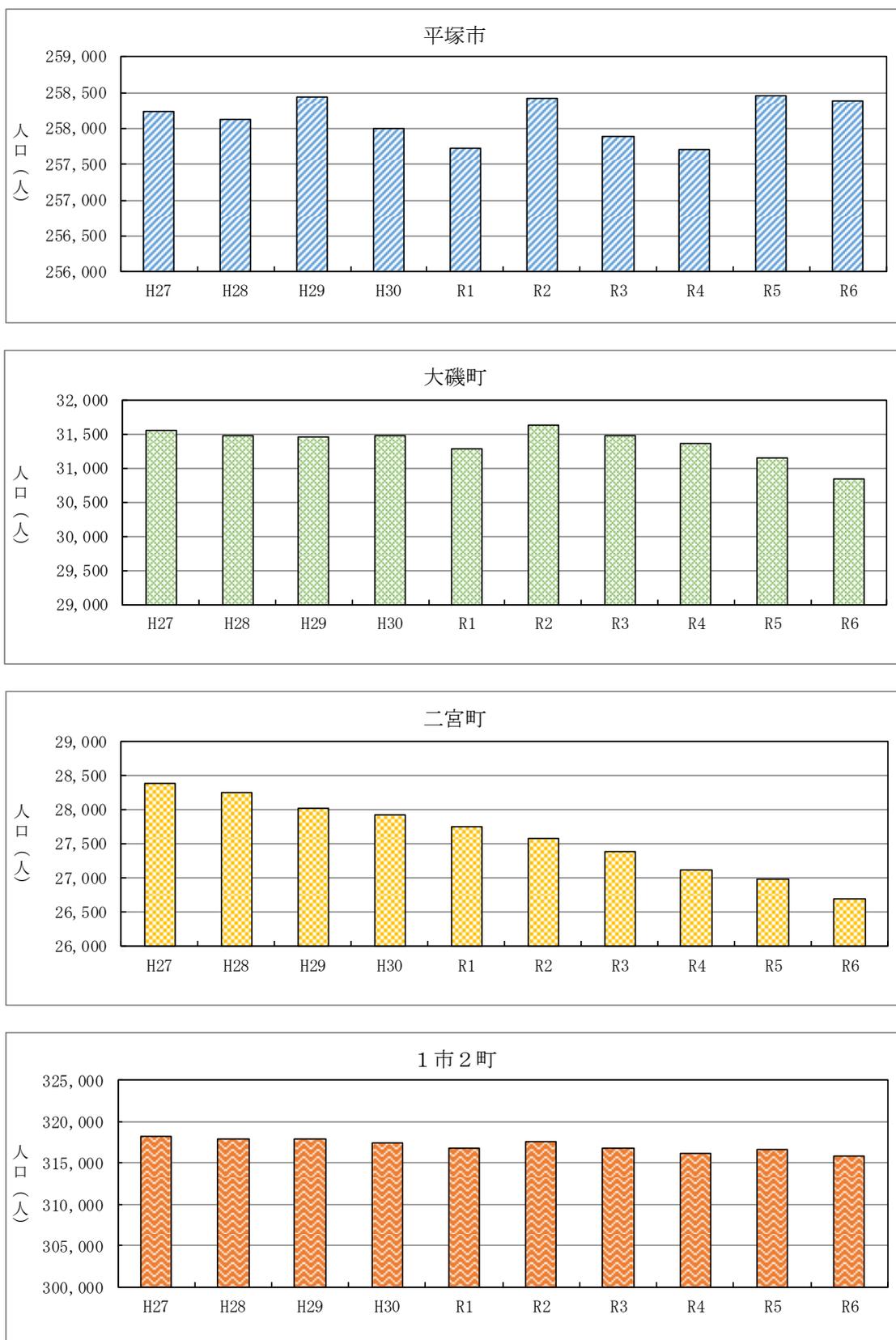


図4 人口推移 (各年度10月1日現在)

### (3) 産業別就業人口

産業別就業人口は、1市2町ともに第二次産業及び第三次産業がその大部分を占め、1市2町全体で第三次産業が70パーセントを超えています。

表 2 産業別就業人口とその割合

	第一次産業		第二次産業		第三次産業		合計	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
平塚市	1,602	1.5	29,027	27.1	76,406	71.4	107,035	100.0
大磯町	297	2.1	2,689	19.5	10,838	78.4	13,824	100.0
二宮町	203	1.7	2,481	20.5	9,404	77.8	12,088	100.0
1市2町	2,102	1.6	34,197	25.7	96,648	72.7	132,947	100.0

※：分類不能の産業を除きます。

出典：令和2年国勢調査 就業状態等基本集計（労働力状態，就業者の産業・職業など）

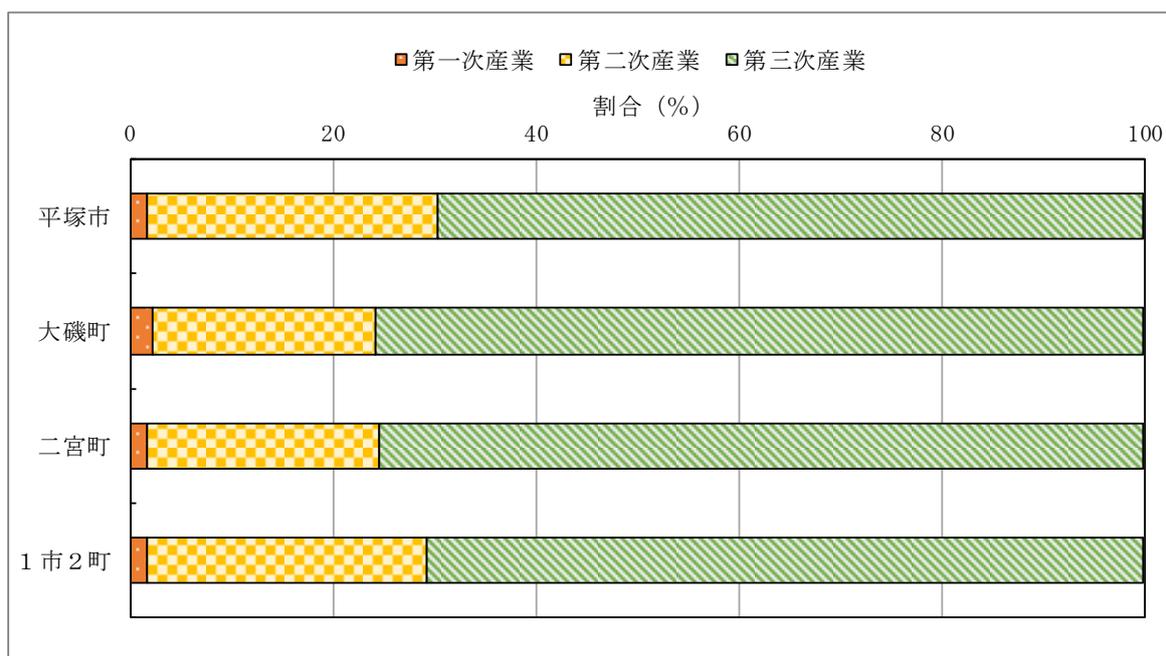


図 5 産業別就業人口の割合

## 2.2 廃棄物処理の現状

### (1) ごみの総排出量\*

#### 1) 平塚市

ごみの総排出量は、令和元年度に一時的に増加しましたが、令和2年度から令和5年度にかけては減少傾向を示しています。令和5年度のごみの総排出量は、平成30年度から約8千トン減少し、約73.9千トンとなっています。また、総排出量を人口で除した原単位\*で見ると、令和5年度の1人1日当たりのごみ排出量は、782グラムとなっています。令和2年度からのごみ量の減少には、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化及び令和3年度より一部地域より順次戸別収集を開始した効果が影響していると考えられます。

表3 平塚市のごみの総排出量の実績

年度		H30	R1	R2	R3	R4	R5	
人口	(人)	258,004	257,729	258,422	257,883	257,713	258,463	
総排出量	(t/年)	81,989	82,770	80,181	78,190	76,960	73,948	
収集ごみ(家庭系)	(t/年)	60,429	60,663	60,834	58,517	56,816	54,379	
	可燃ごみ	(t/年)	41,745	41,946	41,455	40,552	39,403	37,574
	不燃ごみ	(t/年)	2,658	2,810	3,061	2,491	2,138	2,039
	資源ごみ	(t/年)	15,721	15,584	15,987	15,192	15,022	14,510
	粗大ごみ(家電リサイクル除く)	(t/年)	242	261	273	236	222	232
	その他のごみ(有害ごみ)	(t/年)	63	62	58	46	31	24
直接搬入ごみ(家庭系)	(t/年)	1,499	1,699	1,489	1,483	1,342	1,307	
集団回収(家庭系)	※1 (t/年)	0	0	0	0	0	0	
収集ごみ(事業系)	(t/年)	16,601	16,772	14,716	15,026	15,327	15,004	
直接搬入ごみ(事業系)	※2 (t/年)	3,460	3,636	3,142	3,164	3,475	3,258	
原単位	(g/人・日)	871	877	850	831	818	782	
家庭系ごみ	(t/年)	61,928	62,362	62,323	60,000	58,158	55,686	
事業系ごみ	(t/年)	20,061	20,408	17,858	18,190	18,802	18,262	

※1：三者協方式による資源回収を含みます。

※2：し尿の残渣処理を除きます。

出典：一般廃棄物処理事業の概要 神奈川県 各年度

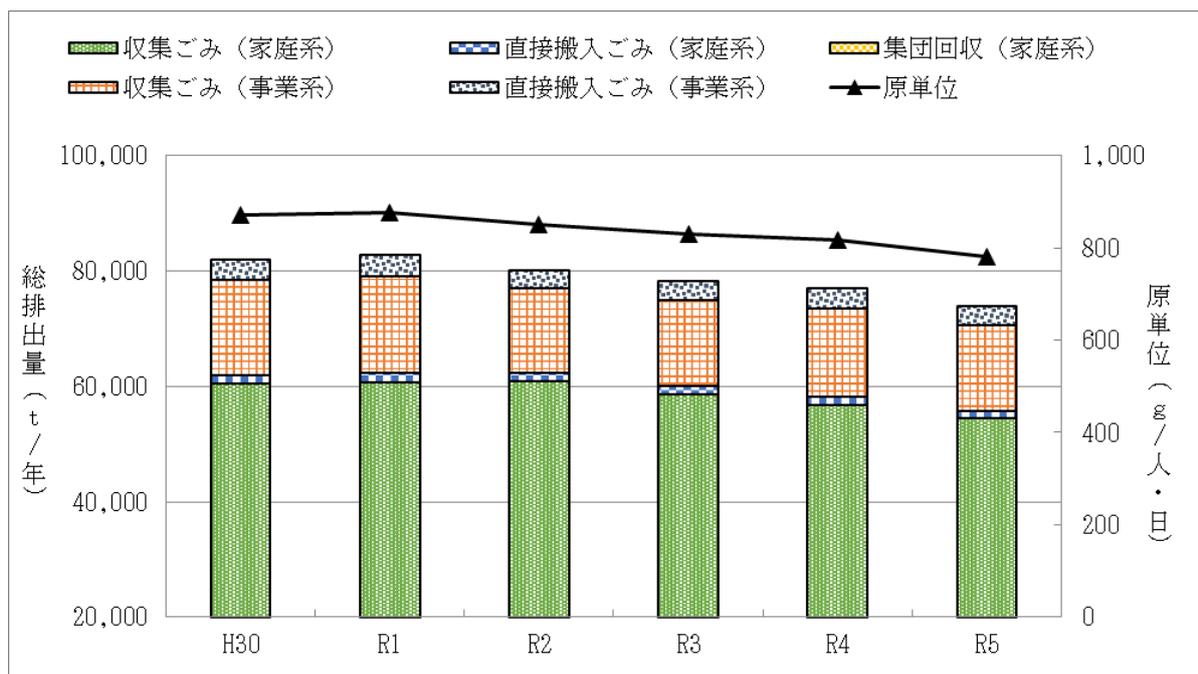


図6 平塚市のごみの総排出量の実績

## 2) 大磯町

ごみの総排出量は、令和元年度に一時的に増加しましたが、令和2年度に減少し、令和3年度は横ばいになったものの、令和5年度にかけて減少傾向を示しています。令和5年度のごみの総排出量は、平成30年度から約0.96千トン減少し、約9.8千トンとなっています。また、総排出量を人口で除した原単位で見ると、令和5年度の1人1日当たりのごみ排出量は、862グラムとなっています。ただし、令和2年度からのごみ量の減少には、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化が影響していると考えられます。

表4 大磯町のごみの総排出量の実績

年度		H30	R1	R2	R3	R4	R5	
人口	(人)	31,467	31,284	31,634	31,475	31,353	31,146	
総排出量	(t/年)	10,779	10,900	10,544	10,539	10,181	9,821	
収集ごみ(家庭系)	(t/年)	8,318	8,327	8,421	8,178	8,042	7,676	
	可燃ごみ	(t/年)	5,651	5,660	5,622	5,441	5,432	5,186
	不燃ごみ	(t/年)	352	393	427	398	374	348
	資源ごみ	(t/年)	2,236	2,191	2,281	2,253	2,160	2,070
	粗大ごみ(家電リサイクル除く)	(t/年)	67	69	80	75	65	60
	その他のごみ(有害ごみ)	(t/年)	12	14	11	11	11	12
	直接搬入ごみ(家庭系)	(t/年)	392	386	452	489	280	321
集団回収(家庭系)	(t/年)	267	262	257	204	184	172	
収集ごみ(事業系)	(t/年)	1,373	1,397	1,171	1,233	1,258	1,245	
直接搬入ごみ(事業系)	※1 (t/年)	429	528	243	435	417	407	
原単位	(g/人・日)	938	952	913	917	890	862	
家庭系ごみ	(t/年)	8,977	8,975	9,130	8,871	8,506	8,169	
事業系ごみ	(t/年)	1,802	1,925	1,414	1,668	1,675	1,652	

※1：し尿の残渣処理を除きます。

出典：一般廃棄物処理事業の概要 神奈川県 各年度

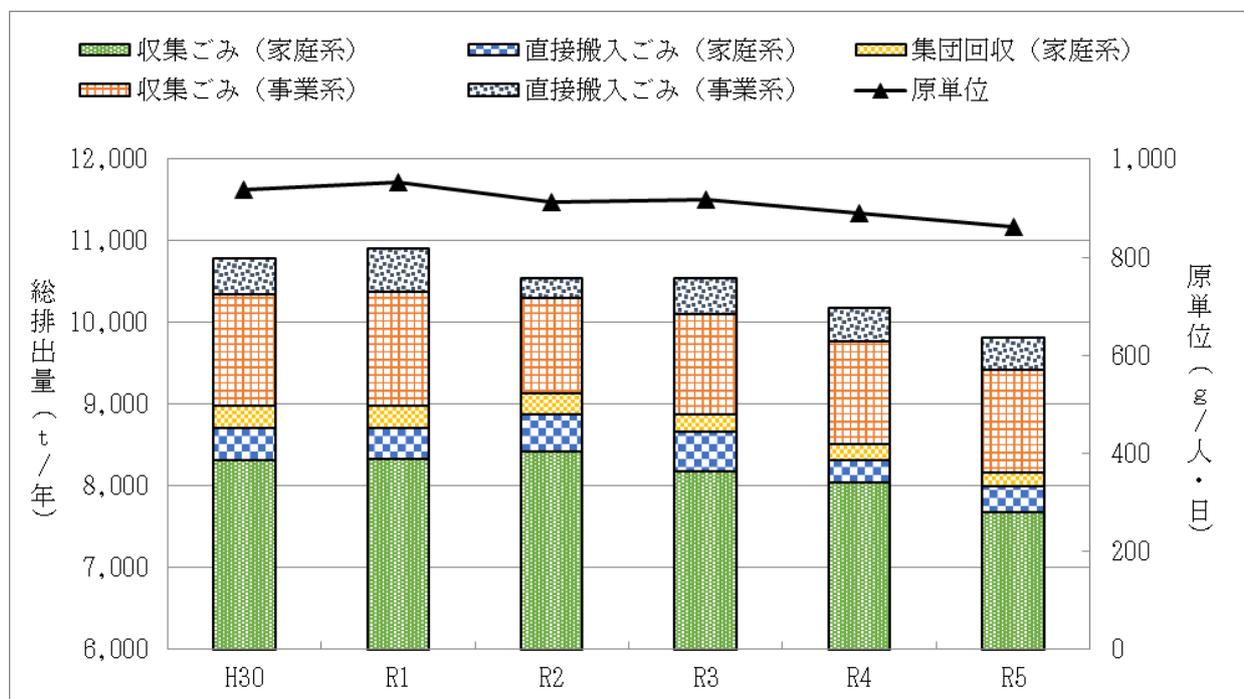


図7 大磯町のごみの総排出量の実績

### 3) 二宮町

ごみの総排出量は、令和2年度から令和5年度にかけては減少傾向を示しています。令和5年度のごみの総排出量は、平成30年度から約0.9千トン減少し、約7.5千トンとなっています。また、総排出量を人口で除した原単位で見ると、令和5年度の1人1日当たりのごみ排出量は、766グラムとなっています。ただし、令和2年度からのごみ量の減少には、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化が影響していると考えられます。

表 5 二宮町のごみの総排出量の実績

年度		H30	R1	R2	R3	R4	R5
人口	(人)	27,919	27,744	27,564	27,381	27,120	26,968
総排出量	(t/年)	8,484	8,468	8,455	8,203	7,823	7,563
収集ごみ (家庭系)	(t/年)	7,354	7,327	7,436	7,148	6,848	6,627
	可燃ごみ (t/年)	4,548	4,545	4,555	4,441	4,335	4,190
	不燃ごみ (t/年)	296	314	368	327	298	291
	資源ごみ (t/年)	2,423	2,375	2,405	2,276	2,120	2,052
	粗大ごみ (家電リサイクル除く) (t/年)	77	83	97	94	86	85
	その他のごみ (有害ごみ) (t/年)	10	10	11	10	9	9
	直接搬入ごみ (家庭系) (t/年)	294	353	342	376	313	299
収集ごみ (事業系) (t/年)	715	680	546	561	545	522	
直接搬入ごみ (事業系) ※1 (t/年)	121	108	131	118	117	115	
原単位	(g/人・日)	833	834	840	821	790	766
家庭系ごみ	(t/年)	7,648	7,680	7,778	7,524	7,161	6,926
事業系ごみ	(t/年)	836	788	677	679	662	637

※1：し尿の残渣処理を除きます。

出典：一般廃棄物処理事業の概要 神奈川県 各年度

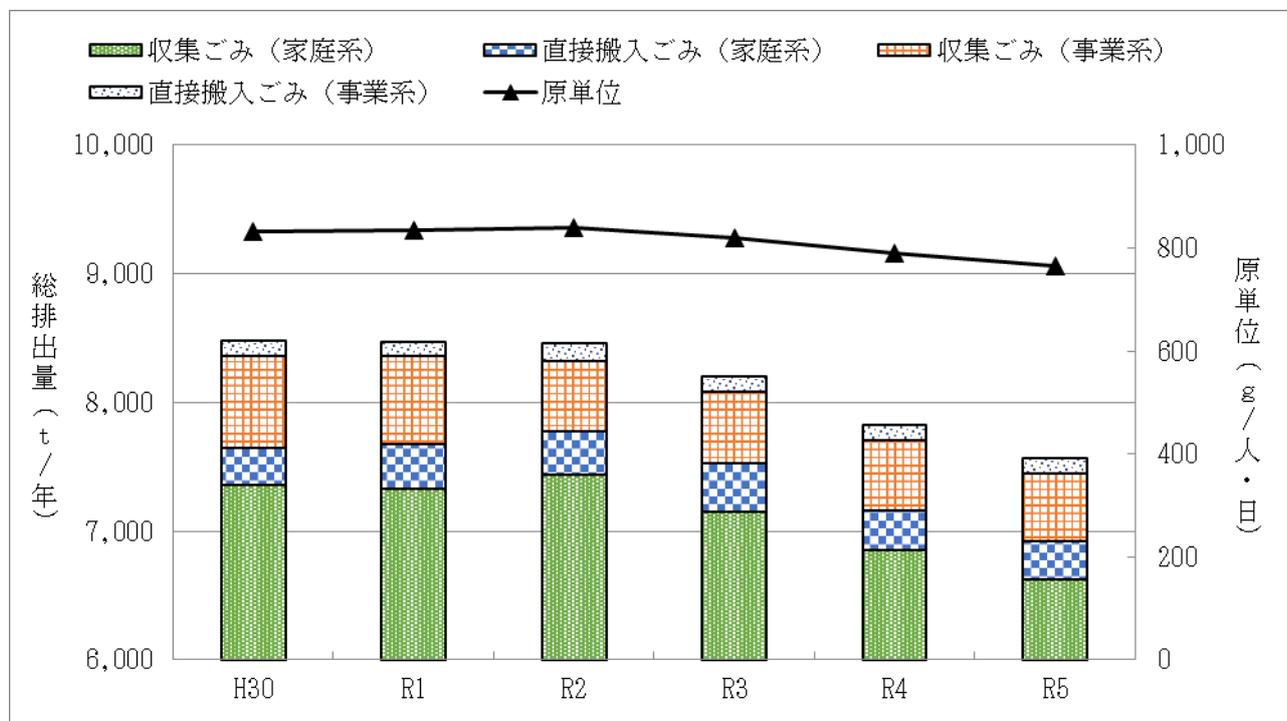


図 8 二宮町のごみの総排出量の実績

#### 4) 平塚・大磯・二宮ブロック

ごみの総排出量は、令和元年度に一時的に増加しましたが、令和2年度から令和5年度にかけては減少傾向を示しています。令和5年度のごみの総排出量は、平成30年度と比べて約9.9千トン減少し、約91.3千トンとなっています。また、総排出量を人口で除した原単位で見ると、令和5年度の1人1日当たりのごみ排出量は、788グラムとなっています。ただし、令和2年度から令和4年度は新型コロナウイルス感染症等の影響を受け、家庭系ごみ及び事業系ごみが減少しています。また、平塚市の令和3年度から開始した戸別収集により家庭系ごみが減少しています。

表 6 平塚・大磯・二宮ブロックにおけるごみの総排出量の実績

年度		H30	R1	R2	R3	R4	R5
人口	(人)	317,390	316,757	317,620	316,739	316,186	316,577
総排出量	(t/年)	101,252	102,138	99,180	96,932	94,964	91,332
収集ごみ (家庭系)	(t/年)	76,101	76,317	76,691	73,843	71,706	68,682
	可燃ごみ (t/年)	51,944	52,151	51,632	50,434	49,170	46,950
	不燃ごみ (t/年)	3,306	3,517	3,856	3,216	2,810	2,678
	資源ごみ (t/年)	20,380	20,150	20,673	19,721	19,302	18,632
	粗大ごみ (家電リサイクル除く) (t/年)	386	413	450	405	373	377
	その他のごみ (有害ごみ) (t/年)	85	86	80	67	51	45
	直接搬入ごみ (家庭系) (t/年)	2,185	2,438	2,283	2,348	1,935	1,927
集団回収 (家庭系) ※1 (t/年)	267	262	257	204	184	172	
収集ごみ (事業系) (t/年)	18,689	18,849	16,433	16,820	17,130	16,771	
直接搬入ごみ (事業系) ※2 (t/年)	4,010	4,272	3,516	3,717	4,009	3,780	
原単位	(g/人・日)	874	881	856	838	823	788
家庭系ごみ	(t/年)	78,553	79,017	79,231	76,395	73,825	70,781
事業系ごみ	(t/年)	22,699	23,121	19,949	20,537	21,139	20,551

※1：平塚市の三者協調方式による資源化回収量を含みます。

※2：し尿の残渣処理を除きます。

出典：一般廃棄物処理事業の概要 神奈川県 各年度

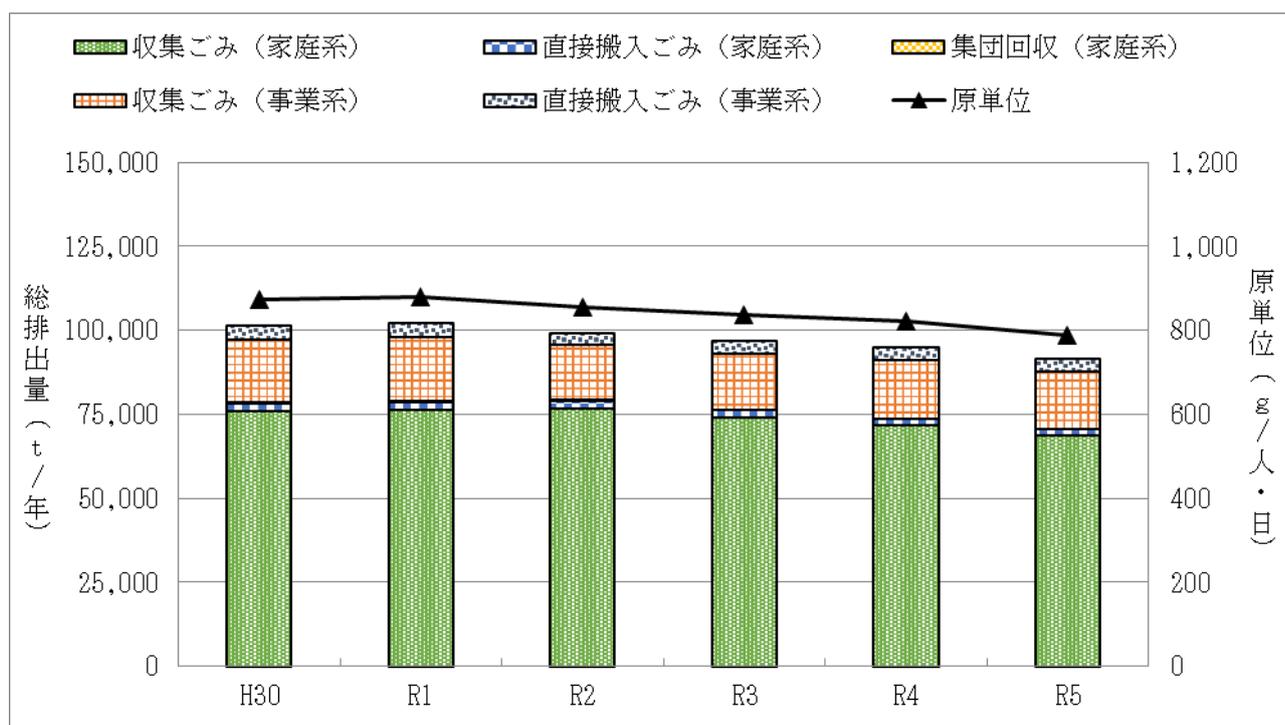


図 9 平塚・大磯・二宮ブロックにおけるごみの総排出量の実績

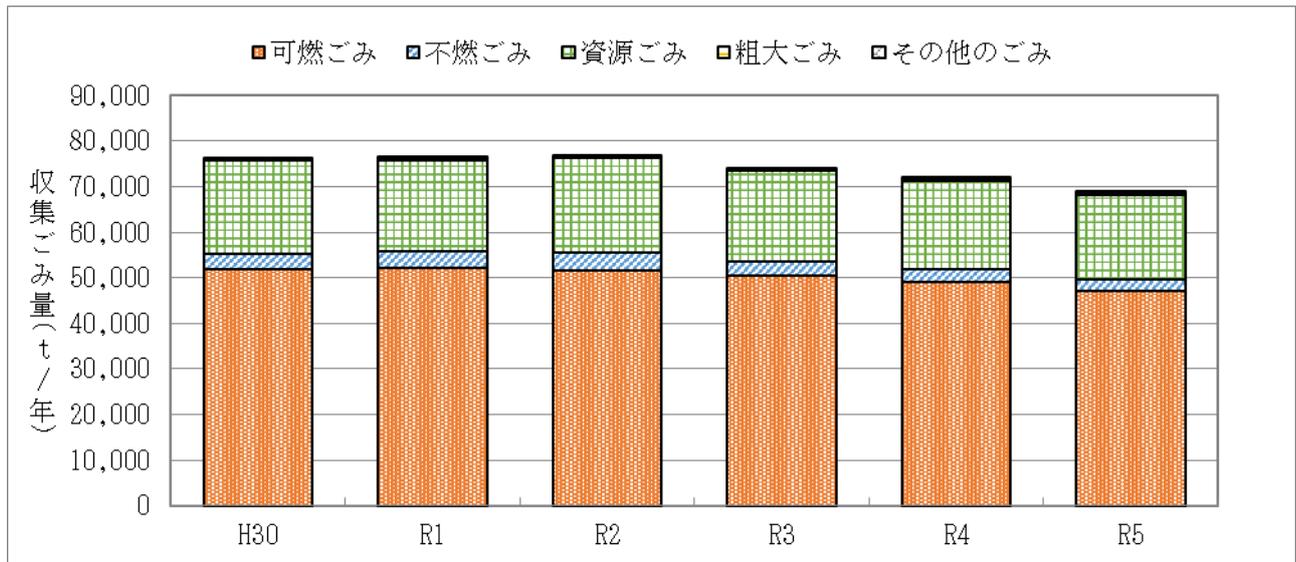


図 10 平塚・大磯・二宮ブロックにおける収集ごみの内訳

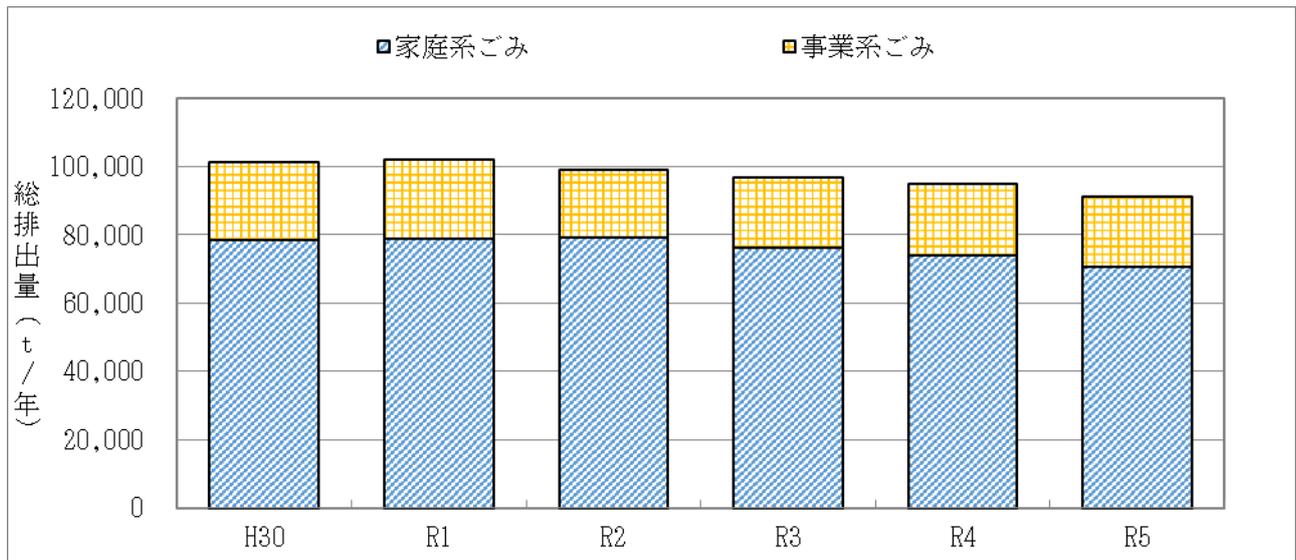


図 11 平塚・大磯・二宮ブロックにおける家庭系・事業系ごみの内訳

表6-2 1市2町のごみの排出量実績の内訳

分類	H12	H21	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
人口	(人)	317,693	318,406	318,174	317,837	317,898	317,390	316,757	317,620	316,739	316,186	316,577
収集ごみ	可燃ごみ	(t)	77,407	53,098	53,586	53,421	51,944	52,151	51,632	50,434	49,170	46,950
	不燃ごみ	(t)	7,639	4,821	3,177	3,704	3,270	3,306	3,517	3,856	3,216	2,810
	資源ごみ	(t)	24,407	9,727	22,748	21,577	20,910	20,380	20,150	20,673	19,721	19,302
	粗大ごみ (家電リサイクル除く)	(t)	1,521	622	767	434	389	386	413	450	405	373
	その他のごみ (有害ごみ)	(t)	78	83	73	72	33	85	86	80	67	51
小計	(t)	111,052	75,511	79,863	79,373	78,410	76,945	76,317	76,691	73,843	71,706	68,682
家庭系ごみ	可燃ごみ	(t)	0	554	520	506	466	489	592	637	423	449
	不燃ごみ	(t)	0	1,274	1,102	1,229	1,282	1,370	1,528	1,289	1,334	1,174
	資源ごみ	(t)	0	166	182	166	174	255	280	253	236	206
	粗大ごみ (家電リサイクル除く)	(t)	0	389	369	243	217	142	136	144	132	109
	その他 (有害ごみ)	(t)	0	0	0	0	0	0	5	5	9	11
小計	(t)	0	2,383	2,173	2,144	2,073	2,113	2,438	2,283	2,348	1,935	1,927
集団回収	(t)	129	13,705	249	282	267	267	262	257	204	184	172
中計	(t)	111,181	91,599	82,285	81,799	80,750	79,317	79,017	79,231	76,395	73,825	70,781
収集ごみ	可燃ごみ	(t)	13,466	17,597	17,757	18,500	18,633	18,689	18,849	16,433	16,820	17,130
	不燃ごみ	(t)	253	54	0	0	0	0	0	0	0	0
	資源ごみ	(t)	48	32	0	0	0	0	0	0	0	0
	粗大ごみ (家電リサイクル除く)	(t)	60	4	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他 (有害ごみ)	(t)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	(t)	13,827	17,687	17,757	18,500	18,624	18,633	18,849	16,433	16,820	17,130	
事業系ごみ	可燃ごみ	(t)	4,736	2,899	3,104	3,614	3,414	3,348	3,077	2,480	2,741	3,088
	不燃ごみ	(t)	1,677	768	387	363	284	206	255	193	154	157
	資源ごみ	(t)	298	51	13	727	967	907	940	843	817	760
	粗大ごみ (家電リサイクル除く)	(t)	233	85	21	0	1	1	0	0	5	4
	その他 (有害ごみ)	(t)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	(t)	6,944	3,803	3,525	4,704	4,666	4,723	4,272	3,516	3,717	4,009	
中計	(t)	20,771	21,490	21,282	23,204	23,490	22,699	23,121	19,949	20,537	21,139	
総排出量	(t)	131,952	113,089	103,567	105,003	104,240	102,673	102,138	99,180	96,932	94,964	
総排出量原単位	(g/人・日)	1,138	960	891	902	899	885	881	856	838	823	

出典：一般廃棄物処理事業の概要 神奈川県 各年度

## (2) ごみ組成

可燃ごみの組成は、紙・布類の割合が最も高く、次いで、ビニール・合成樹脂類の割合が高くなっています。

三成分は、水分が約 47 パーセントで可燃分が約 48 パーセントとなっています。

また、ビニール・合成樹脂類が多いため、1 キログラム当たり約 9,100 キロジュールの高質なごみ（高カロリー）となっています。

表 7 平塚・大磯・二宮ブロックにおける可燃ごみの組成（令和 5 年度）

測定項目		1 市 2 町	
乾基準	ごみの組成	紙、布類 (%)	46.8
		ビニール・合成樹脂類 (%)	23.9
		木、竹類 (%)	14.5
		厨芥類 (%)	6.1
		不燃物 (%)	0.6
		その他 (%)	8.1
湿基準	単位体積重量 (kg/m <sup>3</sup> )		126
	三成分	水分 (%)	47.3
		灰分 (%)	4.7
		可燃分 (%)	48.0
	低位発熱量 (kJ/kg)		9,100

※ 1 : 広域処理施設のごみ質であり、1 市 2 町の平均に該当します。  
出典：平塚市環境事業センターごみ質分析結果

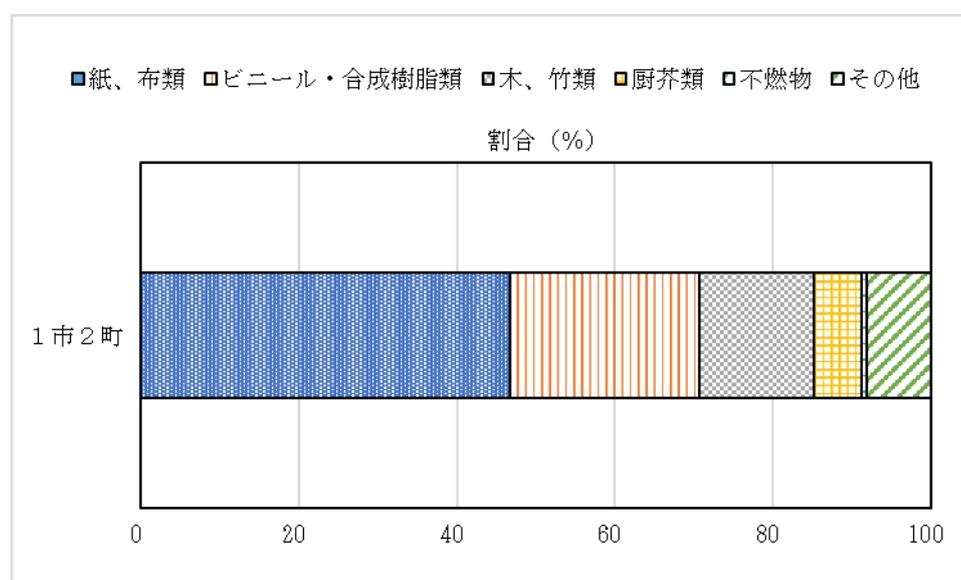


図 12 平塚・大磯・二宮ブロックにおける可燃ごみの組成

### (3) 分別収集区分・排出方法・収集回数

分別収集区分・排出方法・収集回数の状況は以下のとおりです。

表 8 分別収集区分・排出方法・収集回数の状況（令和7年4月現在）

一般的な ごみの種類	分別収集区分(現状)			排出方法			収集回数		
	平塚市	大磯町	二宮町	平塚市	大磯町	二宮町	平塚市	大磯町	二宮町
古紙類	古紙類	古紙	古紙類	新聞：縛る 雑誌・本類：縛る 段ボール：縛る 紙バック：コンテナ その他紙類：紙袋	新聞等：縛る 雑誌・雑紙：縛るか、 紙袋 段ボール：縛る 紙バック：縛る	新聞等：縛る 雑誌・雑紙：縛るか、 紙袋 段ボール：縛る 紙バック：縛る	月2回	週1回	月2回
布類	布類	古布	布類	縛るもしくは紙袋に 入れてコンテナ	指定ごみ袋	透明・半透明袋	月2回	週1回	月2回
空き缶 (アルミ缶、 スチール缶)	空き缶類	空き缶類	空き缶類	コンテナ	網かご	透明・半透明袋	月2回	月2回	月2回
金属類	金属	金属類	金属	缶専用コンテナの そば	かご	細かいものは 透明・半透明袋	月2回	月1回	月1回
ビン	ビン	ビン	ビン	コンテナ	生きビン：かご その他のビン：かご	透明・半透明袋	月2回	月2回	月2回
ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル	透明・半透明袋	透明・半透明袋	透明・半透明袋	週1回	月2回	月2回
剪定枝	剪定枝	剪定枝	剪定枝	樹脂製・自然素材の ひもで縛る	束ねる	縛る	随時持込	月2回	週1回
廃食用油	廃食用油	廃食用油	廃食用油	ペットボトルに入れて コンテナ	ペットボトルに入れて かご	ペットボトルに入れて 透明・半透明袋	月2回	月2回	週2回
容器包装 プラスチック	容器包装 プラスチック (プラクル)	容器包装 プラスチック	容器包装 プラスチック	透明・半透明袋	透明・半透明袋	透明・半透明袋	週1回	週1回	週1回
可燃ごみ	可燃ごみ	可燃ごみ	可燃ごみ	透明・半透明袋	指定ごみ袋	指定ごみ袋	週2回	週2回	週2回
不燃 ごみ	蛍光管	蛍光管	蛍光管類	(半)透明袋・ 購入時の箱	専用かご	空箱 透明・半透明袋	月2回	月2回	月1回
		不燃ごみ	不燃ごみ	破碎ごみ	束ねる・透明・ 半透明袋	かご			小型：透明・ 半透明袋 大型：縛る・たたむ
	家電機器	小型家電	家電類・ 寝具類	小型家電回収 ボックス	小型家電回収 ボックス	指定なし (細かいものは透明・ 半透明袋) 布団：縛る			月1回
粗大ごみ	粗大ごみ	粗大ごみ		予約制 直接持込み	予約収集 シール券 直接持込み		随時申込 直接持込 み	臨時収集 直接収集	
有害ごみ (乾電池、 水銀体温計等)	有害ごみ	有害ごみ	有害ごみ	乾電池ボックス 透明な袋	回収容器(缶)	透明・半透明袋	月2回	月1回	月1回

※：収集は、平塚市の可燃ごみが一部戸別収集している以外、基本的に全ての品目でステーション回収を行っています。

#### (4) 廃棄物処理施設の整備状況

一般廃棄物処理施設等の現在の設置状況は以下のとおりです。

##### 1) ごみ焼却施設

施設名	平塚市環境事業センター	
所在地	平塚市大神 3-15-1	
稼働開始	平成 25 年 (2013 年) 10 月	
処理方式	全連続炉 (流動床式)	
処理能力	315 t / 日 (105 t / 24 h × 3 炉)	

##### 2) 不燃・粗大及び資源化施設等

施設名	平塚市粗大ごみ破碎処理場	
所在地	平塚市堤町 3-5	
稼働開始	平成元年 (1989 年) 4 月	
処理方式	横型回転衝撃せん断式	
処理能力	55 t / 5 h	

施設名	平塚市リサイクルプラザ (愛称：くるりん)	
所在地	平塚市四之宮 7-3-5	
稼働開始	平成 16 年 (2004 年) 4 月	
処理方式	選別圧縮梱包	
処理能力	46.86 t / 日 内訳 ビン：12.8 t / 5h ペットボトル：4.56 t / 6h 缶：7.2 t / 6h 容器包装プラスチック：22.3 t / 5h	

施設名	大磯町リサイクルセンター 【リサイクル施設・中継施設（単独施設）・選別保管施設（単独施設）】	
所在地	大磯町虫窪 53	
稼働開始	平成 30 年（2018 年）4 月	
処理方式	選別圧縮梱包、積替圧縮、一時貯留	
処理能力	リサイクル機能 6 t / 日 内訳 容器包装プラスチック：4 t / 5 h      ペットボトル：2 t / 5 h 積替機能 47 t / 日	

施設名	二宮町ウッドチップセンター	
所在地	二宮町緑が丘 1-12-2	
稼働開始	平成 27 年（2015 年）10 月	
処理方式	破碎処理（チップ化）	
処理能力	12 t / 日	

### 3) 最終処分場

施設名	平塚市遠藤原一般廃棄物 最終処分場	
所在地	平塚市土屋 585	
稼働開始	昭和 59 年（1984 年）4 月	
埋立面積	36,300 m <sup>2</sup>	
埋立容量	456,000 m <sup>3</sup>	

### 4) し尿処理施設

施設名	大磯町し尿処理施設	
所在地	大磯町虫窪 66	
稼働開始	昭和 53 年（1978 年）4 月	
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理 （河川放流）	
処理能力	50kL / 日	

5) 下水道投入施設

施設名	二宮町環境衛生センター桜美園 (単独施設)	
所在地	二宮町中里 207-1	
稼働開始	処理方式変更 令和元年(2019年)11月 (※建屋:昭和51年(1976年)4月 建築)	
処理方式	直接脱水、希釈処理 (公共下水道放流)	
処理能力	25kL/日	

6) その他

施設名	二宮町ごみ積替施設(単独施設)	
所在地	二宮町二宮 1670-1	
稼働開始	平成23年(2011年)12月	
処理方式	段差ホッパ式	
積替能力	7t/h	



### (5) ごみの処理・処分の内訳

収集ごみ・直接搬入ごみの処理は、焼却（焼却量）が最も多くなっていますが、人口の減少及び減量化\*・資源化\*施策によって、令和5年度では約70.6千トンまで減少しています。

総資源化量は、平成30年度以降増減を繰り返し、令和5年度は約24.0千トンとなっています。また、平成30年度の資源化率\*は26.5パーセントで、その後も横ばいで、令和5年度は、26.2パーセントとなっています。令和5年度の最終処分量は約0.8千トンとなっています。

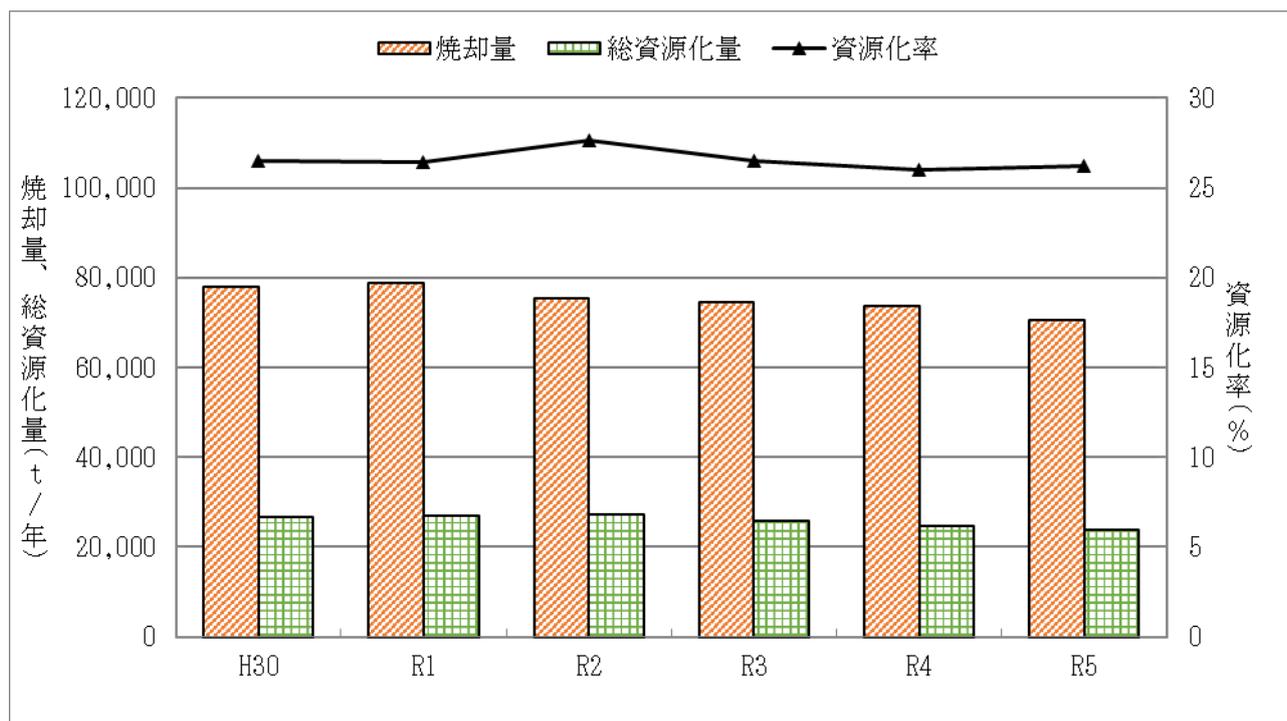


図 13 平塚・大磯・二宮ブロックにおけるごみの焼却量及び総資源化量\*等の推移

表 10 平塚・大磯・二宮ブロックにおけるごみの処理・処分量及び総資源化量\*等の推移

年度		H30	R1	R2	R3	R4	R5
1 市 2 町	総排出量 (t/年)	101,252	102,138	99,180	96,932	94,964	91,332
	収集ごみ・直接搬入ごみ (t/年)	100,985	101,876	98,923	96,728	94,780	91,160
	焼却量 (t/年)	77,983	78,903	75,472	74,590	73,725	70,529
	埋立量(焼却残渣除く) (t/年)	1,022	1,002	1,046	911	552	835
	資源化量※1 (t/年)	21,390	21,355	21,958	20,811	19,950	19,308
	その他量(減量化量) (t/年)	590	616	447	416	553	488
	集団回収量 (t/年)	267	262	257	204	184	172
	総資源化量 (t/年)	26,801	26,958	27,349	25,681	24,699	23,918
	資源化量 (t/年)	21,390	21,355	21,958	20,811	19,950	19,308
	集団回収量 (t/年)	267	262	257	204	184	172
	焼却残渣からの資源化量 (t/年)	5,144	5,341	5,134	4,666	4,565	4,438
	資源化率※2 (%)	26.5	26.4	27.6	26.5	26	26.2
	最終処分量 (t/年)	1,022	1,002	1,046	911	552	835
	埋立量(焼却残渣除く) (t/年)	1,022	1,002	1,046	911	552	835
	焼却残渣埋立量 (t/年)	0	0	0	0	0	0
平 塚 市	総排出量 (t/年)	81,989	82,770	80,181	78,190	76,960	73,948
	収集ごみ・直接搬入ごみ (t/年)	81,989	82,770	80,181	78,190	76,960	73,948
	焼却量 (t/年)	64,129	64,928	62,025	61,118	60,503	57,799
	埋立量(焼却残渣除く) (t/年)	831	815	827	716	429	649
	資源化量 (t/年)	16,586	16,551	16,986	16,091	15,541	15,069
	その他量(減量化量) (t/年)	443	476	343	265	487	431
	集団回収量※1 (t/年)	0	0	0	0	0	0
	総資源化量 (t/年)	20,806	20,939	21,193	19,929	19,282	18,701
	資源化量 (t/年)	16,586	16,551	16,986	16,091	15,541	15,069
	集団回収量※1 (t/年)	0	0	0	0	0	0
	焼却残渣からの資源化量 (t/年)	4,220	4,388	4,207	3,838	3,741	3,632
	資源化率※2 (%)	25.4	25.3	26.4	25.5	25.1	25.3
	最終処分量 (t/年)	831	815	827	716	429	649
	埋立量(焼却残渣除く) (t/年)	831	815	827	716	429	649
	焼却残渣埋立量 (t/年)	0	0	0	0	0	0
内 訳 大 磯 町	総排出量 (t/年)	10,779	10,900	10,544	10,539	10,181	9,821
	収集ごみ・直接搬入ごみ (t/年)	10,512	10,638	10,287	10,335	9,997	9,649
	焼却量 (t/年)	8,033	8,169	7,741	7,864	7,701	7,421
	埋立量(焼却残渣除く) (t/年)	109	103	125	101	62	91
	資源化量 (t/年)	2,316	2,316	2,399	2,308	2,188	2,101
	その他量(減量化量) (t/年)	54	50	22	62	46	36
	集団回収量 (t/年)	267	262	257	204	184	172
	総資源化量 (t/年)	3,122	3,138	3,195	2,951	2,856	2,747
	資源化量 (t/年)	2,316	2,316	2,399	2,308	2,188	2,101
	集団回収量 (t/年)	267	262	257	204	184	172
	焼却残渣からの資源化量 (t/年)	539	560	539	439	484	474
	資源化率※2 (%)	29	28.8	30.3	28	28.1	28.0
	最終処分量 (t/年)	109	103	125	101	62	91
	埋立量(焼却残渣除く) (t/年)	109	103	125	101	62	91
	焼却残渣埋立量 (t/年)	0	0	0	0	0	0
二 宮 町	総排出量 (t/年)	8,484	8,468	8,455	8,203	7,823	7,563
	収集ごみ・直接搬入ごみ (t/年)	8,484	8,468	8,455	8,203	7,823	7,563
	焼却量 (t/年)	5,821	5,806	5,706	5,608	5,521	5,309
	埋立量(焼却残渣除く) (t/年)	82	84	94	94	61	95
	資源化量 (t/年)	2,488	2,488	2,573	2,412	2,221	2,138
	その他量(減量化量) (t/年)	93	90	82	89	20	21
	集団回収量 (t/年)	0	0	0	0	0	0
	総資源化量 (t/年)	2,873	2,881	2,961	2,801	2,561	2,470
	資源化量 (t/年)	2,488	2,488	2,573	2,412	2,221	2,138
	集団回収量 (t/年)	0	0	0	0	0	0
	焼却残渣からの資源化量 (t/年)	385	393	388	389	340	332
	資源化率※2 (%)	33.9	34	35	34.1	32.7	32.7
	最終処分量 (t/年)	82	84	94	94	61	95
	埋立量(焼却残渣除く) (t/年)	82	84	94	94	61	95
	焼却残渣埋立量 (t/年)	0	0	0	0	0	0

※1：集団回収量の中には、平塚市の三者協調方式による資源回収量を含んでいます。

※2：資源化率＝総資源化量÷総排出量（ただし、し尿残渣の処理を除く）

出典：一般廃棄物処理事業の概要 神奈川県 各年度

### (6) ごみ処理経費（処理及び維持管理費）

過去5年間のごみ処理経費（処理及び維持管理費）の推移は、収集運搬費は増減しながらほぼ横ばい、最終処分費は、約10万円で横ばい、中間処理費は増減しながら増加傾向にあります。ごみ処理経費（処理及び維持管理費）は、1人当たり約1万円で横ばい、ごみ1トン当たり経費は、増加傾向となっています。

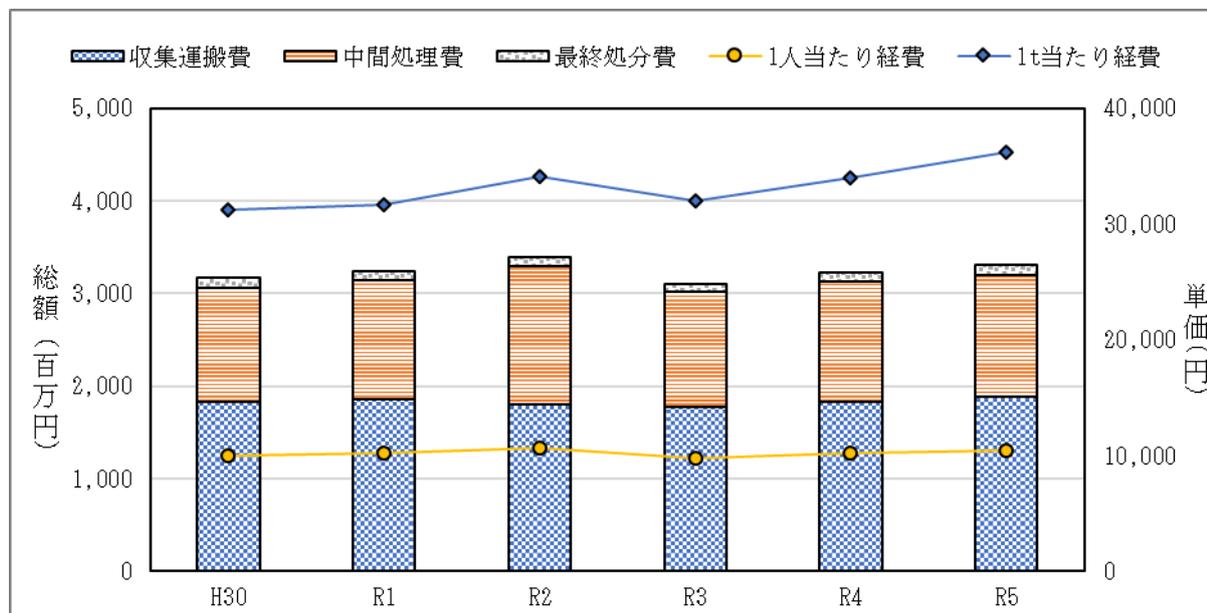


図 14 平塚・大磯・二宮ブロックにおけるごみ処理経費（処理及び維持管理費）の推移

表 11 平塚・大磯・二宮ブロックにおけるごみ処理経費（処理及び維持管理費）の推移

年度		H30	R1	R2	R3	R4	R5
1 市 2 町	人口 (人)	317,390	316,757	317,620	316,739	316,186	316,577
	ごみ排出量 (t/年)	101,252	102,138	99,180	96,932	94,964	91,332
	処理及び維持管理費 (千円/年)	3,166,302	3,233,156	3,385,556	3,102,676	3,224,113	3,304,097
	収集運搬費 (千円/年)	1,822,802	1,859,699	1,803,901	1,768,816	1,834,219	1,887,331
	中間処理費 (千円/年)	1,237,871	1,282,451	1,496,980	1,242,651	1,297,374	1,315,114
	最終処分費 (千円/年)	105,629	91,006	84,675	91,209	92,520	101,652
	1人当たり経費 (円/人・年)	9,976	10,207	10,659	9,796	10,197	10,437
	1t当たり経費 (円/t)	31,272	31,655	34,135	32,009	33,951	36,177
平 塚 市	人口 (人)	258,004	257,729	258,422	257,883	257,713	258,463
	ごみ排出量 (t/年)	81,989	82,770	80,181	78,190	76,960	73,948
	処理及び維持管理費 (千円/年)	2,411,177	2,463,069	2,582,506	2,320,430	2,434,984	2,524,655
	収集運搬費 (千円/年)	1,416,379	1,447,535	1,387,121	1,353,156	1,409,243	1,478,494
	中間処理費 (千円/年)	898,891	934,811	1,122,437	888,428	944,266	956,235
	最終処分費 (千円/年)	95,907	80,723	72,948	78,846	81,475	89,926
	1人当たり経費 (円/人・年)	9,346	9,557	9,993	8,998	9,448	9,768
	1t当たり経費 (円/t)	29,409	29,758	32,208	29,677	31,640	34,141
大 磯 町	人口 (人)	31,467	31,284	31,634	31,475	31,353	31,146
	ごみ排出量 (t/年)	10,779	10,900	10,544	10,539	10,181	9,821
	処理及び維持管理費 (千円/年)	439,682	455,140	478,334	454,199	457,549	489,288
	収集運搬費 (千円/年)	192,473	200,032	203,744	200,335	201,385	206,011
	中間処理費 (千円/年)	240,949	247,369	266,447	246,347	248,780	275,005
	最終処分費 (千円/年)	6,260	7,739	8,143	7,517	7,384	8,272
	1人当たり経費 (円/人・年)	13,973	14,549	15,121	14,430	14,593	15,709
	1t当たり経費 (円/t)	40,791	41,756	45,366	43,097	44,941	49,821
二 宮 町	人口 (人)	27,919	27,744	27,564	27,381	27,120	26,968
	ごみ排出量 (t/年)	8,484	8,468	8,455	8,203	7,823	7,563
	処理及び維持管理費 (千円/年)	315,443	314,947	324,716	328,047	331,580	290,154
	収集運搬費 (千円/年)	213,950	212,132	213,036	215,325	223,591	202,826
	中間処理費 (千円/年)	98,031	100,271	108,096	107,876	104,328	83,874
	最終処分費 (千円/年)	3,462	2,544	3,584	4,846	3,661	3,454
	1人当たり経費 (円/人・年)	11,299	11,352	11,780	11,981	12,226	10,759
	1t当たり経費 (円/t)	37,181	37,193	38,405	39,991	42,385	38,365

出典：一般廃棄物処理実態調査結果 神奈川県集計結果（経費）各年度  
 一般廃棄物処理実態調査結果 神奈川県集計結果（ごみ処理状況）各年度  
 各市町人口統計人口（国勢調査基礎）

### (7) し尿及び浄化槽汚泥の収集量

過去5年間のし尿及び浄化槽汚泥の収集量の推移は、公共下水道の普及に伴って年々減少しています。令和5年度は、1市1町（平塚市・大磯町）が年間約11,862キロリットル、二宮町が、約4,532キロリットルとなっています。

表 12 平塚・大磯・二宮ブロックにおけるし尿及び浄化槽汚泥の収集量の推移

年度		R1	R2	R3	R4	R5
1市1町	収集量 (kL/年)	13,265	13,581	12,055	11,503	11,862
	し尿 (kL/年)	1,474	1,541	1,143	1,052	1,102
	浄化槽汚泥 (kL/年)	11,791	12,040	10,912	10,451	10,760
	1日当たりの収集量 (kL/日)	36.2	37.2	33.0	31.5	32.4
平塚市	収集量 (kL/年)	6,674	6,863	5,472	5,111	5,574
	し尿 (kL/年)	1,078	1,182	776	669	633
	浄化槽汚泥 (kL/年)	5,596	5,681	4,696	4,442	4,941
	1日当たりの収集量 (kL/日)	18.2	18.8	15.0	14.0	15.2
大磯町	収集量 (kL/年)	6,591	6,718	6,583	6,392	6,288
	し尿 (kL/年)	396	359	367	383	469
	浄化槽汚泥 (kL/年)	6,195	6,359	6,216	6,009	5,819
	1日当たりの収集量 (kL/日)	18.0	18.4	18.0	17.5	17.2
二宮町	収集量 (kL/年)	5,742	5,456	4,789	4,875	4,532
	し尿 (kL/年)	328	294	282	288	272
	浄化槽汚泥 (kL/年)	5,414	5,162	4,507	4,587	4,260
	1日当たりの収集量 (kL/日)	15.7	14.9	13.1	13.4	12.4

出典：一般廃棄物処理事業の概要 神奈川県 各年度

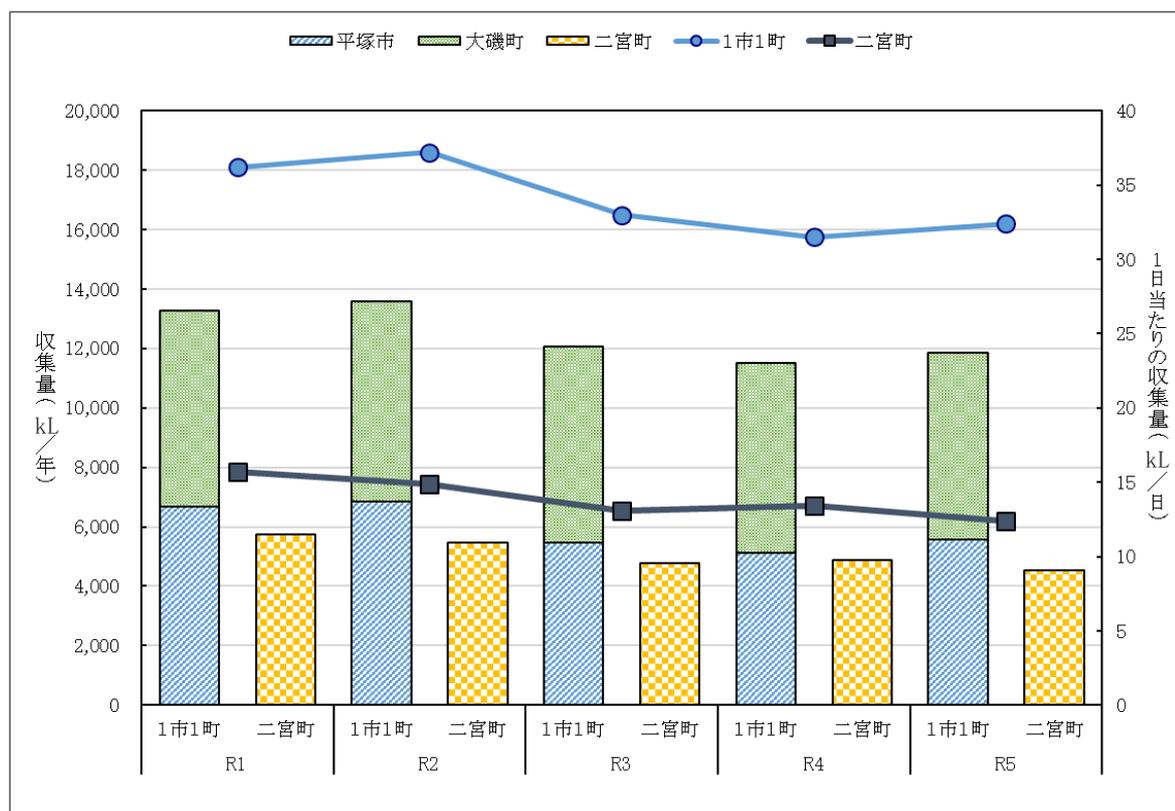


図 15 平塚・大磯・二宮ブロックにおけるし尿及び浄化槽汚泥の収集量の推移

## 2.3 廃棄物処理の課題と方向性

### (1) 廃棄物処理に関する課題と方向性

#### 1) ごみの減量化\*の必要性

ごみの総排出量\*は、令和5年度実績で1人1日当たり788グラムであり、本計画で掲げた中間目標である「令和7年度の1人1日当たりの排出量を847グラム以下(平成30年度比3.0パーセント以上削減)することを目指します。」を既に達成しています。

また、令和12年度までに1人1日当たりの排出量を819グラム以下とする目標も既に達成しています。

一方、国の廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(以下「廃棄物処理基本方針」という。)(令和7年2月)では取組指標として令和12年度までに令和4年度比で総排出量を9パーセント削減するなどの目標を掲げていることから、今後も住民や事業者等の協力を得ながら、循環型社会の構築を目指すとともに、発生抑制を推進し、引き続きごみの減量化\*に取り組むことが必要です。(P.10 表6参照)

#### 2) 資源化\*の促進の必要性

資源化率は、令和5年度実績で26.2パーセントであり、本計画で掲げた計画目標である「令和7年度以降の資源化率を30.6パーセント以上とする。」に届いていない状況です。

また、廃棄物処理基本方針(平成28年1月)に定められた「平成32年度(令和2年度)までに再生利用率を約27パーセントとする。」にはわずかに届いていない状況です。

今後も将来的に枯渇が懸念される天然資源の消費を抑制するためにも、資源物の一層の有効活用が必要です。(P.20 表10参照)

#### 3) 焼却施設の安定処理の必要性

平塚市環境事業センターは平成25年10月から稼働を開始しており、1市2町の可燃ごみを搬入して処理を行っています。

今後も焼却施設の安定的な処理を継続していくため、展開検査などを実施することによる不適正物の混入防止や、厨芥類の水分削減による排出抑制に取り組むことが必要です。

#### 4) 最終処分場の延命化の必要性

最終処分量は、令和5年度実績で835トンであり、本計画で掲げた目標である「平成30年度の最終処分量に対して、令和7年度以降の最終処分量を7.7パーセント以上削減する。」を21.6パーセント削減することで達成しています。

また、令和12年度までに平成30年度比9.5パーセント以上削減する目標も達成しています。

ただし、「廃棄物処理基本方針」(令和7年2月)で「一般廃棄物の最終処分量を令和4年度比5パーセント削減する目標」が示されたこと及び新たな最終処分場の整備は困難であることから、最終処分場の延命化を図るため、3R+Renewableの推進や埋立ごみの処理方法の検討等、更なる最終処分量の削減に取り組むことが必要です。(P.20 表10参照)

## 5) ごみ処理経費の削減の必要性

平成30年度と比べて1市2町におけるごみ排出量は、約10パーセント削減できましたが、ごみ処理経費の総額は、中間処理費の増額により約4パーセントの増額となっています。

今後も各市町における効率的な収集や民間活力の活用等の検討を進めるとともに、更なるごみの減量化・資源化\*を図りながら、広域化によるスケールメリットを活かし、ごみ処理経費の削減に取り組むことが必要です。(P.22 表11 参照)

## 6) し尿及び浄化槽汚泥の収集量の減少に伴う対応の必要性

公共下水道の整備普及に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の収集量は、年々減少しています。

1市1町(平塚市、大磯町)では、し尿及び浄化槽汚泥収集量の推移や施設の老朽化等を考慮し、合理的、効率的な施設整備方針を別途検討しています。(P.23 表12 参照)

## 7) 温室効果ガス(二酸化炭素)削減の必要性

ごみ処理に伴う温室効果ガス排出量(二酸化炭素)は、そのほとんど(約90パーセント)を焼却施設が占めている中で、平成25年10月の環境事業センター(高効率ごみ発電施設)の稼働開始以降、大幅な削減を達成することができました。

ただし、可燃ごみ中には温室効果ガスの発生要因にもなるリサイクル可能な容器包装プラスチックや一部の硬質プラスチックがいまだに多く含まれている状況です。今後はプラスチック資源循環法の対応も踏まえ、更なる温室効果ガスの削減に取り組むことが必要です。

## (2) 広域化に関する課題と方向性

### 1) 分別収集区分統一の必要性

分別収集区分については、これまでの取り組みの結果、1市2町間で大きく相違する点は見られなくなったものの、広域処理の効率性を高めるためには、引き続き分別収集区分の最適化に取り組むことが必要です。(P.14 表8 参照)

### 2) 排出方法統一の必要性

排出方法については、1市2町間で大きく相違する点は見られないものの、広域処理の効率性を高めるためには、引き続き処理施設の体制に則した排出方法の統一に取り組むことが必要です。(P.14 表8 参照)

### 3) 処理施設の適正運用及び適正配置

1市2町でのごみ処理広域化においては既存施設を有効活用するとともに、廃棄物処理・処分を行うに当たっては、適正な維持管理のもと適正運用に努めています。

今後、施設の老朽化や処理能力の不足により施設を整備する際には、市町間の公平負担や収集・輸送効率も考慮して、適正配置を行うことが必要です。(P.18 表9 参照)

# 第3章 将来予測

## 3.1 ごみの排出量等の将来予測の流れ

ごみ排出量の将来推計は、現状施策のまま推移した場合を予測します。これに家庭、事業所等におけるごみの排出抑制、再生利用の促進のために実施する施策を踏まえた目標値を設定し、目標達成後のごみの発生量について予測しています。

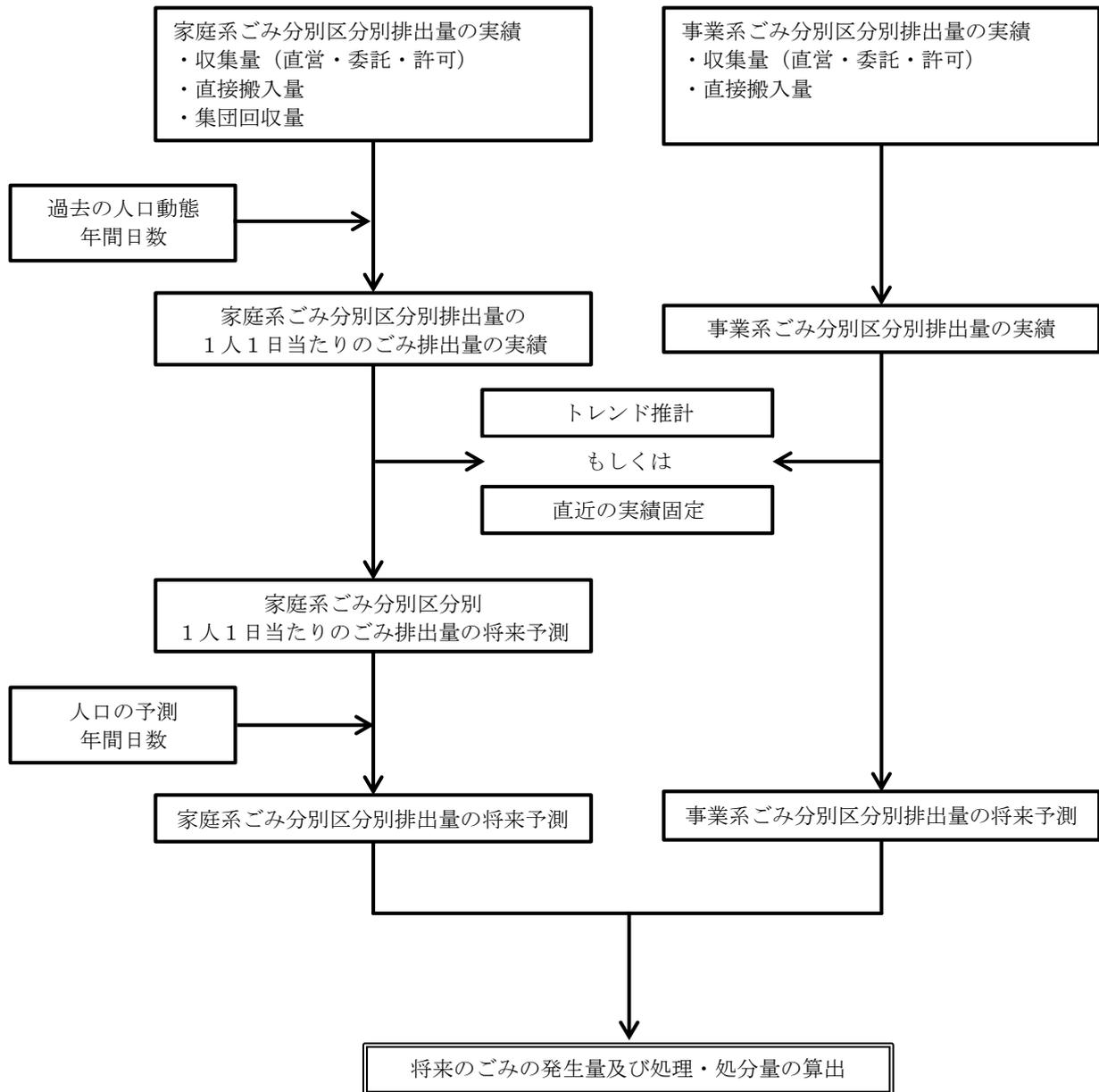


図 16 ごみの排出量等将来予測の流れ

各市町とも図 16 に示す将来予測の流れに沿って2つの予測を実施しました。トレンド推計\*と直近の実績を固定した予測を比較すると、トレンド推計より直近の実績を固定した予測の方が適した結果となりました。そのため、ごみの排出量等の予測に当たっては、直近の実績を用いた予測としました。

なお、中間年度（令和7年度（2025年度））においては、相互に連携している各市町の一般廃棄物処理基本計画に影響があるため、将来推計等を実施することとしていましたが計画期間中におけるこれまでの社会情勢の変化を踏まえ、これまでの実績を用いた将来予測が困難であることから計画策定時の予測を継承します。

表 13 平塚市・大磯町・二宮町におけるごみ排出量将来推計方法

項目		平塚市	大磯町	二宮町
家庭系	収集ごみ ・ 直接搬入ごみ	可燃ごみ	平成30年度の原単位を基に予測	
		不燃ごみ	平成30年度の原単位を基に予測	
		資源ごみ	平成30年度の原単位を基に予測	
		粗大ごみ (家電リサイクルを除く)	平成30年度の原単位を基に予測	
		その他のごみ (有害ごみ)	平成30年度の原単位を基に予測	
集団回収		-	平成30年度の原単位を基に予測	-
事業系	収集ごみ ・ 直接搬入ごみ	可燃ごみ	平成30年度の総量を基に予測 <sup>※1</sup>	
		不燃ごみ	平成30年度の総量を基に予測	
		資源ごみ	平成30年度の総量を基に予測	
		粗大ごみ (家電リサイクルを除く)	平成30年度の総量を基に予測	
		その他のごみ (有害ごみ)	平成30年度の総量を基に予測	

※1：二宮町の事業系の収集ごみ分の可燃ごみについては、平成27年度の総量を基に予測しました。

### 3.2 人口の将来予測

#### (1) 人口の将来予測の手法

人口の将来予測を推計する場合は、コーホート法やトレンド推計\*法が一般的ですが、本計画の将来予測においては、各市町の施策人口を加味した人口ビジョンや総合計画で設定した将来展望人口を採用することとしました。

#### (2) 人口の将来予測結果

人口の将来予測結果は、令和元年度が 316,757 人であるのに対して、徐々に減少し、令和 12 年度には 301,787 人と約 5 パーセント減少する推計となっています。

表 14 平塚・大磯・二宮ブロックにおける人口の将来予測結果

年度		平塚市 (人)	大磯町 (人)	二宮町 (人)	1市2町 (人)
実績	H22	260,780	33,032	29,522	323,334
	H23	260,283	32,986	29,382	322,651
	H24	259,371	32,748	29,305	321,424
	H25	258,252	32,496	29,036	319,784
	H26	257,200	32,439	28,767	318,406
	H27	258,246	31,550	28,378	318,174
	H28	258,126	31,467	28,244	317,837
	H29	258,439	31,449	28,010	317,898
	H30	258,004	31,467	27,919	317,390
	R1	257,729	31,284	27,744	316,757
推計	R2	255,306	31,249	27,168	313,723
	R3	254,679	31,149	26,897	312,725
	R4	254,052	31,049	26,626	311,727
	R5	253,425	30,949	26,355	310,729
	R6	252,798	30,849	26,084	309,731
	R7	252,171	30,749	25,812	308,732
	R8	251,214	30,598	25,532	307,344
	R9	250,257	30,447	25,252	305,956
	R10	249,300	30,296	24,972	304,568
	R11	248,343	30,145	24,692	303,180
	R12	247,384	29,992	24,411	301,787

出典：各市町人口ビジョン

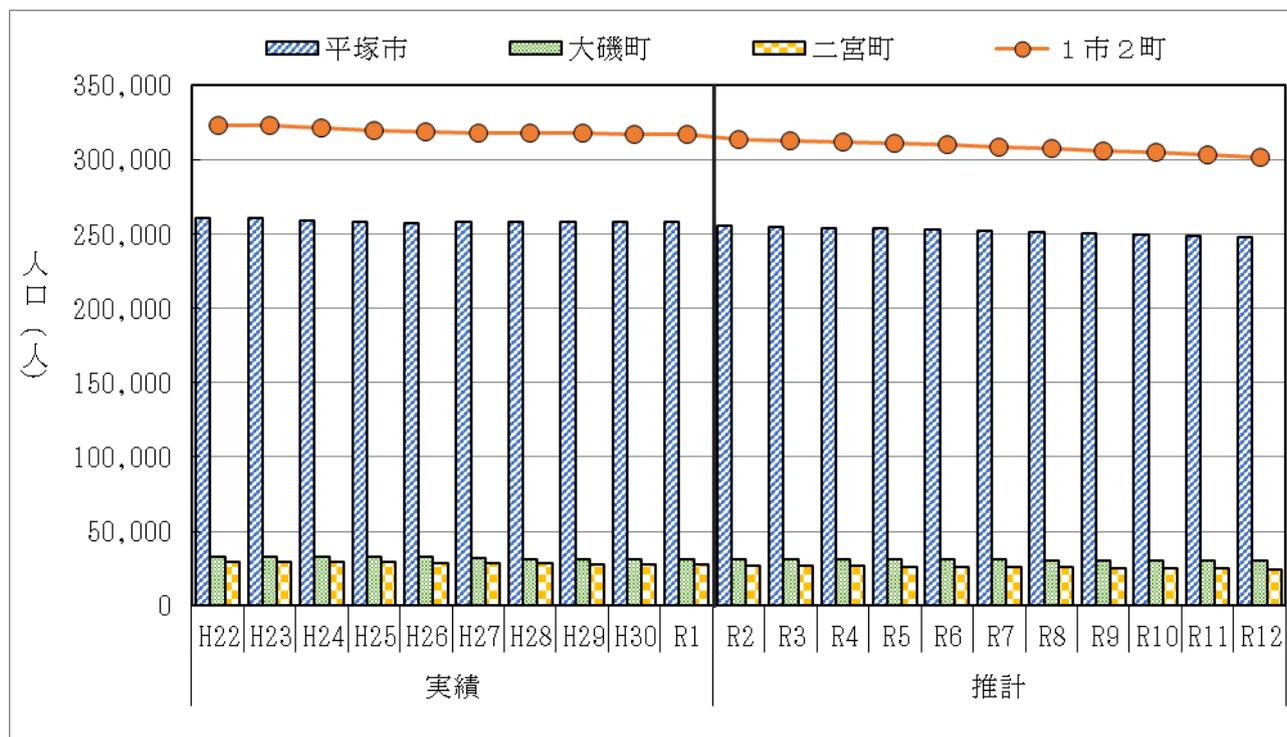


図 17 平塚・大磯・二宮ブロックにおける人口の将来予測結果

### 3.3 ごみの将来予測（現状施策のまま推移した場合）

#### （1）ごみ量の将来予測の手法

ごみ量の予測は、直近の実績に人口の将来予測結果を乗じることで求めました。

なお、中間処理以降の処理・処分の予測は、平成 30 年度実績を用いて按分することで予測しました。

#### （2）ごみの区分

推計に当たってのごみの区分については、まず、家庭系ごみと事業系ごみに大きく区分し、次に収集方法、ごみの種類別に推計することとしました。

表 15 ごみの分別区分

家庭系ごみ ・ 事業系ごみ	収集ごみ ・ 直搬搬入ごみ	可燃ごみ
		不燃ごみ
		資源ごみ（集団回収含む）
		粗大ごみ（家電リサイクル除く）
		その他のごみ（有害ごみ）

#### （3）ごみの総排出量\*等の将来予測の試算結果

ごみの総排出量を予測するには、1人1日当たりのごみ排出量（原単位\*）に将来の予測人口を乗じて算出する「原単位法」が現在最も多く用いられていることから、本計画においても、家庭系ごみ量については原単位法により将来の排出量を予測しました。

一方、事業系ごみ量は当該地域の産業構造等に依存し、人口に比例するものではないため、過去の年間排出量の実績を基に予測しました。

ごみの総排出量等の将来予測の試算結果（現状施策のまま推移した場合）は表 16 のとおりです。

現状施策のまま推移した場合のごみの総排出量は、平成 30 年度実績が 101,252 トンであるのに対して、令和 12 年度では約 3,620 トン減少し、97,632 トンと推計します。

表 16 ごみの将来予測の試算結果（現状施策のまま推移した場合）

分類		H12	H21	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		
人口	(人)	317,693	322,851	318,406	318,174	317,837	317,898	317,390	316,757	313,723	312,725	311,727	310,729	309,731	308,732	307,344	305,956	304,568	303,180	301,787		
家庭系 ごみ	収集ごみ	可燃ごみ (t)	77,407	60,258	53,098	53,586	53,421	52,658	51,944	51,839	51,348	51,184	51,020	50,856	50,693	50,529	50,302	50,075	49,847	49,618	49,391	
		不燃ごみ (t)	7,639	4,821	3,177	3,704	3,657	3,270	3,306	3,296	3,265	3,254	3,244	3,234	3,223	3,212	3,198	3,183	3,168	3,154	3,139	
		資源ごみ (t)	24,407	9,727	22,748	21,577	20,910	20,537	20,380	20,340	20,140	20,071	20,001	19,936	19,864	19,796	19,703	19,610	19,519	19,427	19,331	
		粗大ごみ（家電リサイクル除く） (t)	1,521	622	767	434	389	406	386	388	383	383	381	380	377	376	374	371	370	368	366	
		その他のごみ（有害ごみ） (t)	78	83	73	72	33	74	85	87	86	86	86	86	86	86	84	84	84	84	83	83
		小計 (t)	111,052	75,511	79,863	79,373	78,410	76,945	76,101	75,950	75,222	74,978	74,732	74,492	74,243	73,997	73,661	73,323	72,988	72,650	72,310	
	直接搬入ごみ	可燃ごみ (t)	0	554	520	506	477	466	418	414	411	409	407	405	404	404	401	399	397	396	394	
		不燃ごみ (t)	0	1,274	1,102	1,229	1,205	1,282	1,370	1,367	1,353	1,348	1,343	1,339	1,334	1,330	1,323	1,317	1,310	1,305	1,299	
		資源ごみ (t)	0	166	182	166	174	164	255	253	253	252	252	250	250	246	245	245	243	241	240	
		粗大ごみ（家電リサイクル除く） (t)	0	389	369	243	217	201	142	141	141	141	141	139	139	138	138	137	136	135	134	
		その他（有害ごみ） (t)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		小計 (t)	0	2,383	2,173	2,144	2,073	2,113	2,185	2,175	2,158	2,150	2,143	2,133	2,127	2,118	2,107	2,098	2,086	2,077	2,067	
	集団回収 (t)	129	13,705	249	282	267	259	267	265	265	263	263	262	261	260	259	257	257	256	254		
	中計 (t)	111,181	91,599	82,285	81,799	80,750	79,317	78,553	78,390	77,645	77,391	77,138	76,887	76,631	76,375	76,027	75,678	75,331	74,983	74,631		
事業系 ごみ	収集ごみ	可燃ごみ (t)	13,466	17,597	17,757	18,500	18,824	18,633	18,689	18,641	18,641	18,691	18,691	18,991	18,991	18,991	18,991	18,991	18,991	18,991	18,991	
		不燃ごみ (t)	253	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		資源ごみ (t)	48	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		粗大ごみ（家電リサイクル除く） (t)	60	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		その他（有害ごみ） (t)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		小計 (t)	13,827	17,687	17,757	18,500	18,824	18,633	18,689	18,641	18,641	18,691	18,691	18,991	18,991	18,991	18,991	18,991	18,991	18,991	18,991	
	直接搬入ごみ	可燃ごみ (t)	4,736	2,899	3,104	3,614	3,414	3,348	2,886	2,886	2,886	2,886	2,886	2,886	2,886	2,886	2,886	2,886	2,886	2,886	2,886	
		不燃ごみ (t)	1,677	768	387	363	284	206	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216	
		資源ごみ (t)	298	51	13	727	967	1,168	907	907	907	907	907	907	907	907	907	907	907	907	907	
		粗大ごみ（家電リサイクル除く） (t)	233	85	21	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		その他（有害ごみ） (t)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小計 (t)	6,944	3,803	3,525	4,704	4,666	4,723	4,010	4,010	4,010	4,010	4,010	4,010	4,010	4,010	4,010	4,010	4,010	4,010	4,010			
中計 (t)	20,771	21,490	21,282	23,204	23,490	23,356	22,699	22,651	22,651	22,701	22,701	23,001	23,001	23,001	23,001	23,001	23,001	23,001	23,001			
総排出量 (t)	131,952	113,089	103,567	105,003	104,240	102,673	101,252	101,041	100,296	100,092	99,839	99,888	99,632	99,376	99,028	98,679	98,332	97,984	97,632			
総排出量原単位 合計 (g/人・日)	1,138	960	891	902	899	885	874	874	876	877	877	881	881	882	883	884	885	885	885			

実績

推計



### 3.4 し尿及び浄化槽汚泥の収集量の将来予測

#### (1) し尿及び浄化槽汚泥の収集量の将来予測手順

将来のし尿及び浄化槽汚泥収集量を算定するに当たっては、次の方法を採用します。

まず、人口実績からトレンド推計\*法等を用い将来の生活排水処理形態別人口を予測します。

次に、収集量実績から発生原単位\*（し尿及び浄化槽汚泥の1人1日当たりの排出量）を算出します。

将来の生活排水処理形態別人口（し尿収集人口、単独処理浄化槽人口及び合併処理浄化槽人口）に、し尿及び浄化槽汚泥の発生原単位\*を乗じて、将来のし尿及び浄化槽汚泥収集量を算出します。

なお、し尿及び浄化槽汚泥の収集量の将来予測もごみの排出量等の将来予測と同様に当初の将来予測結果を用います。ただし、当計画資料編には参考として、これまでの実績を用いての将来予測等を示すこととします。

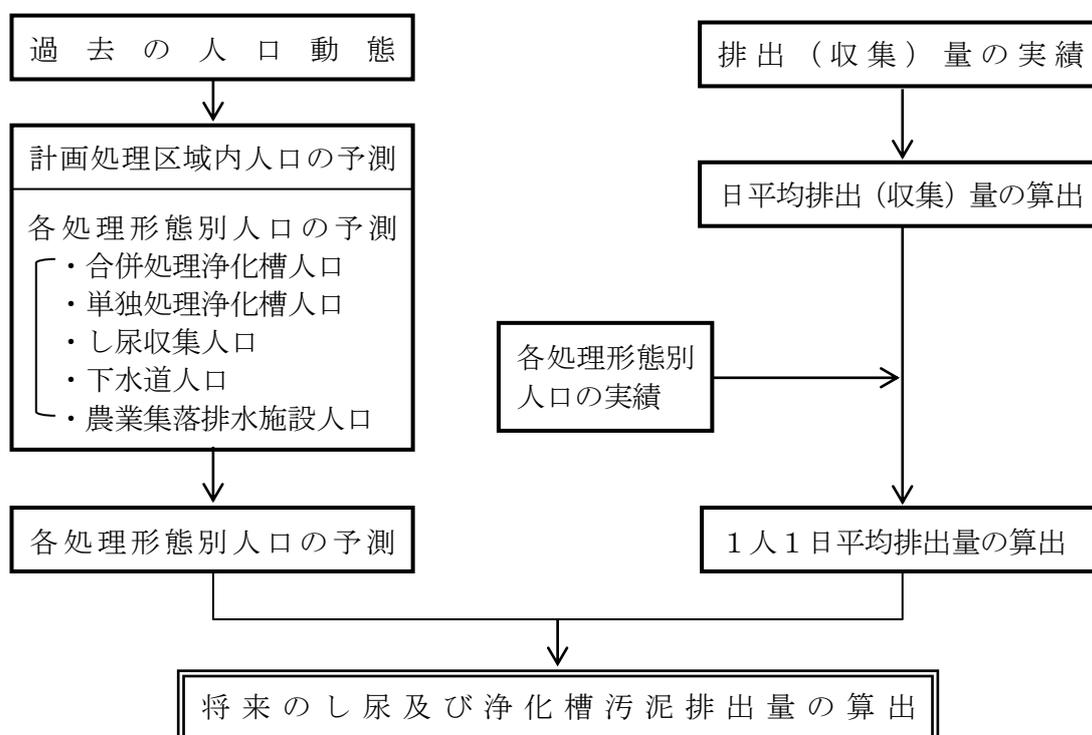


図 18 し尿及び浄化槽汚泥収集量の将来予測手順

#### (2) し尿及び浄化槽汚泥の収集量の将来予測結果

し尿及び浄化槽汚泥量は、令和元年度実績が1市1町（平塚市、大磯町）で13,265キロリットル、二宮町で5,742キロリットルでしたが、令和12年度は、1市1町（平塚市、大磯町）で6,184キロリットル減少し、7,081キロリットル、二宮町では2,895キロリットル減少し、2,847キロリットルと推計します。

表 17 平塚・大磯・二宮ブロックにおけるし尿及び浄化槽汚泥収集量の将来予測結果

年度	1市1町			二宮町	
	(kL/年)	平塚市 (kL/年)	大磯町 (kL/年)		
実績	H27	16,247	7,673	8,574	5,983
	H28	15,618	7,660	7,958	6,078
	H29	14,638	7,184	7,454	6,082
	H30	13,418	6,685	6,733	5,633
	R1	13,265	6,674	6,591	5,742
推計	R2	12,082	6,169	5,913	5,183
	R3	11,425	5,840	5,585	4,891
	R4	10,805	5,476	5,329	4,636
	R5	10,248	5,197	5,051	4,356
	R6	9,674	4,928	4,746	4,161
	R7	9,198	4,672	4,526	3,870
	R8	8,724	4,417	4,307	3,687
	R9	8,272	4,209	4,063	3,477
	R10	7,922	4,052	3,870	3,249
	R11	7,446	3,796	3,650	3,030
	R12	7,081	3,650	3,431	2,847

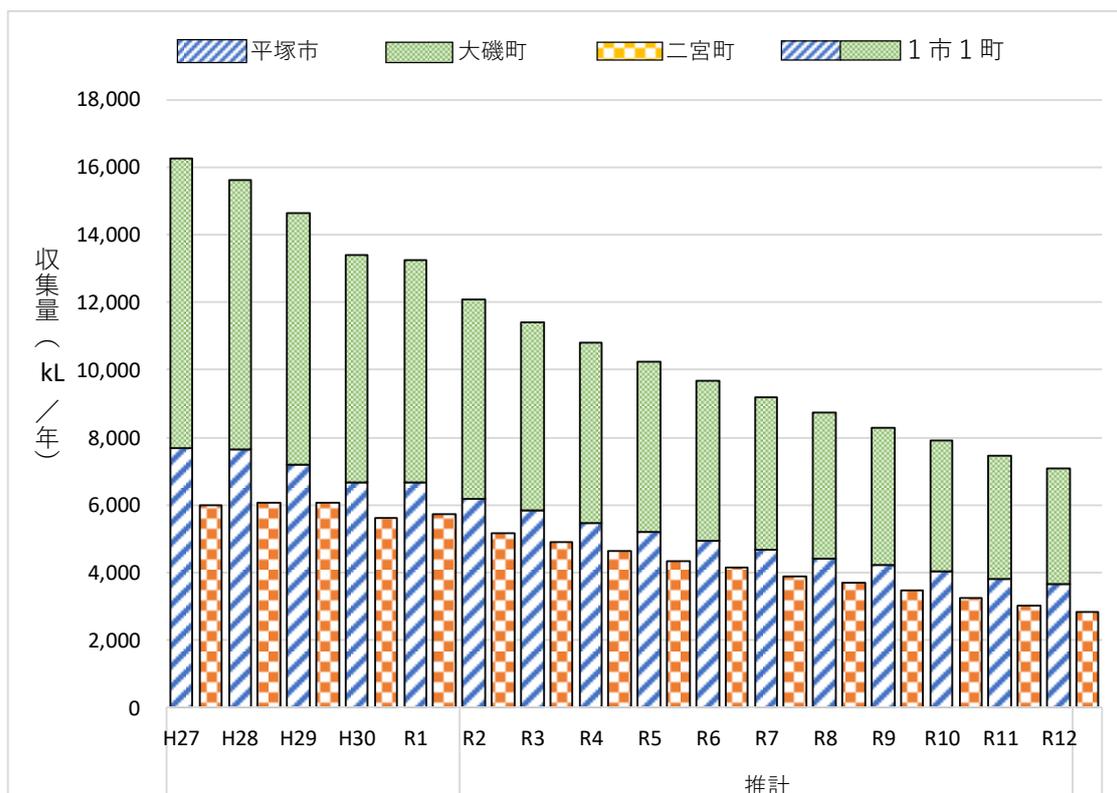


図 19 平塚・大磯・二宮ブロックにおけるし尿及び浄化槽汚泥収集量の将来予測結果

## 第4章 広域化の基本方針と計画目標の設定

### 4.1 広域化の基本方針

循環型社会の形成に向けて、住民・事業者・行政が協働し、それぞれが責任ある自主的な行動によって、一般廃棄物の「排出抑制」、「資源化」をより一層推進していき、その上で各ごみ処理施設については、必要性や経済性を考慮した適正な規模とします。

なお、今までの各種調査や計画等で得られた結果を踏まえ、平塚・大磯・二宮ブロックにおける基本方針として、次の5つの方針を基にSDGs\*の達成に向けた取り組みを位置付けて、引き続きごみ処理広域化の推進を図ります。

#### 方針1：循環型社会形成を目指した3R\*の推進

ごみ処理広域化に当たっては、今後ともごみの排出や環境への負荷が少ない循環型社会や脱炭素社会を目指して、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rに基づくごみの減量化\*・資源化事業をより一層推進していきます。

#### 方針2：住民・事業者・行政の協働によるごみ処理・資源化の推進

循環型社会や循環経済への移行を目指すためには、住民・事業者・行政の役割を明確にし、それぞれがその役割を果たしていくことが重要です。

ごみ処理広域化に当たっては、住民・事業者・行政が各自の役割を分担することを前提とした協働によるごみ処理・資源化事業を推進していきます。

#### 方針3：環境に配慮した安心で安全かつ地球環境に優しい施設整備

ごみ処理広域化に伴う各処理施設の整備や改修に当たっては、確実かつ高度な環境保全対策を施す等、周辺環境に十分配慮した安心で安全な施設とするとともに、省エネルギーにも配慮した地球環境に優しい施設整備を目指します。

さらに、今後の自然災害に備えて、施設の災害対策の検討を進めます。

#### 方針4：環境面、地域性等を考慮した施設配置及び施設運営

ごみ処理広域化に伴うごみ処理施設の整備に当たっては、経済性や効率面だけではなく、環境面、地域性等を考慮した公平適正な施設配置とするとともに、施設建設費、運営・維持管理費の公平な分担を考慮します。

#### 方針5：ごみ処理経費の抑制

循環型社会の形成及び安心で安全な施設整備を目指す一方で、昨今の財政事情を鑑みるとごみ処理経費の抑制も必要です。ごみ処理の広域化に当たっては、収集・運搬から中間処理、最終処分に至るまで、広域化によるスケールメリットを十分に活かしながら、ごみ処理経費の削減を目指すとともに、資源物の逆有償化\*といった社会情勢も予測される中で、ごみ処理経費全体の抑制を図ります。

## 4.2 計画目標の設定

本実施計画策定時は、中間年度にあたる令和7年度（2025年度）を中間目標として設定し、あわせて将来推計等の調査を実施することとしていました。しかし、計画期間の前期における社会情勢の変化を踏まえ、この期間の実績を用いた将来予測等は困難であるため、新たな目標値の設定においては、最新の実績値や国の方向性を踏まえ、令和12年度（2030年度）の計画目標を設定します。

### （1）減量化\*の目標

「第二期実施計画」で掲げた「令和7年度（2025年度）の1人1日当たりのごみ排出量を847グラム以下（平成30年度比3.0パーセント以上削減）とする」目標及び、「令和12年度（2030年度）の1人1日当たりのごみ排出量を819グラム以下（平成30年度比6.2パーセント以上削減）とする」としていた令和12年度の目標は、令和5年度（2023年度）に平成30年度比9.8パーセント以上削減することで達成しました。

国は「廃棄物処理基本方針」（令和7年2月）や「食品リサイクル法の基本方針（令和7年（2025年）3月）」で、取組指標の目標値として2030年度（令和12年度）に「一般廃棄物の排出量を令和4年度比で約9パーセント削減」、「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を約478グラム」とすること、家庭系及び事業系食品ロス\*量を2030年度（令和12年度）に家庭系を2000年度の半減とし、事業系を2000年度に比べ60パーセント削減する目標を掲げています。

また、県は「神奈川県循環型社会づくり計画（令和6年（2024年）3月）」にて、令和12年度（2030年度）の目標値に生活系ごみ1人1日当たりの排出量を608グラムに設定しています。

当ブロックでは令和5年度（2023年度）の1人1日当たりのごみ排出量は788グラム、生活系ごみ排出量は610グラムとなっており、引き続き、減量化\*が求められています。

したがって、当ブロックにおける減量化\*の目標を、次のとおり設定します。

**令和12年度（2030年度）の1人1日当たりのごみ排出量を717グラム以下（令和5年度比9.0パーセント以上削減）とすることを目指します。**

※①：ごみ排出量＝家庭系ごみの排出量と集団回収の排出量＋事業系ごみの排出量

※②：※①における家庭系ごみの排出量＝可燃ごみの排出量＋不燃ごみの排出量＋資源ごみの排出量＋粗大ごみの排出量＋その他のごみの排出量

※③：国の目標「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を約478グラム」における家庭系ごみは、※②におけるごみの分類の中で資源ごみを除く排出量の合計を指します。

※④：県の目標「生活系ごみ1人1日当たりの排出量を608グラム」における生活系ごみは、※②におけるごみの分類全ての排出量＋集団回収の排出量

※⑤：各実績数値は、P12表6-2参照※②～④の該当項目を計算



表 18 平塚・大磯・二宮ブロックの減量化\*の目標達成に向けた排出量の目標値

	年度	原単位 (g/人・日)	原単位削減率 基準年：R5 (%)
実績	R1 (2019)	881	
	R5 (2023)	788	
目標値	R12 (2030)	717	9.01

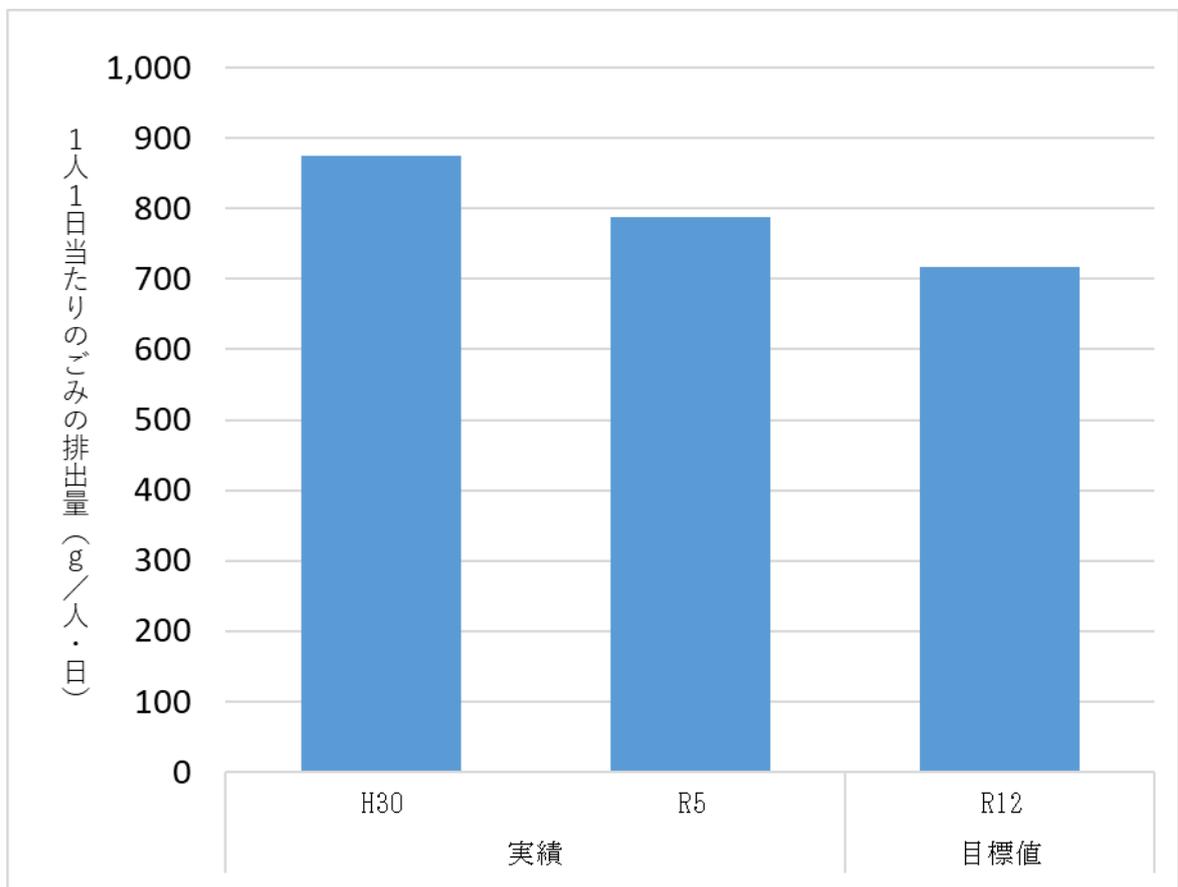


図 20 平塚・大磯・二宮ブロックのごみの減量化\*の目標値  
(1人1日当たりのごみ排出量)

## (2) 資源化\*の目標

第一期実施計画策定時における廃棄物処理法に基づく「廃棄物処理基本方針」（平成 22 年（2010 年）12 月改定）では、平成 27 年度（2015 年度）までに再生利用率を約 25 パーセントにすることとしており、当ブロックでは平成 25 年度（2013 年度）に 26 パーセントを達成したことから、第一期実施計画では施設整備等を含め、平成 32 年度（令和 2 年度、2020 年度）までに資源化率\*を 34 パーセント以上とすることとしていました。

しかしながら、改訂第一期実施計画では、施設導入調査等から施設整備の見直しを行った結果として目標を現状維持とする「平成 27 年度（2015 年度）以降の資源化率を 27 パーセント以上」に再設定しています。

目標に対して、総排出量\*の増加や自治体が処理する総資源化量\*の減少により目標を下回ったものの、資源化品目の拡大などを行ったことから、令和 5 年度（2023 年度）の資源化率は 26.2 パーセントとなっています。デジタル化等の促進により古紙類の内「新聞・雑誌」の資源化量が大きく減少していることなどから、資源化の目標達成には、これまでの資源化対象とする品目を継続することに加え、「かながわプラごみゼロ宣言」を踏まえた更なる資源化品目の質の維持・向上が求められています。

したがって、当ブロックにおける資源化の目標を、次のとおりとして、引き続き資源化に取り組めます。

**令和 12 年度（2030 年度）以降の資源化率を 32.5 パーセント以上とすることを目指します。**

表 19 平塚・大磯・二宮ブロックの資源化目標達成に向けた総資源化量と資源化率の目標値

年度		資源化率 (%)
実績	H30 (2018)	26.5
	R5 (2023)	26.2
目標値	R12 (2030)	32.5

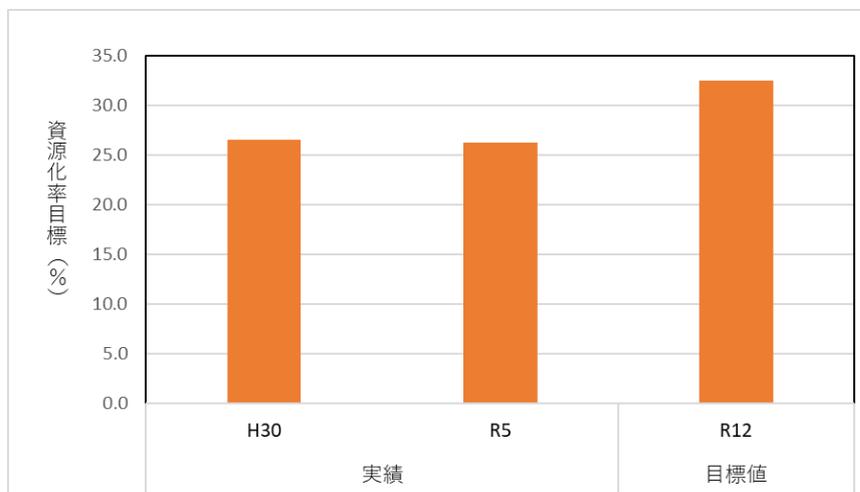


図 21 平塚・大磯・二宮ブロックにおける資源化目標の達成に向けた総資源化量等の目標値

### (3) 最終処分量の削減目標

平成 25 年度 (2013 年度) に整備した平塚市環境事業センターの稼働と共に焼却残渣を全量資源化\*したこと及び、平成 27 年度 (2015 年度) から 1 市 1 町 (平塚市・大磯町) で蛍光管の資源化 (二宮町実施済) を始めたことで、最終処分量を平成 21 年度 (2009 年度) 比で平成 30 年度 (2016 年度) に 90 パーセント以上削減しました。

また、「第二期実施計画」で掲げた令和 7 年度 (2025 年度) の目標及び令和 12 年度 (2030 年度) の「平成 30 年度 (2018 年度) 比で、令和 12 年度 (2030 年度) 以降の最終処分量を 9.5 パーセント削減する」とした目標に対して、令和 5 年度 (2023 年度) に平成 30 年度比で 18.3 パーセント以上削減したことで達成しました。

引き続き、焼却残渣の全量資源化や蛍光管の資源化を継続することにより、削減した最終処分量を維持しますが、「廃棄物処理基本方針」(令和 7 年 2 月) で「一般廃棄物の最終処分量を令和 4 年度 (2022 年度) 比 5 パーセント削減する目標」が示されたことや災害時には増加する可能性があることから、更なる最終処分量の削減が求められています。

当ブロックにおける最終処分量の削減目標については、直近の実績である令和 5 年度 (2023 年度) を基準として、次のとおり設定します。

**令和 5 年度 (2023 年度) の最終処分量に対して、令和 12 年度 (2030 年度) 以降の最終処分量を 5.0 パーセント以上削減することを目指します。**

表 20 平塚・大磯・二宮ブロックの最終処分目標達成に向けた最終処分量等の目標値

年度		最終処分量 (t/年)	削減量 基準年：H30 (t/年)	削減率 基準年：H30 (%)	削減率 基準年：R5 (%)
実績	H30 (2018)	1,022	—	—	—
	R5 (2023)	835	187	18.3	—
目標値	R12 (2030)	793	229	22.4	5.0

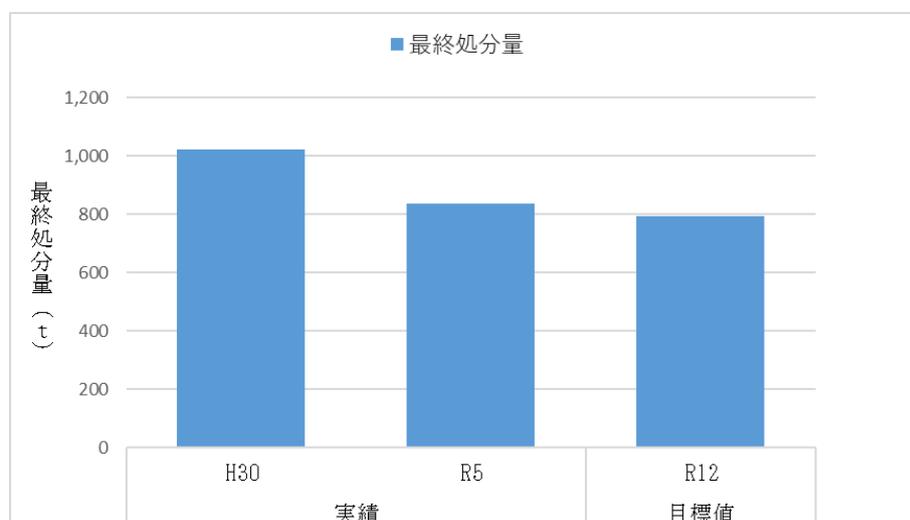


図 22 平塚・大磯・二宮ブロックの最終処分目標達成に向けた最終処分量の削減目標値



## 第5章 施策体系

### 5.1 平塚・大磯・二宮ブロックにおける施策体系

「広域化の基本方針（大柱）」の実現に向けて、「施策の柱（中柱）」とそれを実現するために必要な「施策の項目（小柱）」を設定しました。平塚・大磯・二宮ブロックにおける施策体系は図23のとおりです。

また、第二期実施計画から広域化の基本方針にSDGs\*の達成に向けた取り組みを位置付けると共に、それぞれの施策の柱にKPI「重要業績評価指標\*」を設定し、その指標をPDCAサイクル\*の手法で進捗管理を行うことで、計画目標の達成に向けて計画を推進していきます。





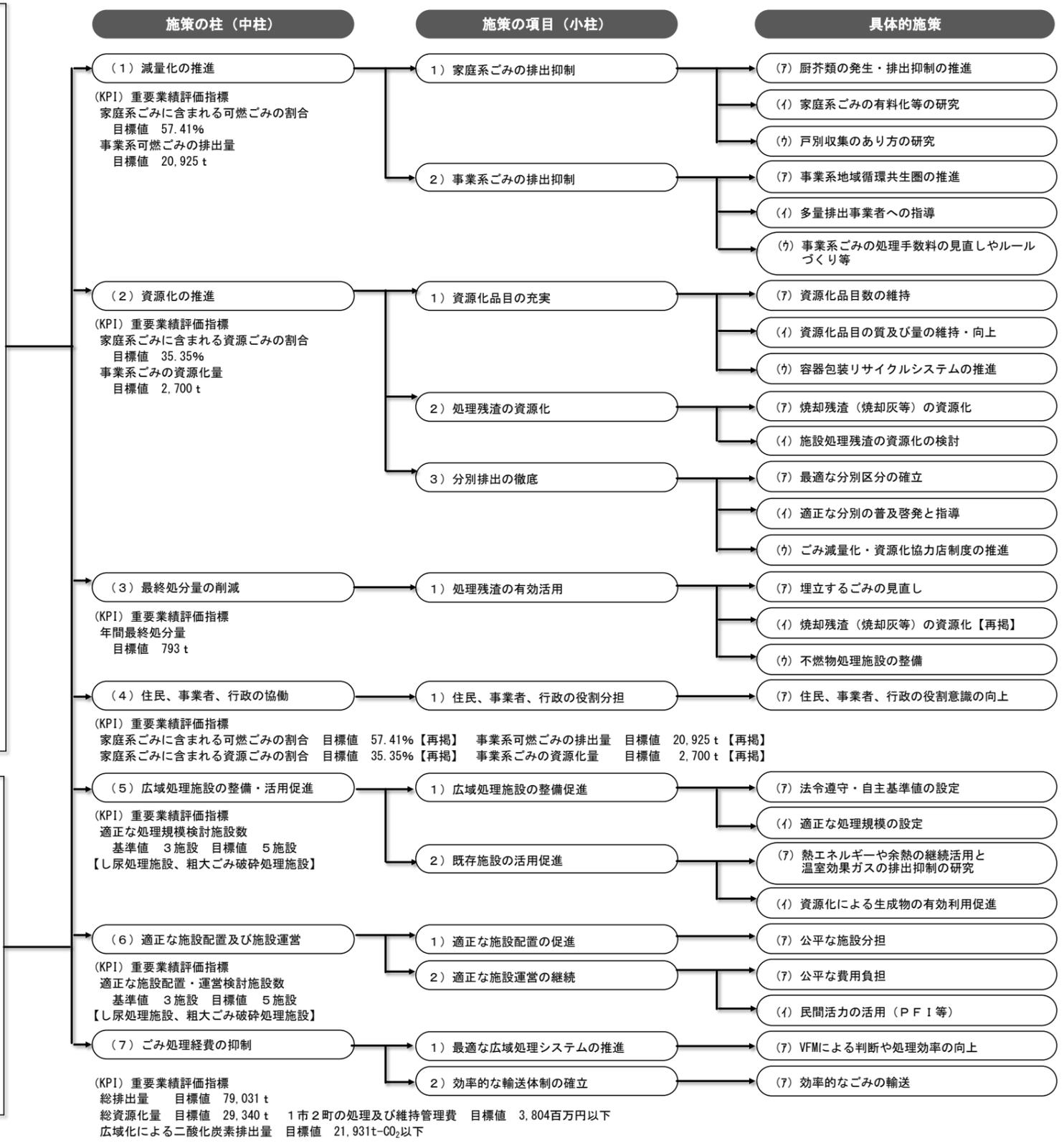


図 23 施策体系図



## 5.2 具体的な施策

### (1) 減量化\*の推進

ごみの減量は、住民、事業者、行政の三者が連携して3R+Renewable\*を推進することで実現できます。そこで、行政として様々な施策を行うことで住民及び事業者がごみの減量や食品ロス\*の削減に協力しやすいように方向付けていくことが重要です。

具体的には、住民に対しては、不要なものを買わないこと、使い捨て製品の使用を控えること、簡易包装の推進やマイバッグの使用等、環境のために一人ひとりのライフスタイルに変革を促すこと、事業者に対しては、拡大生産者責任の考え方に基づいてごみになりにくい商品の製造・販売等、環境にやさしい事業活動に努めること等について、行政から働きかけを行っていくことが必要と考えています。住民・事業者それぞれの役割分担に応じた自主的な取り組みが促進される仕組みをつくることで、家庭系ごみ、事業系ごみの排出抑制を進めます。

重要業績評価指標* (KPI)	基準値(H30)	目標値(R12)
家庭系ごみに含まれる可燃ごみの割合	66.66%	57.41%
事業系可燃ごみの排出量	21,575 t	20,925 t

#### 1) 家庭系ごみの排出抑制

総排出量\*の約80パーセントを占める家庭系ごみの一層の排出抑制を進めるため、食品ロス\*などの厨芥類\*の発生や排出抑制、家庭系ごみの有料化等や戸別収集のあり方の研究に取り組み、減量化\*を推進します。

##### (ア) 厨芥類\*の発生・排出抑制の推進

収集ごみの大半を占める可燃ごみを減量するため、厨芥類発生抑制の点から予め使い切る量を想定した上での食材等の購入はもちろんのこと、残らないような調理方法や献立の工夫等を行い、それでも排出されるものは水切りの徹底や生ごみ処理機の活用等の排出抑制の普及啓発に取り組みます。

具体的な施策としては、厨芥類の発生抑制や排出抑制のための普及啓発が挙げられます。食材の計画的な購入、エコクッキングやフードドライブ\*を活用し、生ごみの発生を抑制できるようアプリ等を活用するなど様々な手法での普及啓発に努めます。

また、生ごみの水切りの徹底や生ごみ処理機の活用等、住民が取組むことができる方策を、市民団体等を通じて普及啓発に努めます。生ごみ処理機の活用に関しては、講習会の開催やイベント等を通じ、より一層の普及啓発を図っていきます。

また、生ごみの水切りについては、市民団体を中心にキャンペーン等の実施を継続します。

### (イ) 家庭系ごみの有料化等の研究

家庭系ごみの有料化等により、排出量に応じて費用負担に差が生まれ、負担の公平性が確保されます。また、負担を軽減しようとする経済的インセンティブ（動機付け）が働くことから、排出抑制及び分別意識の向上が期待でき、ごみ処理への関心が高まります。

さらに、環境に配慮したごみ袋を導入することで、可燃ごみの焼却時における温暖化対策や海洋プラスチック対策等の効果も期待できることから、家庭系ごみの有料化等の導入や有料袋の適正な料金設定や見直しなどの研究を行います。

具体的な施策としては、家庭系ごみの有料化や環境に配慮したごみ袋の導入の研究が挙げられます。他自治体における先進事例を調査し、排出抑制効果の検証を行い、有料化の対象範囲、料金水準、料金徴収方法、その他の必要性等についても継続的に研究します。

### (ウ) 戸別収集のあり方の研究

高齢世帯や共働き世帯の増加等の社会状況の変化により、ごみ集積所までのごみ出しやごみ集積所の環境保持の困難性が危惧されています。戸別収集は、そうした課題への対応策が期待できるとともに分別意識の向上、ごみの排出状況の改善から減量化の推進、ひいては資源化\*の推進にも繋がることが期待されます。また、歩道や狭い道路などの歩行者等の安全面や景観面が改善されることから、戸別収集のあり方の研究を進めます。

具体的な施策としては、アンケートの実施や戸別収集の研究と地域を限定した社会実験が挙げられます。戸別収集の効果検証や経済性、地域性などの諸条件を鑑みた上で、地域ごとに一部導入など最適な収集のあり方を研究します。また、社会実験を通じて全体の戸別収集のあり方の研究を進めます。なお、研究を進めた結果、平塚市では戸別収集を令和9年度の全域導入に向けて段階的に進めています。

## 2) 事業系ごみの排出抑制

総排出量\*の約20パーセントを占める事業系ごみの排出抑制や食品ロス\*の削減を進めるため、多量排出事業者への指導を強化するほか、法令や計画に関する普及啓発をします。また、処理手数料の適正化や排出ルール\*の策定等に取り組み、減量化\*を推進します。

### (ア) 事業系地域循環共生圏\*の推進

これまで焼却処理していた可燃性の事業系ごみの一部を資源循環の素材として活用します。一定規模の地域でリサイクルループ\*を形成することで、地球温暖化対策や排出抑制に繋げる仕組みを研究します。

具体的な施策としては、事業系地域循環共生圏社会実験の実施が挙げられます。食品や紙などのリサイクルループの可能性が高い品目について、事業者間の調整を支援し、協力を得ながら社会実験を実施します。また、事業者の意見聴取を通じて、新たな品目の研究と試験を重ね、事業系ごみの地域循環を推進します。

### (イ) 多量排出事業者への指導

一定量以上の事業系ごみを排出する事業者（多量排出事業者）に対し、排出抑制に向けた指導を徹底します。

具体的な施策としては、多量排出事業者への処理計画書の策定義務付け等が挙げられます。多量排出事業者に対しては、減量化・資源化\*等の推進や処理計画書の策定義務付け等の指導を強化していきます。また、立ち入り調査等も実施し、減量化・資源化等の推進を含め適正処理を促進します。

#### (ウ) 事業系ごみの処理手数料の見直しやルールづくり等

事業系ごみの排出抑制を促進するため、経済的インセンティブ（動機付け）が働くような処理手数料の見直しや事業系ごみ排出ルールの明確化を図ります。

具体的な施策としては、事業系ごみ手数料の見直しや事業系ごみの排出ルールの策定と指導の強化が挙げられます。現在の事業系ごみ手数料については、排出者責任の徹底の観点から、広域処理の開始を契機に適正水準となるよう料金体系を含めた見直しを行っていますが、引き続き見直しの検討を行います。また、資源化による排出抑制を進めるため、受け入れられる事業系ごみの排出ルールを策定し、資源化可能な紙類等のごみについては、事業者自ら資源化する等の排出ルールの徹底に向けた指導を強化します。さらに、資源物や不適正物の混入を防ぐため、搬入時の検査を強化します。

### (2) 資源化\*の推進

資源化は、排出者である住民及び事業者両者が資源再生物や有用品を分別排出することが大切であることから、住民及び事業者に働きかけを行っていきます。住民に対しては、資源化可能な商品や再生品の利用を促進することで資源化が容易に行われるようなライフスタイルに改善すること、事業者に対しては、自身のごみの排出者であることの認識を高めるとともに再生利用し易い商品の製造・販売を行うよう、行政から働きかけをすることが必要です。

また、行政はごみとして処理されているものを資源として再生利用できるような、より効率的な資源化システムの構築を図っていくことや情報提供の充実を図っていくことが必要です。

できる限り廃棄物の排出を抑制しながら、廃棄物となったものについては、可能な範囲で循環資源として有効利用を図ります。さらに、やむを得ず焼却処理をするごみについては、熱回収及び焼却残渣の資源化を継続します。

重要業績評価指標（KPI）	基準値(H30)	目標値(R12)
家庭系ごみに含まれる資源ごみの割合	26.61%	35.35%
事業系ごみの資源化量	2,244t	2,700 t

#### 1) 資源化\*品目の充実

これまで排出されていたごみのうち、資源化可能な品目を分別（選別）し、資源化を行います。また、これまで有償で資源化を行っていた品目が社会情勢等の影響によって、逆有償\*となる可能性も想定されます。その影響を見据えつつ、資源枯渇の問題等からも更なる資源化が求められている状況を踏まえ、資源化の方向性を共有し、国や県の動向や技術革新を見据えた資源化品目の加除及び質の向上に取り組み、資源化を推進します。

### (ア) 資源化品目数の維持

施設整備等により、従来焼却処理されていた剪定枝\*等の木質系廃棄物の資源化や、一部が破碎処理されていた小型家電や蛍光灯の資源化については、引き続き効率的に行いつつ、社会情勢等の影響などによりやむなく資源化から除外する品目と新たに追加する品目の研究を通じて、資源化品目数の維持に努めます。

具体的な施策としては、木質系廃棄物、小型家電や蛍光灯の資源化の継続と紙おむつ等の資源化品目の研究が挙げられます。資源化品目の研究を行いつつ、家庭等から排出される剪定枝をチップ化し、生成品として資源化を図ることや小型家電や蛍光灯について引き続き資源化を図ります。

### (イ) 資源化品目の質及び量の維持・向上

これまで分別収集区分の変更や施設整備により一定の資源化品目の拡大が行えました。今後品目を拡大するには更なる施設整備が必要となり、費用や分別する負担が発生することのほか、これまで有償で資源化を行っていた品目が社会情勢等の影響によって、逆有償となる可能性も想定されます。その影響を見据えつつ、資源枯渇の問題等からも更なる資源化が求められている状況を踏まえ、資源化している品目のより効率的な処理方法の研究や新たな品目を追加する検討をしつつ、資源化品目の質の維持・向上を図ります。

具体的な施策としては、新たな資源化品目の検討や資源化量を向上させる手法の研究が挙げられます。これまで進めてきた資源化品目を社会情勢や技術革新を踏まえ、品目の質を維持することや向上させる手法を研究し、可能なものから導入し資源化を図ります。

### (ウ) 容器包装リサイクルシステムの推進

容器包装リサイクルシステムを確立するため、容器包装廃棄物の分別収集品目を統一し、共同処理を開始したことで効率的な資源化が図られています。引き続き、容器包装リサイクルシステムを推進します。

具体的な施策としては、容器包装廃棄物の共同処理による効率的な資源化が挙げられます。容器包装廃棄物については、平塚市リサイクルプラザ及び大磯町リサイクルセンターで共同処理することにより、より効率的な資源化を推進します。なお、プラスチック製容器包装以外のプラスチック使用製品廃棄物は、プラスチック資源循環法に基づき、効率的な資源化を検討します。

## 2) 処理残渣の資源化\*

当ブロックでは、資源化の有効方策として、引き続き焼却施設の処理残渣の資源化を推進します。

### (ア) 焼却残渣（焼却灰等）の資源化

平塚市環境事業センターの焼却残渣（焼却灰等）の資源化を引き続き実施します。

具体的な施策としては、焼却残渣は、民間の資源化業者による資源化（溶融スラグ\*化等）を行い、最終処分量を削減し、主に建設資材（路盤材等）としての有効利用を図ります。また、燃料費等の高騰から資源化費用の上昇も懸念されるため、焼却残渣（焼却灰等）量の抑制につながる手法を研究します。

### **(イ) 施設処理残渣の資源化の検討**

広域処理施設において発生する処理残渣の資源化の検討を進めます。

具体的な施策としては、施設処理残渣の研究が挙げられます。平塚市環境事業センターの焼却残渣は、民間の資源化業者による資源化を行っていることから、それ以外の施設処理残渣を分析した上で、資源化可能な方法や費用対効果、最終処分量の削減効果を研究し、有効利用方法を研究します。

### **3) 分別排出の徹底**

分別収集区分等を原則として統一するとともに、分別排出の徹底に向けた普及啓発を行い、より一層の資源化\*を推進します。

#### **(ア) 最適な分別区分の確立**

分別収集区分については、処理施設の新設や既設に関わらず、施設の受入れ基準に合わせ、処理の効率性の観点から、これまで統一するものとして進めてきました。引き続き、原則統一するものとしつつ、社会情勢や技術革新を踏まえ、当ブロックにおける最適な分別区分を確立することを目指します。

具体的な施策としては、分別収集区分、排出方法の統一が挙げられます。分別収集区分、排出方法については原則、統一化を目指すことで、処理の効率性を高め、資源化を推進します。

なお、新たに資源化できるものについては、できるだけ資源化することを引き続き検討します。

#### **(イ) 適正な分別の普及啓発と指導**

分別収集区分に基づいた適正な分別が図られることにより、効率的な資源化が推進されます。そのため、引き続き適正な分別に向けた普及啓発と指導を継続します。

具体的な施策としては、分別区分の普及啓発と適正な分別の指導が挙げられます。家庭系ごみについては、収集時における指導（警告ステッカー）等を通じ分別排出の徹底を継続的に実施します。事業系ごみについては、施設搬入時の検査等により、分別排出の徹底を継続的に実施します。新たな分別区分については、自治会や市民団体等を通じて住民、事業者への周知啓発に努めます。

#### **(ウ) ごみの減量化・資源化協力店制度の推進**

分別排出の前段として、ごみになるものを売らない、買わないことが実現できる仕組みづくりとして、引き続きごみの減量化\*や資源化を推進する小売店等の登録制度の拡充に努めます。

具体的な施策としては、ごみ減量化・資源化協力店制度の推進が挙げられます。大磯町では平成9年度から「ごみ減量・リサイクル協力店制度」、二宮町では平成23年度から「可燃ごみ水分削減協力店」による指定袋販売店の設定を実施しています。今後は現在の制度のあり方を研究し社会情勢などを踏まえ、最適な制度化を図ります。

### (3) 最終処分量の削減

徹底した減量化\*、資源化\*の推進により、最終処分量を削減することで、既存の平塚市遠藤原一般廃棄物最終処分場の延命化を図り適正処分を推進します。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値(R5)	目標値(R12)
年間最終処分量	835 t	793 t

#### 1) 処理残渣の有効活用

当ブロックでは、最終処分量の削減有効方策として、引き続き焼却施設の処理残渣の有効活用を推進します。

##### (ア) 埋め立てするごみの見直し

現在は埋立ごみとされている不燃ごみの区分及び処理方法を見直し、資源化\*可能なものについては資源化を図ります。

具体的な施策としては、不燃ごみの区分及び処理方法の見直しが挙げられます。これまで、不燃ごみとして区分していた小型家電並びに蛍光管等を資源化することで処分量を削減しました。引き続き、資源化可能な品目を研究し、埋め立てするごみの見直しを推進します。

##### (イ) 焼却残渣（焼却灰等）の資源化【再掲】(P. 48 参照)

##### (ウ) 不燃物処理施設の整備

既存の平塚市遠藤原一般廃棄物最終処分場については、計画期間内に残余容量が不足することはないと推定されますが、最新の残余容量測量調査結果による埋立状況等を確認しながら将来二宮町に整備予定としている不燃物処理施設の整備について検討します。

具体的な施策としては、新たな有効活用を考慮した施設整備の検討が挙げられます。技術革新を踏まえ、不燃ごみ等の新たな有効活用の研究をしつつ、施設整備の方向性を検討します。

#### (4) 住民、事業者、行政の協働

循環経済への移行、排出抑制・資源化\*を推進していくため、住民、事業者の排出抑制・資源化の意識向上を図りそれぞれの役割分担に応じた取り組みを進め協働を目指します。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (H30)	目標値 (R12)
家庭系ごみに含まれる可燃ごみの割合【再掲】	66.66%	57.41%
事業系可燃ごみの排出量【再掲】	21,575 t	20,925 t
家庭系ごみに含まれる資源ごみの割合【再掲】	26.61%	35.35%
事業系ごみの資源化量【再掲】	2,244 t	2,700 t

##### 1) 住民、事業者、行政の役割分担

排出抑制や資源化を協働して進めるためには、住民、事業者、行政がそれぞれの立場の役割を相互に理解する必要があります。そのため、役割分担や役割意識が向上するような普及啓発を引き続き推進するとともに、SDGs\*の観点からマイクロプラスチック\*を起因とする海洋汚染の問題や食品ロス\*の問題などについても積極的に啓発していきます。

##### (ア) 住民、事業者、行政の役割意識の向上

役割分担の再認識や役割意識の向上に向けて、それぞれの役割を再認識する普及啓発に合わせてマイクロプラスチック\*や食品ロスの問題も取り上げ、引き続き意識の向上を図ります。

具体的な施策としては、住民、事業者、行政の役割の意識醸成や住民・事業者への啓発の実施が挙げられます。住民には、ライフスタイルの見直し、分別の徹底や発生抑制に努めること等を市民団体等と協働して意識向上を図ります。

また、各種団体とのセミナーや講演会、イベントや相談会などの共催を通じて啓発活動の実施や自主活動の取り組みを支援し、意識向上に努めます。事業者には、事業活動に伴って発生する廃棄物の減量、資源化に努める必要性、すぐごみにならない製品の供給や再生品の販売等、ごみの減量につながる事業活動に努める必要性を国や県などと協力して意識向上を図ります。行政は、広報活動や関係機関との協力体制づくりの確立、住民や事業者への発生抑制や資源化の推進、分別の徹底に取り組む環境を整備し、収集した廃棄物の適正処理と更なる減量化、資源化に努めます。

## (5) 広域処理施設の整備・活用促進

廃棄物を適正に処理するため、周辺環境への負荷低減、余熱の有効利用、経済性等の観点や技術革新に注視しながら適切な施設整備を行っていくとともに、より一層の減量・減容化\*及び安定化を推進するため、広域処理施設の整備や既存施設の活用を促進します。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値(H30)	目標値(R12)
適正な処理規模検討施設数	3 施設	5 施設

※①：基準値 3 施設 平塚市環境事業センター、ウッドチップセンター、リサイクルセンター

※②：目標値 5 施設 上記 3 施設に加え、し尿処理施設、粗大ごみ破碎処理施設

### 1) 広域処理施設の整備促進

廃棄物の適正処理に向けて、広域処理施設の整備に当たっては、法令順守や自主基準値の設定や適正な処理規模の設定を行った上で、整備促進します。

#### (ア) 法令遵守・自主基準値の設定

広域処理施設の整備に当たっては、各種法令を遵守するとともに、環境に配慮し自主基準値の設定を検討します。

具体的な施策としては、廃棄物処理施設の自主基準値の設定が挙げられます。これまで整備した平塚市環境事業センター等は、環境に配慮し、法規制値よりも厳しい値を一部自主基準値として設定し整備しました。今後新設する施設についても、周辺環境への負荷低減、余熱の有効活用、経済性等の観点から適切な施設整備を行っていくとともに、技術革新や設置自治体の状況等を考慮し、自主基準値の設定を検討します。

#### (イ) 適正な処理規模の設定

今後も整備する広域処理施設が過大な施設とならないよう、適正な処理規模を設定します。整備予定の大磯町し尿処理施設では適正な処理規模を設定し整備を行います。

具体的な施策としては、適正な処理規模の設定に向けた検討が挙げられます。施設整備に当たっては、資源化\*や減量化\*による処理量の状況を判断しながら、過大な施設とならないよう、適切な処理規模を検討します。

### 2) 既存施設の活用促進

これまで整備した広域処理施設を含めた既存施設について、熱エネルギーや余熱の活用や資源化\*による生成物の有効利用を継続し、活用促進を図ります。

#### (ア) 熱エネルギーや余熱の継続活用と温室効果ガスの排出抑制の研究

ごみの焼却に伴い発生する熱エネルギーは、引き続き場内利用や売電及び余熱利用施設での有効利用を図ります。また、地球温暖化対策の観点からごみの焼却に伴う温室効果ガスの排出抑制の研究を進めます。

具体的な施策としては、余熱利用施設の継続運営と脱炭素などの排出抑制の研究が挙げられます。平塚市環境事業センターでは、ごみ焼却熱エネルギーを電力や温水に変換し、場内で有効利用したうえ、余った電力を売電しています。また、近隣に整備した余熱利用施設への温水等の供給も引き続き行います。さらに、温室効果ガスの削減に資するプラスチック資源循環法に基づいたプラスチック製容器包装以外のプラスチック使用製品廃棄物の効率的な資源化を検討するほか、ごみ焼却に伴って排出される温室効果ガスをCCU\*等の技術を用いて回収・有効利用する等、脱炭素・地域循環共生圏\*の構築に向けた調査研究を進めます。

### (イ) 資源化による生成物の有効利用促進

剪定枝資源化施設における資源化等によって得られた生成物の有効利用を図ります。

具体的な施策としては、資源物の有効利用の促進が挙げられます。二宮町ウッドチップセンターで処理された資源物(チップ化)について、剪定枝の量の向上を図りつつ、引き続き有効利用を図ります。

### (6) 適正な施設配置及び施設運営

当ブロックでは、公平な費用負担及び施設分担を基本に、施設を配置し、運営方法を検討します。施設配置や施設運営については、引き続き、ごみ発生量や用地の確保、環境負荷、住民への配慮等を考慮し、当ブロック内で公平分担となるように、運営に係る費用負担も考慮しつつ適正な施設配置を推進します。また、既存施設の活用方法や更新時期等も考慮し、総合的に判断しながら検討していきます。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値(H30)	目標値(R12)
適正な施設配置・運営検討施設数	3施設	5施設

※①：基準値3施設 環境事業センター、ウッドチップセンター、リサイクルセンター

※②：目標値5施設 上記3施設に加え、し尿処理施設、粗大ごみ破碎処理施設

#### 1) 適正な施設配置の推進

当ブロックにおける広域処理施設の施設配置は、公平な施設分担を基本に配置しています。費用負担を考慮した最適な施設配置の確立が必要なため、社会情勢を踏まえた費用対効果等の視点も交えた施設分担のあり方について検討し、適正な施設配置を推進します。

#### (ア) 公平な施設分担

各市町で、施設配置が偏らないよう公平な施設分担を基本に検討します。

具体的な施策としては、公平な施設分担の考慮が挙げられます。施設立地した市町において、過度の負担が生じないよう費用負担などを考慮した最適な施設配置を確立します。

#### 2) 適正な施設運営の継続

当ブロックにおける広域処理施設や既存施設の運営等は、公平な費用負担を基本として、処理する品目や施設ごとに協定を締結しています。広域化開始から一定期間を経過しているため、今後老朽化していく広域処理施設の解体について検討します。また、広域処理開始前の想定と整備した施設の実績を踏まえ、公平な費用負担となるよう検討を始めるとともに、引き続き、

民間活力を活用し、適正な施設運営の継続を図ります。

#### (ア) 公平な費用負担

各市町の公平な費用負担を基本とします。

具体的な施策としては、公平な費用負担の考慮が挙げられます。施設立地した市町の負担を考慮しつつ、公平な費用負担の継続や検討を行います。

#### (イ) 民間活力の活用（PFI等）

持続可能な廃棄物処理を行うためには、民間活力を活用することも必要です。

具体的な施策として、PFI等の手法を活用した民間活力の活用が挙げられます。事業化手法の選定に当たっては、近年ごみ処理事業のほか、多数の公共事業でPFI等事業\*方式による事業が採用または検討されています。既に、平塚市環境事業センター、二宮町ウッドチップセンター及び大磯町リサイクルセンターの整備・運営はPFI的手法であるDBOによる整備・運営方式を採用していますが、今後の施設整備・運営方式についてもPFI等の手法の活用を含めて検討していきます。

#### (7) ごみ処理経費の抑制

持続可能な廃棄物処理に向けて、公平な費用負担、施設整備、分別区分や排出方法の統一に基づく処理の効率化を含む最適な広域処理システムの推進や民間活力の活用、収集体制や中継機能などの効率的な輸送体制を確立し、ごみ処理経費の抑制を図ります。

重要業績評価指標（KPI）	基準値（H30）	目標値（R12）
総排出量*	101,252 t	79,031 t
総資源化量*	26,839 t	29,340 t
1市2町の処理及び維持管理費 (H21参考 3,804百万円)	3,167百万円	3,804百万円以下
広域化による二酸化炭素排出量 (H21参考 25,597 t-CO <sub>2</sub> )	14,485 t-CO <sub>2</sub>	14,485 t-CO <sub>2</sub> 以下

※R12の総排出量は、【R12年度（減量化の目標値）原単位 717g/人・日】×人口 301,787人×365日

#### 1) 最適な広域処理システムの推進

当ブロックにおける最適な広域処理システムを確立し、処理の効率化、排出抑制や民間委託等を通じて、引き続きごみ処理経費の抑制を進めます。

#### (ア) VFM\*による判断や処理効率の向上

広域処理施設整備や運営に当たり各種調査を実施し、費用やサービスを考慮した上で整備方針や運営方法を決定しています。引き続きVFMによる判断や処理効率の向上を図ります。

具体的な施策としては、VFMによる判断や処理効率の向上の検討が挙げられます。世界情勢等によりごみの区分によっては経費増加も考えられるため、その時代に合った最適な広域処理システムを研究しつつ、住民や団体、事業者と協力連携し、排出抑制を通じて処理経費の抑制を図ります。

## 2) 効率的な輸送体制の確立

当ブロックでは収集体制の見直しや中継機能の確保等、効率的な輸送体制を検討し、収集運搬経費及び運搬台数の削減を図ってきました。更なる経費削減に向けて研究し、効率的な輸送体制を確立します。

### (ア) 効率的なごみの輸送

当ブロックでの最適なごみの輸送を引き続き検討します。

具体的な施策として、収集運搬経費の低減策の検討が挙げられます。すでに、収集されたごみを大型車両に積み替えて処理施設に運搬することにより経費の低減が図られていますが、より効率的なごみの輸送に向けて研究を継続し、施設配置のあり方を踏まえ、収集区分や収集体制の見直しや中継機能を活用するなど、収集運搬経費の抑制を図ります。

## 第6章 平塚・大磯・二宮ブロックにおける広域処理システム

### 6.1 平塚・大磯・二宮ブロックにおける分別収集区分

平塚・大磯・二宮ブロックにおける分別収集区分は、原則として統一することを基本とします。当ブロックの現状と広域化後の分別収集区分は、表 21 のとおりです。

分別収集区分は呼称だけでなく、考え方が異なる部分もあるため、処理施設の設備内容や各市町の収集形態等に配慮した上で、相応しい区分に変更します。基本的な分別区分としては以下のとおりです。

#### ① 各市町で独自処理するもの

- ・古紙類・布類
- ・金属類
- ・廃食用油
- ・蛍光管
- ・小型家電・家電類
- ・有害ごみ

各市町で分別収集し、独自に資源化しています。各市町で独自処理する品目についても、原則、統一を目指すこととします。

#### ② 施設を利用して広域処理するもの

空き缶	平塚市リサイクルプラザの分別に合わせて資源化*しています。
ビン	平塚市リサイクルプラザの分別に合わせて資源化しています。
ペットボトル	平塚市リサイクルプラザ並びに大磯町リサイクルセンターの分別に合わせて資源化しています。
容器包装 プラスチック	平塚市リサイクルプラザ並びに大磯町リサイクルセンターの分別に合わせて資源化しています。 なお、プラマークのない発泡スチロールや硬質プラスチックは不燃ごみ、軟質プラスチックは可燃ごみとして処理しています。
不燃ごみ	平塚市粗大ごみ破碎処理場の基準に合わせて処理しています。 なお、不燃ごみに含まれる資源物は、破碎処理後に選別回収して資源化しています。
粗大ごみ	可燃性と不燃性に分け、可燃性粗大ごみは平塚市環境事業センターの基準に合わせて処理し、不燃性粗大ごみは平塚市粗大ごみ破碎処理場の基準に合わせて処理しています。
可燃ごみ	平塚市環境事業センターの基準に合わせて処理しています。 なお、生ごみも可燃ごみとしますが、焼却量を減らすために、発生・排出抑制を推進します。
剪定枝*	二宮町ウッドチップセンターの分別に合わせて資源化しています。

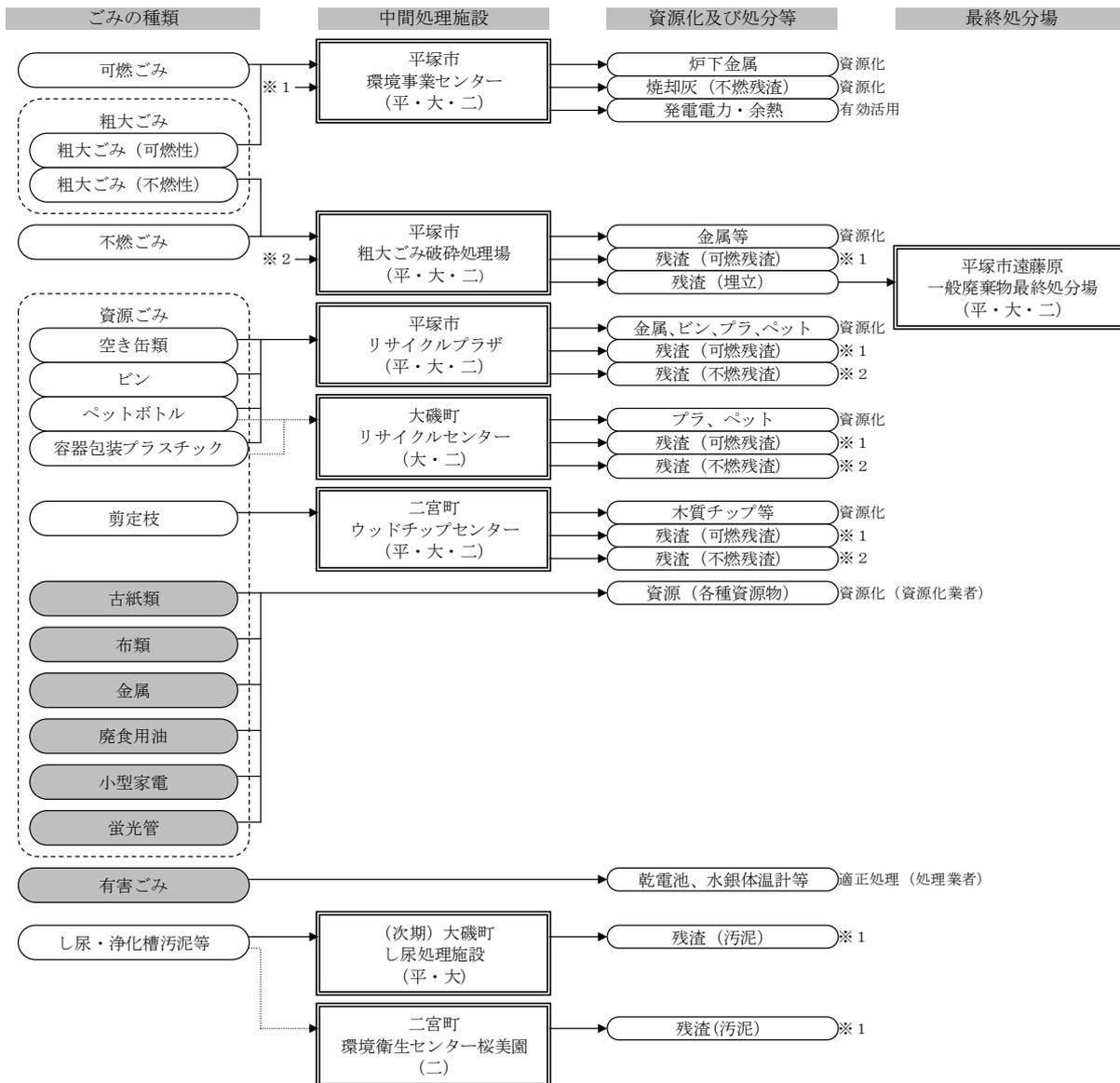
表 21 平塚・大磯・二宮ブロックにおける分別収集区分

一般的なごみの種類	分別収集区分（現状）			1市2町（将来）
	平塚市	大磯町	二宮町	分別区分
古紙類	古紙類	古紙	古紙類	古紙類
空き缶（アルミ缶、スチール缶）	空き缶類	空き缶類	空き缶類	空き缶類
金属類	金属	金属類	金属	金属
ビン	ビン	ビン	ビン	ビン
布類	布類	古布	布類	布類
廃食用油	廃食用油	廃食用油	廃食用油	廃食用油
ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル
容器包装プラスチック	プラクル（容器包装プラスチック）	容器包装プラスチック	容器包装プラスチック	容器包装プラスチック
剪定枝	剪定枝	剪定枝	剪定枝	剪定枝
不燃ごみ	不燃ごみ	不燃ごみ	破碎ごみ	不燃ごみ
	製品プラスチック			
	蛍光管	蛍光管	蛍光管類	蛍光管
	家電機器	小型家電	家電類	小型家電
可燃ごみ	可燃ごみ	可燃ごみ	可燃ごみ	可燃ごみ
	生ごみ			
粗大ごみ	粗大ごみ	粗大ごみ	寝具類	粗大ごみ
			区分なし（戸別収集）	
有害ごみ（乾電池、水銀体温計等）	有害ごみ	有害ごみ	有害ごみ	有害ごみ

※：  各市町で独自処理する項目です。

## 6.2 平塚・大磯・二宮ブロックにおける広域処理システムのフロー

計画最終年度(令和12年度(2030年度))の全施設稼働後における広域処理システムのフローは以下のとおりです。



※1： 各中間処理施設から出る可燃性の残渣は、平塚市環境事業センターで処理します。  
 ※2： 各中間処理施設から出る不燃性の残渣は、平塚市粗大ごみ破碎処理場で処理します。

図 24 平塚・大磯・二宮ブロックにおける広域処理システムのフロー

## 第7章 施設整備計画

### 7.1 廃棄物処理施設整備計画

広域処理システムでは、「環境事業センター」、「ウッドチップセンター」、「リサイクルセンター」、「不燃物処理施設」を整備し、「粗大ごみ破碎処理場」、「リサイクルプラザ」、「最終処分場」、「し尿処理施設」については既存の施設を利用することとしています。

なお、計画期間中に平塚市の「粗大ごみ破碎処理場」は再延命化工事、大磯町の「し尿処理施設」は施設整備に向けた各種調査等を予定しています。

また、次期「1市2町粗大ごみ破碎処理施設」の整備開始に向け、施設整備の検討と1市2町における今後の費用負担のあり方について協議を進めていきます。

#### (1) 整備予定施設

##### 1) し尿処理施設

し尿処理施設は、し尿及び浄化槽汚泥等を処理し、公共用水域へ放流するための施設のことと、廃棄物処理法に定める一般廃棄物処理施設として、し尿、汚泥を処理の対象とした廃棄物中間処理施設です。

大磯町では今後の経済的かつ合理的な施設運営及び施設整備のための基礎調査を実施し、具体的な整備時期や施設規模、処理方法等について検討しています。

今後行う既存施設の各種調査結果に基づき、整備方法について決定していきます。

##### (ア) 処理対象物

平塚市及び大磯町で収集されるし尿及び浄化槽汚泥等を処理するものとします。

##### (イ) 処理方法

既存施設と同様に処理水を河川へ放流する方法と二宮町環境衛生センターと同様に公共下水道へ放流する方法について検討しています。

表 22 処理方法の比較

項目	河川放流	下水道放流
概要	し尿及び浄化槽汚泥から有機物や窒素、リン等を除去し、河川へ放流する。	し尿及び浄化槽汚泥から固形物を除去し、下水道へ放流する。
施設規模	29 kL/日（予定） し尿 3 kL/日 浄化槽汚泥 26 kL/日	29 kL/日（予定） し尿 3 kL/日 浄化槽汚泥 26 kL/日
処理方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準脱窒素処理方式</li> <li>高負荷脱窒素処理方式</li> <li>膜分離高負荷脱窒素処理方式</li> <li>浄化槽汚泥対応型脱窒素処理方式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前処理＋希釈方式</li> <li>固液分離＋希釈方式</li> </ul>
放流水質	pH 5.8～8.6 BOD 10 mg/L SS 10 mg/L COD 20 mg/L 色度 30 度 大腸菌群数 3,000 個/cm <sup>3</sup>	pH 5～9 BOD 600 mg/L SS 600 mg/L ノルマルヘキサン抽出物質 動植物性油脂類 30 mg/L 鉱油類 5 mg/L
放流量	43 ～145 m <sup>3</sup> /日 希釈倍率：1.5～5倍程度 (処理方式による)	87 ～580 m <sup>3</sup> /日 希釈倍率：3～20倍程度 (処理方式による)
施設整備費	設備数が多いため比較的高価である。	設備数が少ないため比較的安価だが、下水道管渠の敷設が必要である。
維持管理費	設備数が多いため比較的高価である。	設備数が少ないため比較的安価だが、下水道料金が必要である。
環境負荷	高度な処理により環境への負荷が低減される。	簡易な処理であることから下水道への負荷が増大する。
汚水処理の効率化	現状と同等。	下水道との連携により圏域における汚水処理の効率化が図れる。
災害対応	災害時におけるし尿処理のリスク分散（し尿処理施設、下水道施設）が図れる。	下水道が被災した場合、災害時のし尿処理が困難となる。

## 2) 粗大ごみ破碎処理施設

粗大ごみ破碎処理施設は、不燃ごみ及び不燃性の粗大ごみを破碎処理し、減容化\*、資源化\*を行う中間処理施設です。

現施設は延命化を図る工事を令和5年度から令和9年度の期間で実施しています。

また、次期1市2町粗大ごみ破碎処理施設については、延命化工事後の施設の状況を踏まえながら、整備開始に備え費用負担のあり方を含めて検討していきます。

### 3) 不燃物処理施設

平塚市粗大ごみ破碎処理場から排出される不燃残渣の処理については、現在、平塚市遠藤原一般廃棄物最終処分場にて埋立処分をしています。平塚市遠藤原一般廃棄物最終処分場を有効活用することで計画期間内に不足はないと推定されますが、埋立状況を確認しながら必要に応じて二宮町に整備することとします。

なお、整備時期、処理方法等については、今後の技術革新等の動向を踏まえながら検討していくこととします。

## (2) 整備完了施設

### 1) 環境事業センター（高効率ごみ発電施設）

（平成 25 年（2013 年）10 月稼働）

平塚市環境事業センター（315 トン/日：105 トン/24h×3 炉）は、単にごみを焼却するだけではなく、可燃ごみ及び可燃性粗大ごみを焼却する際に発生する熱を利用して発電を行うとともに、余熱を有効利用する地球環境に配慮した施設です。また、焼却残渣は、民間に委託し、全量資源化\*しています。さらに、地球温暖化対策の観点から温室効果ガスの排出抑制の研究を進めます。

### 2) ウッドチップセンター（マテリアルリサイクル推進施設）

（平成 27 年（2015 年）10 月稼働）

二宮町ウッドチップセンター（12 トン/日）は、生成物の資源化\*に当たり幅広い利用用途に対応できるよう「チップ化」の処理を行う施設です。

### 3) リサイクルセンター（マテリアルリサイクル推進施設）

（平成 30 年（2018 年）4 月稼働）

大磯町リサイクルセンター（6 トン/日）は、資源ごみ（ペットボトル、容器包装プラスチック）の中間処理として選別・圧縮・梱包を行う施設です。

## (3) 既存施設の有効活用

粗大ごみ破碎処理場、リサイクルプラザ、最終処分場については、平塚市の既存施設を活用して広域処理を行っています。

### 1) 粗大ごみ破碎処理場

平塚市粗大ごみ破碎処理場は、不燃ごみ及び不燃性の粗大ごみを破碎処理し、減容化\*、資源化\*を行う中間処理施設です。搬入物を破碎処理した後、金属（鉄・アルミ）等の資源物と可燃残渣及び不燃残渣に選別し、資源物については資源化しています。

平塚市が保有する施設であり、大磯町のごみを平成 25 年 10 月から、二宮町のごみを平成 27 年 4 月から広域処理しています。また、大磯町と二宮町は平塚市へ事務委託を行い、平塚市は事業者へ業務委託をしています。また、広域処理に伴い 10 年間の延命化を目途とする延命化修繕を平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 か年をかけて実施しました。また、令和 12 年度まで活用できるよう再延命化工事を令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 か年をかけて実

施しています。

## 2) リサイクルプラザ

平塚市リサイクルプラザは、資源ごみの選別・圧縮・梱包等を行う中間処理施設です。搬入物を空き缶類、ビン、ペットボトル、容器包装プラスチック等の資源物と可燃残渣及び不燃残渣に選別した後、資源物については圧縮・梱包して資源化\*しています。

平塚市が保有する施設であり、大磯町の容器包装プラスチックを平成25年4月、空き缶類、ビン、ペットボトルを平成25年10月から（平成30年4月からはリサイクルセンター稼働に伴い、空き缶類、ビンのみ）、二宮町の空き缶類、ビンを平成27年4月から広域処理しています。大磯町と二宮町は平塚市へ事務委託を行い、平塚市は民間の事業者へ業務委託をしています。

## 3) 最終処分場

平塚市最終処分場は、どうしても資源化\*することができない不燃残渣等を埋め立てる施設です。現在、平塚市が業務委託により運営し、平塚市粗大ごみ破碎処理場から排出される不燃残渣の埋め立てを行っています。平成25年10月から平塚市環境事業センターが稼働開始し焼却残渣（焼却灰等）の全量資源化が実現したことで、計画期間内は残余容量の不足はない見込みです。

なお、平塚市遠藤原一般廃棄物最終処分場から発生する浸出水は、浸出水処理施設で処理した後、公共用水域等に放流しています。

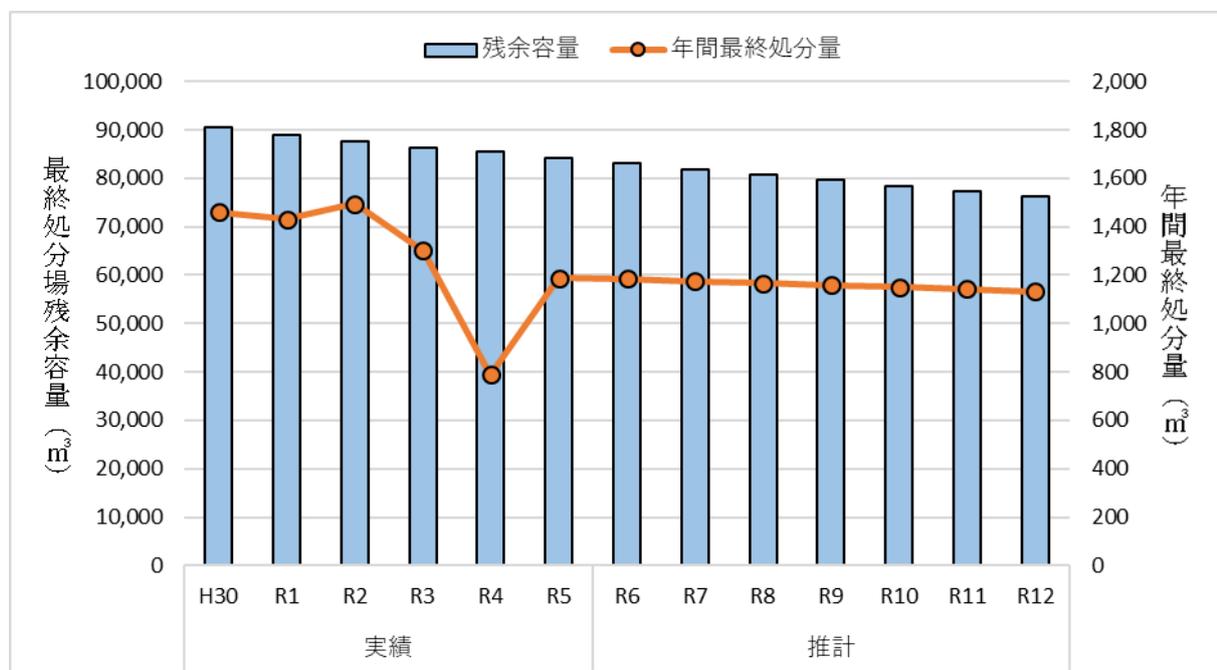


図 25 最終処分量と平塚市遠藤原一般最終処分場残余容量

#### 4) し尿処理施設

平塚市と大磯町で収集されるし尿及び浄化槽汚泥は大磯町し尿処理施設で広域処理を行っています。既存施設では、収集されたし尿及び浄化槽汚泥を膜分離高負荷脱窒素処理し、処理水を公共用水域に放流していますが、公共下水道の整備に伴う収集量の減少を考慮して、施設整備の調整を進めています。

#### 5) 下水道投入施設

二宮町では、町内で収集されたし尿及び浄化槽汚泥を好気性処理＋活性汚泥法＋高度処理方式のし尿処理施設で処理し、処理水を公共用水域に放流していましたが、今後も町が単独で処理を行うため、老朽化したし尿処理施設を廃止し、既存施設を有効活用した直接脱水＋希釈下水放流方式のし尿等下水道投入施設に改修しました。

なお、工事は平成 30 年度から 2 か年かけて行い、令和元年 11 月から処理を開始しています。

#### (4) 施設整備計画 (まとめ)

広域処理施設としての配置計画並びに整備等のスケジュールは以下のとおりです。

表 23 平塚・大磯・二宮ブロックにおける広域処理施設の配置計画

施設の種類	対象ごみ	平塚市	大磯町	二宮町
高効率ごみ発電施設 (焼却施設)	可燃ごみ 粗大ごみ (可燃性) 中間処理後可燃残渣	●環境事業センター H25～可燃 (広域処理中)	H25～可燃	H28～可燃
粗大ごみ 破碎処理 施設	不燃ごみ 粗大ごみ (不燃性) 中間処理後不燃性残渣	○粗大ごみ破碎処理場 H1～不燃・粗大 不燃残渣 (広域処理中)	H25～不燃・粗大	H27～不燃・粗大
リサイクル プラザ	資源ごみ ・空き缶類 ・ビン ・ペットボトル ・容器包装プラスチック	○リサイクルプラザ H16～缶・ビン・PET・プラ (広域処理中)	H25～缶・ビン H25～29PET・プラ	H27～缶・ビン
リサイクル センター			●リサイクルセンター H30～PET・プラ (広域処理中)	H30～PET・プラ
剪定枝 資源化施設	資源ごみ ・剪定枝	H27～剪定枝	H27～剪定枝	●ウッドチップセンター H27～剪定枝 (広域処理中)
最終処分場	不燃残渣等	○遠藤原最終処分場 S59～不燃残渣 (広域処理中)		
不燃物 処理施設	不燃残渣等			(時期未定)
し尿 処理施設等	し尿、浄化槽汚泥等	H22～し尿・浄化槽汚泥	○し尿処理施設 S53～し尿、浄化槽汚泥 (広域処理中) ◎令和13年稼働予定	○環境衛生センター S51～し尿、浄化槽汚泥 R1～○直接脱水+希釈 下水道放流

○：市町単独設置施設

●：広域処理施設として整備済み

◎：整備予定の広域処理施設

表 24 平塚・大磯・二宮ブロックにおける広域処理施設の整備等のスケジュール

年 度		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
整備 予定 施設	(仮称) 大磯町 し尿処理施設 (汚泥再生処理センター) 処理能力未定								→		→
		↑ 調査							↑ 着工		※ 1
	(仮称) 1市2町 粗大ごみ破碎処理施設 処理能力未定				↑ 検討						→
整備 完了 施設	(仮称) 二宮町 不燃物処理施設 処理能力未定										→
		↑ 検討									
既存 施設	平塚市 環境事業センター 315 t / 日	広域搬									
	二宮町 ウッドチップセンター 12 t / 日	広域搬									
	大磯町 リサイクルセンター 6 t / 日	広域搬入									
既存 施設	粗大ごみ破碎処理場 55 t / 5h	広域搬							→		
					↑ 再延命化						
	平塚市 リサイクルプラザ 46.86 t / 日	広域搬									
	平塚市 遠藤原一般廃棄物最終処分場 363,000 m <sup>3</sup>	広域搬									
	大磯町 し尿処理施設 50kL / 日	広域搬入									※ 1
二宮町 環境衛生センター桜美園(し尿) 25kL / 日											

広域化の区分  平塚・大磯・二宮  平塚・大磯  大磯・二宮

施設稼働 

※ 1 : 令和13年度に稼働予定

## 7.2 災害時の対応

大規模地震や風水害等の災害発生時には、基本的には各市町の災害廃棄物等処理計画に従い災害廃棄物等の処理・処分を行います。ただし、被害の規模・範囲等によっては各市町並びに広域処理施設の枠組みを超え、相互利用を行う等柔軟な対応をします。

## 7.3 循環型社会形成推進交付金の活用

広域処理施設の整備に当たっては、環境省所管の「循環型社会形成推進交付金（3R\*推進交付金）」を活用することを基本とします。

この交付金の交付を受けるためには、地域における3R推進のための目標や広域処理施設の整備計画等を定める「循環型社会形成推進地域計画」を策定する必要がありますので、第二期実施計画の策定と並行して策定しました。

また、当初令和7年度までの計画でしたが、大磯町に建設予定のし尿処理施設の調査期間が2年間延長されたことに伴い、計画を2年間延長しました。

なお、交付金対象の地域及び施設と交付率は以下のとおりです。

表 25 交付金制度の概要

対象地域	市町村（人口5万人以上または面積400km <sup>2</sup> 以上の計画対象地域を構成する場合に限る。） 特例：沖縄県、離島地域、過疎地域、山村地域、半島地域及び豪雪地域等
対象施設 <sup>※1</sup>	マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収型廃棄物処理施設、高効率ごみ発電施設、有機性廃棄物リサイクル推進施設、最終処分場、浄化槽設置整備事業、公共浄化槽等整備推進事業、廃棄物処理施設の基幹的設備改造事業、施設整備に関する計画支援事業等
交付率	交付対象事業費の1/3 ただし以下の事業の交付付率は1/2 ・エネルギー回収型廃棄物処理施設のうち、高効率エネルギー回収に必要な設備及びそれを備えた施設に必要な災害対策設備に係る設備 ・廃棄物処理施設の基幹的設備改造事業のうちCO <sub>2</sub> 削減量等一定要件を満たす場合  (焼却施設、マテリアルリサイクル施設、し尿処理施設)

※1：一部の施設は災害廃棄物対応も対象としています。（災害廃棄物処理計画に記載が必要）

## 第8章 組織体制及び運営方法の検討

### 8.1 平塚・大磯・二宮ブロックにおける組織体制

#### (1) 計画期間における平塚・大磯・二宮ブロックの組織体制について

##### 1) 事務の委託

事務の委託の場合、施設建設及び維持管理運営を受託する自治体が全て担うことになるため、受託側自治体の負担が大きくなることや、委託側の自治体は当該事務に関する管理執行権を失い、当該事務に関与することができないというデメリットがあります。

広域処理開始時点の平塚・大磯・二宮ブロックでは、ほとんどの施設において、従来からそれぞれの市町が維持管理してきた既存施設を活用するものとし、当時の体制を継続しつつ、相互に事務を委託し合う形をとることが、最も効率的であるとして、第一期実施計画においては、事務の委託を採用しています。

広域処理施設の配置計画（P.64 表23 参照）では既存施設が含まれていることを踏まえ、第二期実施計画においても引き続き事務の委託を採用します。

##### 2) 連絡会議による事務の委託の補完

事務の委託方式だけでは、委託側の自治体が当該事務の管理執行に関与ができないというデメリットが含まれています。その欠点を補完し、1市2町が相互に責任を持って廃棄物の処理を進めていく仕組みとして連絡会議を設置しています。

「平塚市大磯町二宮町一般廃棄物処理事務連絡会議」では、引き続き1市2町の枠組みにおける施設運営に係る連絡会議として充実させ、委託した事務に係る執行状況を相互にチェックするための体制づくりに努めます。

なお、現在の1市2町ごみ処理広域化推進会議も引き続き、各市町の施設の運営等に係る事務の執行状況を相互にチェックできる体制として継続していきます。

## 8.2 平塚・大磯・二宮ブロックにおける運営方法

公共施設等の建設、運営維持管理に当たっては、廃棄物処理施設関連事業を含む多くの事業で民間資金等の活用による官民協力による事業、例えばPFIによる事業等が採用または検討されており、平塚市環境事業センターや二宮町ウッドチップセンターや大磯町リサイクルセンターの整備・運営もPFIに準じたDBO方式によるものです。

新たな広域処理施設の整備・運営についても、PFI等の手法の活用を含めて方式採用の可否について、引き続き検討します。

### (1) 事業運営方式の種類と特徴

民間の技術力、民間の資金調達力を導入して効率的な事業運営を行うという、官民協力の形態には様々なものがあり、主なものは表26のとおりです。このうちDBO方式は、民間活力の導入という意味では、PFI手法に近いものですが、PFI法に定められた手法ではないことから、ここでは「PFI的手法」として整理します。また、運営事業方式の長所・短所は、表27のとおりです。

表 26 事業運営方式の概要

	公設公営	公設＋ 長期運営委託	PFI的手法	PFI手法		
			DBO※1	BTO※2	BOT※3	BOO※4
資金調達・所有	公共の資金を用いて建設し、公共が所有。	公共の資金を用いて建設し、公共が施設を所有。	公共の資金を用いて建設し、建設後公共に施設の所有権を移転（公共が所有）。	民間が資金調達して建設し、事業期間中は民間が所有。事業期間終了後は公共に施設の所有権を移転。	民間が資金調達して建設し、施設解体まで民間が施設を所有。	民間が資金調達して建設し、施設解体まで民間が施設を所有。
設計・建設	発注は公共による性能発注方式にて民間が設計・建設を実施。	発注は公共による性能発注方式にて民間が設計・建設を実施。	発注は公共による性能発注方式であるが、民間が運営管理を行うことを前提に設計内容の提案を行い（公共も関与）、建設。	民間事業者が自ら運営管理を行うことを前提に設計・建設を実施。		
管理・運営	物品・用役調達、点検、補修等を役務仕様により個別に単年度契約で民間委託（場合によっては運転管理も）。管理運営の重要部分は公共が担当。	民間事業者が運転管理、物品・用役調達、点検、補修等を包括的に性能発注により長期契約にて業務を実施。管理運営は民間が担当。重要部分は公共が担当。	設計・建設を行った民間事業者が運転管理、物品・用役調達、点検、補修等を包括的に性能発注により長期契約にて業務を実施。管理運営の重要部分は公共が担当。施設建設事業と管理運営事業を同一事業者と同時に発注する。			

※1 : Design Build Operate ※2 : Build Transfer Operate

※3 : Build Operate Transfer ※4 : Build Own Operate

表 27 事業運営方式の長所・短所

事業運営方式	長所	短所
公設公営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の責任が公共にあることが明確で、住民の信頼を得やすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業運営に係るコストが高くなりやすい。</li> <li>・施設建設は公共が行うため、インシヤルコストの低減が難しい。</li> </ul>
公設＋長期運営委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬品等の調達、長期補修計画に基づいて補修等を行うため、維持管理費の低減が期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設建設は公共が行うため、インシヤルコストの低減が難しい。</li> </ul>
DBO	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者が自ら運転管理を行うことを前提に施設の建設を行うため、建設費の削減が期待できる。</li> <li>・一般的に市中銀行の金利よりも公的金利は安く、固定資産税の発生もないので、トータルコストは最も安くなることが多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「民間によるごみ処理」とのイメージが強く、住民の信頼を得ることが困難となる場合がある（BTO、BOTも同様）。</li> <li>・公共と事業者のリスク分担を細かく決めておかないと、運営段階でトラブルとなる（BTO、BOTも同じ）。</li> </ul>
BTO	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設建設に係る自由度がDBO方式より高いため、建設費をさらに削減可能となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間資金調達（市中銀行）のため、金利分がDBO方式より高くなる傾向にある。</li> </ul>

## （２）官民協力による事業実施の事例

長期運営委託、PFI手法、DBO方式による事業実施事例については、DBO方式によるものが最も多くなっています。また、既設の施設においても公共の直接運営や単年度運転委託契約をしていたものを長期運営委託に切り替える事例が多くなっています。

### 8.3 平塚・大磯・二宮ブロックにおける費用負担

当ブロックにおける費用負担は、当面は第一期実施計画で決定した処理量割及び処理人口\*割による費用負担を採用するものとします。

しかし、費用負担のあり方については、施設整備費や維持管理費のように処理量や処理人口の多寡に関わらず必要となる固定費的要素があること、また、施設を運営している自治体にとっては、施設運営事業者や立地地区との協議・調整などが負担になっていること等の課題も見られます。

こうしたことから、各自治体のごみ処理広域化の利点を等しく享受することで広域化の仕組みが持続できるよう、今後の費用負担のあり方について協議を進めます。

表 28 平塚・大磯・二宮ブロックにおける費用負担方法

項目		費用負担
支出	用地費	○ 各市町で対応する。
	各種調査等事務費 (アセス、PFI調査、地質、測量、発注仕様書、整備計画書等)	○ 処理量割 <sup>※1</sup> (50%) + 処理人口割 <sup>※2</sup> (50%) で按分する。
	建設費 (工事費)	○ 交付対象部分 ・ 処理量割で按分する。 ○ 交付対象外部分 (単独事業) ・ 上記以外の整備 → 処理量割 (50%) + 処理人口割 (50%) で按分する。 ・ 施設周辺の整備 → 各市町で対応する。
	改修費 (大規模なもの)	○ 交付対象部分 ・ 処理量割で按分する。 ○ 交付対象外部分 (単独事業) ・ 上記以外の整備 → 処理量割 (50%) + 処理人口割 (50%) で按分する。 ・ 施設周辺の整備 → 各市町で対応する。
	運営費 (修繕費も含む)	○ 処理量割 (50%) + 処理人口割 (50%) で按分する。
収入	利益	○ 処理量割で按分する。 注：運営委託契約に含まれる売却益 (高効率ごみ発電施設の売電益) 等は除く。
	処理手数料	○ 施設で収入した各処理手数料相当額とする。

※1：各自治体より排出されるごみやし尿の量を基に按分します。

※2：それぞれの施設で処理されるごみやし尿を排出する対象人口を基に按分します。

## 第9章 実施スケジュール

### 9.1 今後の進め方

今後、この第二期実施計画に基づき、ごみ処理広域化の具体的な事業を進めていくものとします。

なお、実施計画は、今後の社会情勢やごみ処理等の技術革新を踏まえ、必要に応じて見直しをするものとします。

### 9.2 平塚・大磯・二宮ブロックにおける広域処理等のスケジュール

広域処理等のスケジュールは、表 29 及び表 30 のとおりです。

表 29 平塚・大磯・二宮ブロックにおける広域処理等のスケジュール（全体及びソフト施策）

年 度		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施計画及び地域計画											
		↑ 施行		必要に応じて見直し							
費用負担方法のあり方											
		↑ 協議									
主なソフト施策	住民・事業者への啓発										
	↑ 継続・検討・実施										
	家庭系ごみの排出抑制【減量化の推進】										
	↑ 継続・強化										
	事業系ごみの排出抑制【減量化の推進】										
↑ 継続・強化											
資源化品目の充実【資源化の推進】											
↑ 継続・強化											
分別排出の徹底【資源化の推進】											
↑ 継続・強化											

表 30 平塚・大磯・二宮ブロックにおける広域処理等のスケジュール（施設整備）

年 度		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
施設整備	平塚市 環境事業センター 処理能力：315 t/日	既存	広域搬入								
	平塚市 粗大ごみ破碎処理場 処理能力：55 t/5h	既存	広域搬入								
	(仮称) 1市2町 粗大ごみ破碎処理施設 処理能力：未定	新設									
	平塚市 リサイクルプラザ 処理能力：46.86 t/日	既存	広域搬入								
	大磯町 リサイクルセンター 処理能力：6 t/日	既存	広域搬入								
	二宮町 ウッドチップセンター 処理能力：12 t/日	既存	広域搬入								
	平塚市 遠藤原一般廃棄物最終処分場 埋立面積：36,300m <sup>2</sup>	既存	広域搬入								
	(仮称) 二宮町 不燃物処理施設 処理能力：未定	新設									
	大磯町 し尿処理施設 処理能力：50kL/日	既存	広域搬入								※1
	(仮称) 大磯町 し尿処理施設（汚泥再生処理センター） 処理能力：未定	新設									
	二宮町 環境衛生センター桜美園（し尿） 処理能力：25kL/日	既存									

広域化の区分



平塚・大磯・二宮



平塚・大磯



大磯・二宮

施設稼働



※1：同敷地内施設建設の場合は稼働の一時停止が懸念されます。

※2：令和13年度に稼働予定

# 第10章 ごみ処理広域化の効果

## 10.1 ごみ処理広域化の効果

### (1) 費用の削減効果

#### 1) 施設整備費

第一期改訂実施計画では、広域によるごみ処理施設として、高効率ごみ発電施設、リサイクル施設、剪定枝資源化施設を整備しました。計画と実施状況は表31、施設整備費は表32のとおりです。

表31 広域処理施設整備状況

		第一期改訂実施計画		実施状況
		広域処理施設	単独処理施設	広域処理施設
高効率 ごみ発電 施設	施設名	1市2町広域 (建設完了)	平塚市 大磯町 二宮町	平塚市環境事業 センター
	施設規模 (t/日)	315	286 (=236+29+21)	315
	整備費 (万円)	1,128,731	1,871,920	1,139,888
	t単価 (万円/t)	3,583	6,545	3,619
リサイクル 施設	施設名	大磯・二宮広域	大磯町 二宮町	大磯町リサイクル センター※1
	施設規模 (t/日)	6	12 (=5+7)	6
	整備費 (万円)	100,570	173,900	81,820
	t単価 (万円/t)	16,762	14,492	13,637
剪定枝 資源化施設	施設名	1市2町広域	平塚市 大磯町 二宮町	二宮町ウッドチップ センター
	施設規模 (t/日)	12	10 (=8+1+1)	12
	整備費 (万円)	33,793	31,080	33,793
	t単価 (万円/t)	2,816	3,108	2,816
合計	整備費 (万円)	1,263,094	2,076,900	1,255,501

※1：整備はリサイクル機能に係る項目のみ。

表32 施設整備費の比較

		施設整備費 (万円)	負担内訳 (万円)				
			交付金	自己負担			
				平塚市	大磯町	二宮町	合計
広域化計画	1市2町単独整備	2,076,900	407,653	847,227	459,760	362,260	1,669,247
	広域化	1,263,094	471,287	597,642	108,457	85,708	791,807
	差額	△ 813,806	63,634	△ 249,585	△ 351,303	△ 276,552	△ 877,440
実施	広域化	1,255,501	463,383	589,552	101,283	101,283	792,118
	差額	△ 821,399	55,730	△ 257,675	△ 358,477	△ 260,977	△ 877,129

※：各市町の負担割合は、施設の広域化の種類に応じて以下としています。

1市2町の広域化施設……平塚市：大磯町：二宮町＝8：1：1

2町の広域化施設……大磯町：二宮町＝1：1

## (2) ごみ処理経費

ごみ処理経費を、収集運搬費、中間処理費、最終処分費に分け、広域処理計画段階の平成21年度実績と広域処理した場合の計画値（令和2年度推定値）、平成30年度、令和2年度及び令和5年度の実績を表33に示します。

ごみ処理経費全体としては、平成21年度と比べて各市町とも削減できており、平成21年度と令和5年度を比較すると、平塚市は約8.9パーセント、大磯町は約9.8パーセント、二宮町は約40.9パーセント及び1市2町全体は約13.2パーセントの削減となっています。

市町別1人当たりのごみ処理経費を図26に示します。いずれも平成21年度より削減できていますが、第一期改訂実施計画における令和2年度計画値までは削減できていません。

内訳別ごみ処理経費は図27に示すとおりであり、収集・運搬経費が削減できていないため、削減率が小さくなっています。

図 26 1人当たり年間ごみ処理経費の計画と実績

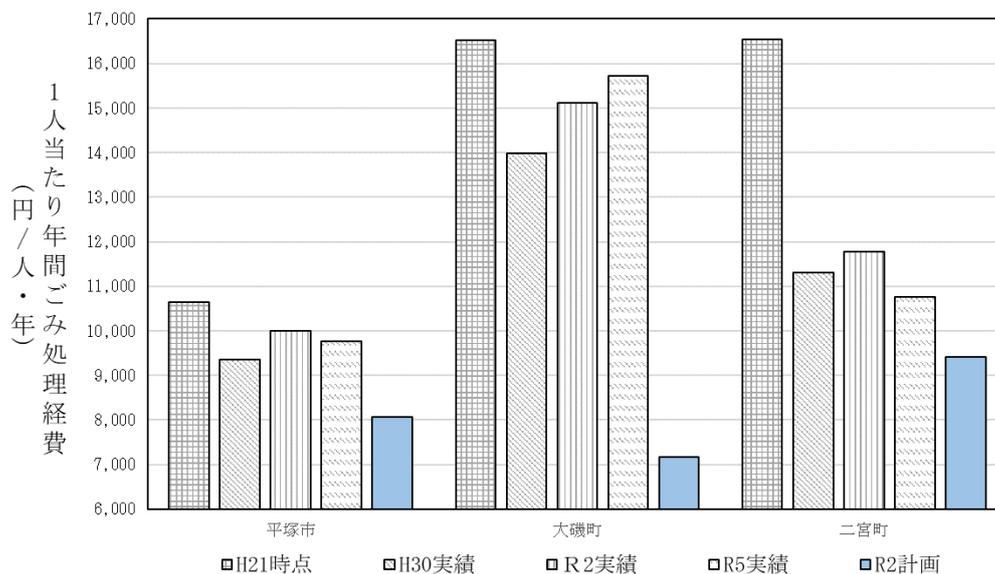


図 27 ごみ処理経費の内訳の計画と実績

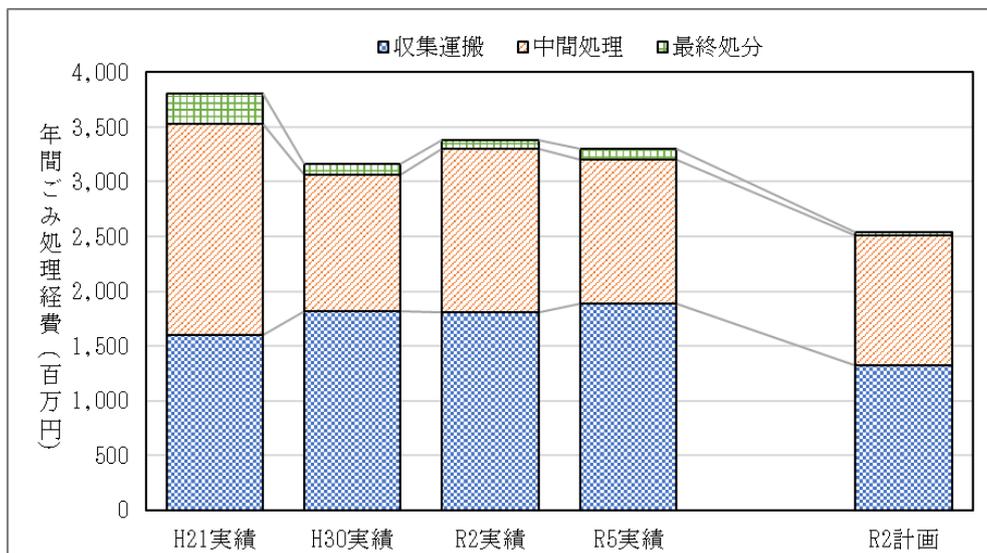


表 33 ごみ処理経費

	H21実績				H30実績				R2計画(推計)			
	平塚市	大磯町	二宮町	合計	平塚市	大磯町	二宮町	合計	平塚市	大磯町	二宮町	合計
人口	260,349	32,859	29,643	322,851	258,004	31,467	27,919	317,390	254,998	31,765	27,443	314,206
総排出量	91,427	12,430	9,232	113,089	81,989	10,779	8,484	101,252	82,775	10,280	8,118	101,173
収集運搬	69,595	10,018	8,376	87,989	77,030	9,691	8,069	94,790	51,853	8,065	7,208	67,126
中間処理	80,362	10,649	5,698	96,709	73,270	9,092	7,040	89,402	93,749			93,749
最終処分	10,339	1,246	803	12,388	831	109	82	1,022		1,545		1,545
総排出量	30,304	43,665	53,135	33,636	29,409	40,791	37,181	31,272	24,850	22,139	31,803	25,133
収集運搬	17,855	14,352	25,788	18,211	18,387	19,861	26,515	19,230	20,533	12,916	21,662	19,739
中間処理	17,526	25,404	44,282	19,970	12,268	26,501	13,925	13,846				12,670
最終処分	11,564	103,096	27,682	21,815	115,412	57,431	42,220	103,355				19,387
1人当たり年間ごみ処理経費	10,642	16,518	16,548	11,782	9,346	13,973	11,299	9,976	8,067	7,165	9,408	8,093
	2,770,610	542,758	490,543	3,803,911	2,411,177	439,682	315,443	3,166,302	2,056,993	227,590	258,175	2,542,758
収集運搬	1,242,608	143,774	215,998	1,602,380	1,416,379	192,473	213,950	1,822,802	1,064,698	104,168	156,140	1,325,006
中間処理	1,408,438	270,527	252,316	1,931,281	898,891	240,949	98,031	1,237,871	967,888	120,386	99,525	1,187,799
最終処分	119,564	128,457	22,229	270,250	95,907	6,260	3,462	105,629	24,407	3,036	2,510	29,953
H21に対する削減率					13	19	36	17				

	R2実績				R5実績			
	平塚市	大磯町	二宮町	合計	平塚市	大磯町	二宮町	合計
人口	258,422	31,634	27,564	317,620	258,463	31,146	26,968	316,577
総排出量	80,181	10,544	8,455	99,180	73,948	9,821	7,563	91,332
収集運搬	76,272	9,592	7,982	93,846	69,383	8,921	7,104	85,408
中間処理	71,267	8,825	7,073	87,165	66,144	8,366	6,332	80,842
最終処分	827	125	94	1,046	649	91	95	835
総排出量	32,208	45,366	38,405	34,135	34,127	49,830	38,365	36,167
収集運搬	18,187	21,241	26,690	19,222	21,309	23,093	28,551	22,098
中間処理	15,750	30,192	15,283	17,174	14,457	32,883	13,246	16,269
最終処分	88,208	65,144	38,128	80,951	137,020	90,901	36,358	120,541
1人当たり年間ごみ処理経費	9,993	15,121	11,780	10,659	9,764	15,712	10,759	10,434
	2,582,506	478,334	324,716	3,385,556	2,523,655	489,381	290,154	3,303,190
収集運搬	1,387,121	203,744	213,036	1,803,901	1,478,494	206,011	202,826	1,887,331
中間処理	1,122,437	266,447	108,096	1,496,980	956,235	275,098	83,874	1,315,207
最終処分	72,948	8,143	3,584	84,675	88,926	8,272	3,454	100,652
H21に対する削減率	7	12	34	11	9	10	41	13

※1：実績は、一般廃棄物処理実態調査における人件費+処理費+委託費です。

※2：排出量及びごみ1t当たりごみ処理経費の総排出量は収集運搬、中間処理、最終処分の合計ではありません。

※3：令和2年度(推計)の排出量及びごみ1t当たりごみ処理経費のうち中間処理及び最終処分の値が市町別でないのは、第一期改訂実施計画における広域施設での全体の値を転載したものであるためです。

### (3) 温室効果ガス排出量

#### 1) 温室効果ガス排出量

ごみの中間処理・最終処分に関する二酸化炭素（温室効果ガス）排出量の削減効果について計画時の効果を確認しました。

中間処理及び最終処分に係るごみの燃焼に伴う温室効果ガス排出量としては、ごみ中のプラスチックの燃焼に伴う二酸化炭素を対象とし、電力または燃料の使用によるものをそれぞれ算出し合計しました。

対象とする温室効果ガスについて、7物質【二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三フッ化窒素（NF<sub>3</sub>）】がありますが1市2町における温室効果ガスの排出状況は、二酸化炭素が約99%を占めており、二酸化炭素以外の6物質については排出量が極めて少ないことから、1市2町の各環境基本計画に準じ、排出量の把握及び削減目標の対象外とします。

また、廃棄物処理として、ごみの燃焼に伴う二酸化炭素排出量が95%以上を占めていることからごみの焼却量のみを対象とします。

表 34 二酸化炭素発生源

		CO <sub>2</sub> 発生源			CO <sub>2</sub> 削減	備考
		ごみの燃焼	電気	燃料	発電	
中間処理	【平塚市旧環境事業センター】	○	○	○	—	H21実績
	【大磯町焼却施設】	○	○	○	—	H21実績
	【二宮町焼却施設】	○	※	※	—	※：処理外部委託
	平塚市環境事業センター	○	○	○	○	運営計画
	平塚市リサイクルプラザ	—	○	—	—	仮定
	平塚市粗大ごみ破碎処理施設	—	○	○	—	H21実績
	リサイクルセンター	—	○	—	—	仮定
	厨芥類資源化施設	—	○	—	○	仮定
	剪定枝資源化施設（チップ化）	—	○	—	—	仮定
最終処分	平塚市最終処分場	—	○	—	—	H21実績

また、各算出対象項目の温室効果ガス排出原単位\*及び温暖化係数は、第一期実施計画時に使用した温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（ver 3.2 平成23年4月 環境省・経済産業省）に基づいて、計画策定時の令和2年度推計と令和5年度実績と比較しました。

二酸化炭素排出量は、表35の施設合計（ごみ除く）で示すように1市2町（R5実績）の排出量は-9,428トンシーオーツーで、1市2町（第一期実施計画推定R2）の推定値-7,101トンシーオーツーより削減されています。

これは、高効率発電施設の発電量が計画時より多かったことから、発電による二酸化炭素削減量が多くなったためです。

今後の効果比較を行えるよう、1市2町で策定している計画で温室効果ガス排出量の算定方法に用いられている「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル Ver2（令和7年3月 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室）」（以下「地方公共団体実行計画」という。）に基づいて表36の算定方法にて比較を行い参考として表37に掲載します。

表 35 中間処理・最終処分に係る温室効果ガス排出量の計画と実績

単位：t-CO<sub>2</sub>

	CO <sub>2</sub> 発生			CO <sub>2</sub> 削減	施設合計 (t-CO <sub>2</sub> )	施設合計 (ごみ除く) (t-CO <sub>2</sub> )
	ごみの燃焼 (t-CO <sub>2</sub> )	電気 (t-CO <sub>2</sub> )	燃料 (t-CO <sub>2</sub> )	発電 (t-CO <sub>2</sub> )		
第一期実施計画現状 (H21実績)	20,430	4,856	311	0	25,597	5,167
1市2町 (H30実績) H30排出係数での値	28,989	2,087	231	-16,822	14,485	-14,504
1市2町 (R5実績) R5排出係数での値	25,365	428	355	-10,211	15,937	-9,428
1市1町+二宮町単独 (第一期実施計画推定R2)	18,741	5,231	172	-11,958	12,186	-6,555
1市2町 (第一期実施計画推定R2)	18,643	5,336	53	-12,490	11,542	-7,101

図 28 広域化による二酸化炭素排出量（廃棄物燃焼除く）の計画と実績

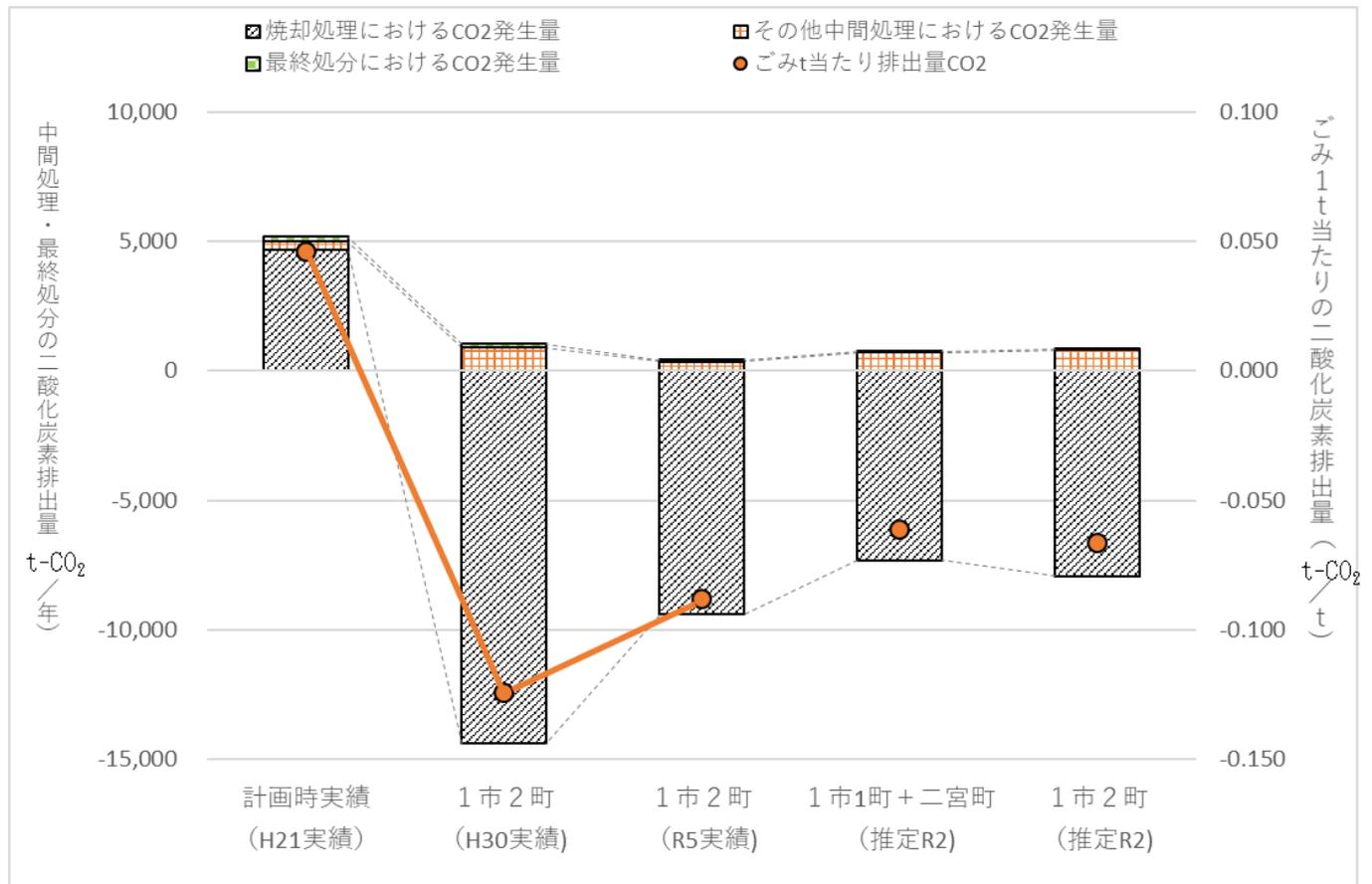


図 29 広域化による二酸化炭素排出量（廃棄物燃焼由来含む）の計画と実績

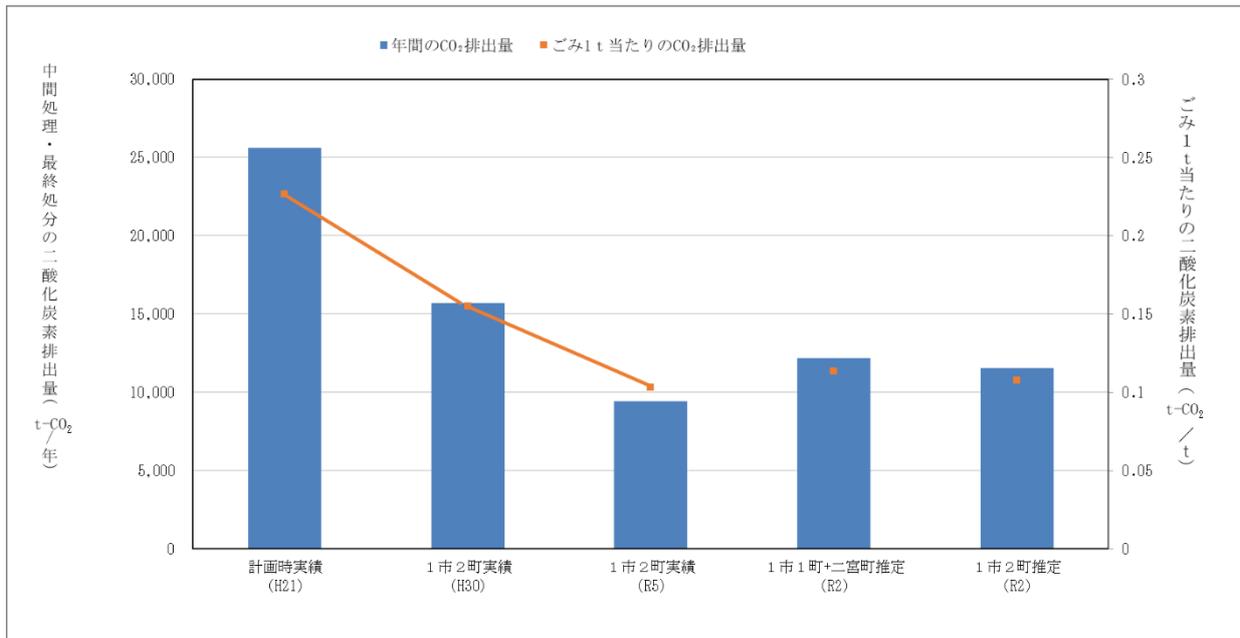


表 36 二酸化炭素排出量の算定式（地方公共団体実行計画）

二酸化炭素排出量の算定式	『二酸化炭素排出量の算定式』 1市2町の全焼却量×プラスチックごみの割合×プラスチックごみの固形分割合×プラスチックごみの焼却時のCO <sub>2</sub> 排出係数
	+
	1市2町の全焼却量×繊維くずの割合×繊維くずの固形分割合×繊維くず中の合成繊維の割合×合成繊維の焼却時のCO <sub>2</sub> 排出係数

表 37 中間処理・最終処分に係る温室効果ガス排出量の実績

単位：t-CO<sub>2</sub>

	CO <sub>2</sub> 発生	CO <sub>2</sub> 削減	施設合計
	ごみの燃焼 (t-CO <sub>2</sub> )	発電 (t-CO <sub>2</sub> )	
第一期実施計画現状 (H21実績)	40,481	0	40,481
1市2町 (R5実績) 地方公共団体実行計画	32,860	-10,211	22,649

★地方公共団体実行計画による算出

## 10.2 ごみの減量化\*及び分別徹底効果の検討

ごみの減量化\*及び分別徹底施策として、可燃ごみ中の紙、プラスチックの資源への分別徹底、食品ロス\*の削減及び水切りの徹底等について積極的に啓発を行います。

これに伴い、焼却するプラスチックや焼却量そのものの減少により、温室効果ガス排出量の削減も期待されます。

ごみの燃焼による温室効果ガス排出量は、減量化\*及び分別施策を行うことにより約 31.5 パーセントの二酸化炭素排出抑制が期待されます。

表 38 ごみの減量化\*及び分別徹底による温室効果ガス削減効果

項目	単位	H25年度	R5年度	R12年度	R12年度	備考
		実績	実績	現状予測	目標値	
①焼却量	(t)	79,999	70,564	75,847	54,795	
②一般廃棄物の焼却量に占めるプラごみの割合	(%)	18.10				地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアルVer2係数より
③一般廃棄物中のプラごみの固形割合	(%)	80.00				
④CO2排出係数	(t-CO2)	2.77				
⑤プラごみ温室効果ガス排出量CO2	(t-CO2)	32,087	28,304	30,420	21,977	=①×②×③×④
⑥焼却量に占める繊維くずの割合	(%)	6.65				地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアルVer2係数より
⑦繊維くずの固形分割合	(%)	80.00				
⑧繊維くずの中の合成繊維割合	(%)	53.2				
⑨CO2排出係数	(t-CO2)	2.29				
⑩合成繊維の温室効果ガス排出量CO2	(t-CO2)	5,185	4,573	4,917	3,552	=①×⑥×⑦×⑧×⑨
二酸化炭素発生量	(t-CO2)	37,272	32,877	35,337	25,529	=⑤+⑩
二酸化炭素発生量削減率（H25年度基準）	(%)		11.8	5.2	31.5	

※出典：一般廃棄物処理実態調査 環境省

※R12年度の目標値は、平塚市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の目標値

## 用語の解説

### VFM (ヴィエフエム)

VFM (Value For Money) とは、PFI等事業の重要な概念であり、特定事業への支払いに対して、最も価値の高いサービスを供給するという考え方のことです。

### SDGs (エスディーゼーズ)

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、持続可能な開発目標のことです。2015年9月に国連で開かれたサミットで決められた、国際社会共通の目標であり、「17の目標」と「169のターゲット(具体目標)」で構成されています。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



### 逆有償・逆有償化

逆有償・逆有償化とは、これまで有償で引き取ってもらっていた資源ごみを処理費を支払って引き取ってもらうことです。

### 原単位

原単位とは、一定量の生成物が生じる際の単位量のことです。ごみやし尿等の場合は1人1日当たりのごみの排出量や1日当たりのし尿の排出量等を指します。また、二酸化炭素の場合はごみ1トンから発生する二酸化炭素の量を指します。

### 減容化

減容化とは、焼却や圧縮等の処理を行いごみの容積を減少させることです。

### 減量化

減量化とは、ごみの排出量を削減することです。具体的な方法は、マイバッグによりレジ袋を使用しないこと、野菜や果物を量り売りとする、水切りにより生ごみの排出量を減らすこと、家電製品を修理して長く使用すること、フリーマーケット等を通して古着や食器等を他人に使ってもらうこと、古くなった家具を粗大ごみとして出さず修理して再び使用すること、家庭用生ごみ処理機等で生ごみを堆肥化すること等が挙げられます。

### **CCU (シーシーユー) 等の技術**

CCUとは、火力発電所等からの排ガス中の二酸化炭素 (Carbon dioxide) を分離・回収 (Capture) し、有効利用 (Utilization) する技術のことです。また、プラスチック資源循環戦略では、今後の展開として、廃プラスチックの有効利用率の増加や温室効果ガスの削減に向けた技術開発に対し、必要な投資やイノベーションの促進を図ることとしています。

### **資源化**

資源化とは、排出されたごみをそのまま、または何らかの処理を行い、ごみを原料や燃料等として使用することです。具体的には、古紙から再生紙を製造すること、缶を鉄原料として使用すること、ペットボトルから衣類を製造すること、粗大ごみや不燃ごみから回収した鉄等を原料として使用すること等が挙げられます。

### **資源化率**

資源化率とは、排出されるごみに対して総資源化量がどの程度であることを示す数値のことです。

### **重要業績評価指標**

重要業績評価指標 (KPI) とは、目標を達成するための重要な業績評価の指標のことです。指標の達成状況を定点観測することで、目標達成に向けた行動の効果を把握できるようになります。

なお、目標値からの乖離が生じた場合には、指標の修正が必要です。

### **食品ロス**

食品ロスとは、食べ残しや売れ残り、期限切れ等、本来食べられるものにも関わらず廃棄される食品のことです。調理によって発生する、野菜の種や皮、肉や魚の骨、卵の殻のような食べられないものは含みません。

### **処理人口**

処理人口とは、それぞれの施設で処理されるごみやし尿を排出する人口のことです。

### **3R (スリーアール) +Renewable**

3Rとは、Reduce (発生抑制)、Reuse (再使用)、Recycle (再生利用) の3つの頭文字の総称のことです。

循環型社会形成推進基本法では、廃棄物・リサイクル対策の優先順位を明確にし、最初に廃棄物を Reduce (発生抑制) し、第二に廃棄物を Reuse (再使用) し、第三に廃棄物を Recycle (再生利用) し、第四に熱回収を行い、最後にどうしても循環利用できない廃棄物を適正に処分することとしています。

3Rに加えて「Renewable (再生可能な資源に替える)」という考え方が重要になっており、資源循環に配慮した消費行動に取り組みことが期待されています。

### **剪定枝 (せんていえだ・せんていし)**

剪定枝とは、庭木を剪定した際に出る枝のことです。

### **総資源化量**

総資源化量とは、資源化したごみの量の総量のことです。具体的には、缶、ビン、ペットボトル、古紙等の資源ごみを資源化した量、粗大ごみや不燃ごみを破碎処理して選別回収した鉄やアルミ等の量、可燃ごみを焼却処理し、処理後の焼却残渣をスラグ化等した量等の合計を指します。

### **総排出量**

総排出量とは、ごみ収集車等で収集したごみの量、地域住民が自ら施設に搬入したごみの量、地域住民がPTAや自治会等を通して自主的に古紙等を回収し、資源回収業者へ引き渡したごみ量の合計のことです。総排出量には、事業者独自の資源回収や住民による自家処理（生ごみの減量化等）等の潜在的なごみを実数として捉えることが困難なことから、これらを除いた全てのごみの量を指します。

### **地域循環共生圏**

地域循環共生圏とは、各地域が自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方のことです。農山漁村も都市も活かす、我が国の地域の活力を最大限に発揮する構想です。

### **厨芥類 (ちゅうかいりい)**

厨芥類とは、家庭の台所、給食センターや飲食店、青果市場等の事業所から出てくる野菜くずや食べ物の残り等のことです。

### **トレンド推計**

トレンド推計とは、現在までの実績値の傾向をよりよく表す式（トレンド式）を見つけ、将来もその傾向が続くと仮定して、将来値を予測する方法のことです。

人口や1人1日当たりのごみ排出量の実績値を時間の経過に従った傾向から将来値を予測します。

### **PFI等事業 (ピーエフアイとうじぎょう)**

PFI (Private Finance Initiative)等事業とは、公共性のある事業を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的に実施する事業のことです。PFI事業には、PFI法に定める代表的なものとしてBOO・BOT・BTO等がありますが、PFI的事業としてDBO方式等の事業形態があります。ここでは、総称してPFI等事業とします。

#### BOO (Build-Own-Operate)

民間事業者が自ら資金を調達し、施設を建設し、一定期間（数十年）管理・運営を行います。所有権は公共に移転しません。

#### BOT (Build-Operate-Transfer)

民間事業者が自ら資金を調達し、施設を建設し、さらに一定期間（数十年）管理・運営を行い資金回収後、公共に施設を移転します。

#### BTO (Build-Transfer-Operate)

民間事業者が自ら資金を調達し、施設を建設し、その所有権を公共に移転します。その代わり一定期間（数十年）管理・運営する権利を得ます。

#### DBO (Design-Build-Operate)

民間事業者が施設設計・建設・運営を行います。公共が資金調達を行い、設計・建設に関与し、施設を所有します。

### **P D C A サイクル (ピーディーシーエーサイクル)**

P D C A サイクルとは、Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)を繰り返すことによって、生産管理や品質管理等の管理業務を継続的に改善していく手法のことです。

### **フードドライブ**

フードドライブとは、家庭で余っている食べ物を学校や職場等に持ち寄りそれらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク等に寄付する活動のことです。

### **マイクロプラスチック**

マイクロプラスチックとは、環境中に存在する1～5mm以下のプラスチック粒子のことです。特に海洋環境において極めて大きな問題であり、海洋生物がマイクロプラスチック自体と、それに付着した有害物質を摂取し、海洋生物や人間の健康に影響を及ぼすことが懸念されています。

### **溶融スラグ**

溶融スラグとは、ごみや焼却灰を高温（1,200度以上）で溶融したときに生成されるガラス質の固化物のことです。水で急冷した水砕スラグと常温で冷却した空冷（徐冷）スラグがあり、コンクリート用の骨材や道路舗装用の骨材として有効利用されています。平成18年にJIS規格化されたことで利用の拡大が期待されています。

### **リサイクルループ**

リサイクルループとは、地域で完結する循環型モデルのことです。例えば食品のリサイクルループとは、食品工場や店舗で排出された食品残さ（惣菜や野菜くず等）が、再生事業者等を通じてリサイクルされ、飼料・肥料となって農家に運ばれ、その飼料・肥料を使って育てられた農畜産物が工場や店舗に運ばれ、再び消費者の手に渡るという無駄の少ない理想的な循環型モデルのことです。

湘南西ブロック 第二期 平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画

令和3年3月発行

(令和8年3月見直し)

編集・発行 1市2町ごみ処理広域化推進会議

平塚市環境部環境施設課(事務局)	〒254-8686	平塚市浅間町9番1号	TEL 0463-23-1111(内線 2185)
大磯町産業環境部環境課	〒259-0103	中郡大磯町虫窪66番地	TEL 0463-72-4438
二宮町町民部生活環境課	〒259-0196	中郡二宮町二宮961番地	TEL 0463-71-5879